

金光教學

金光教教学研究所紀要

54

2014

金光教教学研究所

金光教学 — 金光教教学研究 所紀要 —

2014

NO.54

「七墓」の語りから見る死生への問い	……高橋 昌之……	1
資料解題 管長家資料に見る神道金光教会設立初期の諸相	……三好 光一……	46
<hr/>		
平成 25 年度研究論文概要	……	100
紀要掲載論文検討会記録要旨	……	107
彙 報—平成 25.4.1 ~平成 26.3.31—	……	110
(第 53 号正誤表 P121)		

「七墓」の語りから見る死生への問い

高橋 昌之

はじめに

われわれ人間は日々の生活を営む中で困難な問題に出合い続けながら、そこに道が付くことを願い、これまでも、そして今も多大な努力を払ってきている。心身の仕組みが徐々に解明されるに従い、不治とされた病への対処が可能となる等、人間を取り巻く環境の劇的な変化やそれを可能にする技術の進歩にはその一端が顕著に示されている。だがそうした変化の一方で死生に関わる重大な局面等、いざ事に当たった際に人間が抱かされる感情、思いはどうだろうか。とりわけ自分の大切な人を突然亡くしたとき、その事実を俄には受け止められず戸惑い、降りかかった出来事の意味を求めて彷徨する姿は、この後に検討する『金光教教典』に見られる幕末、明治期の人々も、現代のわれわれも大きく変わらないように思われる。いや、むしろ病院での近代科学に基づく人間へのケアが進むに伴って誰しも避けて通れない死生をめぐる問題が浮き彫りになり、そこに向けた議論が強く要請される今^①、われわれはより困難な状況に面しているとさえ言えるかも知れない。かつて宗教学者の島蘭進は信仰の根本を問う金光教の研究に触れつつ、厳しい現実の中で実際に信仰をもって生きることへの問いの重要性を指摘したが、本稿では^②

この指摘に触発されながら今日における死生の問題に向けた考察を試みたい。

そこでまず死生に関する本教の見解を大別して示すと、これまで金光大神の「理解」に基づきⅠ～Ⅳのように表明されてきている。Ⅰ人の死も生と同じく天地の中で起き神の働きの中でのこととしてある、Ⅱ死ぬことも神のおかげからはずれたことではない、Ⅲ現世での充実した生が死後の安心につながる、Ⅳ死んでのち人助けの働きがよいよ適切にできる。これらは、「死とはいかなる事態か」「人は死ぬとどうなるのか」といった問いに基づいて、死生の安心に導くよう示されており、死への不安を和らげ死と連続したこととしての生を充実させる願いと意義を持つと言える。^④その上でこれらの提示に指摘できるのは、やがて死を迎える当事者（人間一般）に向けて死の意味やイメージが語られている点である。

これは、それぞれの元になった「理解」^⑤がいずれも参拝者本人やその家族、あるいは金光大神自身などまだ生きている人間の死を想定して語られたと推察されることから、いわば必然的な帰結だと言える。そしてそれら見解を手がかりとして自身の死のみならず、家族などを亡くした場面での死の意味をたずねることはあり得るであろうし、実際に亡き人に思いを寄せる営みも本教において続けられてきているよう。人知の及ばない力を感じながら故人の生き方を振り返りつつ、有り難い思いをもってその死を受け止める人の例は、それこそ本教の歴史において枚挙にいとまがないとも言える。とはいえ一方では、家族の死に直面して遺族が抱く悲嘆や事態に対する理解のなし難さ、その感覚を抱きながらの生き方をどう考えられるか、といった問いに、生と死を連続的に捉える見解をもってどう向き合えるのかという疑問が同時に浮上し得るのも事実である。^⑥殊に東日本大震災以降の社会にあつて多くの人の死の受け止めや、死者との関わりへの問いが切実さを増している現在、^⑦金光大神により語られた言葉と今日の人間

状況を照応しつつ、死生に関して理屈での割り切りをもっては答えられない問題へと迫る手掛かりが求められているのではないか。そこに向けての取り組みは、従来の学問で主に論じられてきた自分の死が、本来経験不可能であることに加え、死の経験の原型は誰かに死なれる、経験の内にあるとして、その視点からの考察が求められている現状^⑧への応答にもなるだろう。

ところで金光大神と参拝者との応答により生まれ現在に伝わる「理解」には、天地、神、人間等についての道理を説くものその他、参拝者が持ち込む具体的な問題に応じた教示など多様なものが見られるが、そうした中で金光大神自身の経験を踏まえ繰り返し語られた事柄として度重なる家族らの死があげられる。養父親子(天保七年(一八三六)、長男(天保一三年(一八四二)、長女(嘉永元年(一八四八)、二男(嘉永三年(一八五〇)、そして飼牛二頭(嘉永三、四年(一八五〇、一八五二)を亡くした事実を背景に語られるのがそれである。後に神から「七墓」築かせたと知らされたこれらの死は、教学においてもたびたび論究の対象とされてきたが、それら先行成果では金光大神が人生上に出会う困難を克服していく過程に、家族の死も回収されかねない傾向が見受けられる。しかしその一方でこの傾向には、論理水準とは別に、金光大神における家族の死という出来事の、研究者による位置付け難さが表出しており、その呻吟が重ねられていると考えられるかも知れない。

3

そうとして今、金光大神が繰り返し自身の経験を参拝者に語っていたという事実を改めて着目すると、そのように促す神の願いの深さとともに、参拝者を前にして語らずにはおれない思いに迫られていた金光大神の姿が想像される。金光大神はどう家族の死に出会い、神、参拝者らとのいかなる関係においてそれを語ったのだろうか。この問いを問うについて本稿では、金光大神が家族の死を神から「七墓」として知らされた意味に着目したい。^⑩ 金光大

神を見舞った家族の死という出来事が、神との関係上に位置付けられるに至った意味を考えることにより、今日における死生をめぐる状況を金光大神の経験を介して神との関係から見つめ直し、本教信仰からの展望を示す一歩になるのではなからうか。

以上の問題関心から本稿では、金光大神が家族の死に遭遇した実際とそこから導かれる意味を、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」(以下、「覚書」「覚帳」と略記)、そして「理解」が生まれた場面に尋ねていく。第一章では、家族の死に関する「覚書」の記述に浮かぶ金光大神の様相を窺い論点を導く。続く第二章では、家族の死について神から明かされる安政五年一二月二四日のお知らせから金光大神の振り返りの様相を窺い、家族の死が「七墓」として知らされた意味を探る。第三章では、二女くらの大患に関する「覚書」の記述及び、家族の死にまつわる「理解」がなされた場面に注目し、家族の死が金光大神の中でどう捉えられ、参拝者との間でいかなる意味を放つことになったのかを検討する。

なお、『金光教教典』からの引用は、「覚書」「覚帳」の章・節・項番号、「金光大神御理解集」の類・伝承者名・節番号を記した。また年齢の表記は、金光大神在世当時の慣習に従い原則として数え年を用いた。

第一章 家族の死という出来事 — 「覚書」の記述から —

文化十一年(一八一四)に占見村で香取十平、しもの二男として生まれた金光大神は、一二歳の時(文政八年(一八二五))に子供のなかった大谷村の川手桑治郎の家に養子入りした。川手家はもともと村内で最も由緒ある家と伝えられる

が、曾祖父文治郎の代（宝暦・明和頃）から先祖伝来の田畑を手放し始め、屋敷地まで人手に渡る零細農民への転落を経験している^⑫。金光大神が養子入りした当時は、養父が二度の江戸奉公に出るなどした結果、村の最下層から次第に家運を上昇させている途上にあり、彼には養家再興への願いが托されていた。ところが金光大神が一八歳になった年（天保二年へ一八三二）、それまで子宝に恵まれなかった養父母の間に義弟が誕生した。この養父母にとっての実子誕生は、跡継ぎと目されていた金光大神にとって自身の存在意義に影を落とす出来事であつたろうが、天保七年（一八三六）、金光大神二三歳の時に義弟（六歳）と養父（六六歳／天保三年に多郎左衛門と改名^⑬）が相次いで病に倒れこの世を去ってしまう。

金光大神が後年認めた「覚書」^⑭に窺うと、先に病を発症した義弟がやがて病状を悪化させ命を落としたこと、その後養父も痼病^⑮となり姓を「川手」から元の「赤沢」へ戻すよう遺言して亡くなったこと、その遺言に従い金光大神が「川手文治郎」^⑯から「赤沢国太郎」に改名したこと等が確認される^⑰。ここではまず、当時の世間で二人の死が持つたであろう意味を両者の年齢に注目しつつ述べておきたい。

養父が死去した時の年齢は六六歳だった。少し後の記録となるが、安政三年（一八五六）の「大谷村 宗門御改寺請名歳帳」^⑱（「宗門改帳」）によれば、五三二名の村民の内、六五歳以上の村民は三七名で全体の七%にとどまる^⑲。また、幕末期の出生時平均余命は地域によって差があり四〇年を超える地域があるものの、男女ともに三〇〜三九年の範囲にあるものが多いという^⑲。こうした当時の事情からすると養父は、どちらかと言えば長命の部類に入ると考えられる。また一方の義弟は六歳で亡くなっている。この点について幕末から明治初期のある村を対象にした研究を参照すると、平時における全死者数に占める一〇歳以下の死者数は男女ともに三六%で、飢饉などがあるとその

割合は半数にのぼったという。^{②①} 飢饉の際には発疹チフスなど伝染病が蔓延したことが死者増加の一因とされている。^{②②} 義弟が死去した年は江戸三大飢饉の一つ天保飢饉（一八三三〜一八三八）に当たっていて大谷村でも死亡率が同時期の数年前から上昇する傾向にあり、^{②③} 子供の死亡も平時に比べて多かつたと推察される。養父親子の死が飢饉に関連づけて受け止められたか否かといった事実関係は知る由もないが、世間的には「どこの家にも起き得ること」と捉えられかねない出来事ではあった。しかし、そのことに直面する当事者にとつての意味はまた別である。そこからするとこの経験は金光大神にとつてはいかなるものだったのか。

二人の死に関わつてまず注目されるのは、養父がその死に際して金光大神に改姓を求めたという件である。養家の姓に関しては、他村から来た者が由緒ある「川手」姓を用いるのを快く思わない村人から度々嫌がらせを受けていたとの伝えが^{②④}残されている。ここからは養父が金光大神の将来を気遣い、自らの死に際して金光大神の生きる環境を少しでも村内の人心と調和させるべく改姓を指示した可能性が浮上する。これを金光大神の側から捉え直すならば、それまでおぼろげには感じていたかも知れない養家の家格と現実とのギャップの大きさや、そのことがもたらす村民との関係のズレを、改姓という形で顕在化させられたと考えられよう。

またそれに加えて、養家についての伝承にも注意しておく必要がある。金光大神は後年（安政五年（一八五八）一月二四日）、養家に関するお知らせを神から受けている。そのお知らせの前段では大要、かつてこの家の南前にあった川手多郎左衛門家が絶え、同家の位牌を引き継いだ家も絶えたが、それはこの地が海であったころに「四つ足」が埋まり金神への無礼となっていたからだ、との内容が知らされている。ちなみに多郎左衛門とは養家の始祖とされる人物で、養父が死去した時点で名乗っていた名前でもあった。興味深いのは金光大神がこのお知らせの内容を、

養父親子が死去する以前、具体的には養子入りして間もなく養父母から聞かされ知っていたと指摘されていることである。²⁴但しその内容全てを金光大神が知っていたかどうかは保留が必要で、とりわけ「四つ足」が埋まり無礼となった、とのくだりは知らなかっただろうとの指摘もある。²⁵こうした保留を伴うものの、金光大神は養家を再興するについて養父母から最低限、同家がかつて断絶した過去を持つ家であった事実を何らかの形で聞かされていたのは間違ひなからう。そうすると養父親子の死は、一家の主とその後継者候補になり得る者が立て続けに喪われた点に加え、養父が始祖の名を名乗っていたことが、先の伝承を一層強く想起させることになり、金光大神に再度の養家断絶を予感させたことにならう。

以上からすると金光大神にとって養父親子の死とは、自身が周囲との関係で少なからず不安定な立場にある事実を突きつけるとともに、その生が自らの与り知らない力によって脅かされると予感させる出来事だったと言える。二人の死は養家断絶の伝承を、金光大神自身に深く結ばれる問題として想起させたのではなからうか。とはいえ養家が断絶する運命にあるなら、養父親子と共に自身も死去していた可能性もあったらうが実際にはそうはなっていない。そうとすれば金光大神にとっては生を脅かされている不安を抱く以前に、二人が死去した時点で自分が生きている事実そのものへ、意識を喚起されていたのではなからうか。

その後、養父の死に伴い家督を相続した金光大神は同年（天保七年）暮れ、養母の願いで大橋新右衛門が仲介した古川八百蔵の娘とせと結婚した。その翌年には、日柄を改めた上で風呂場と手水場を増築し、更に二年後（天保一〇年）には長男亀太郎を授かった。ちなみに、かつて義弟が出生した時には金光大神自身が瘡病を患っていたというが、長男の出生時には義母が瘡病を発症し約三ヶ月に亘って苦しんだとされる。こうした中で新しい命の誕生は、養

父親子を亡くした家に明るさをもたらすこととなつたろう。ところがその長男は三年後の八月に痢病に罹り四歳で死去してしまう。この時は長男に続いて金光大神も痢病に罹つたが後に回復している。このことは金光大神にとつてどのような経験だったのか。

振り返ってみると養父親子の時にも、先に子供が病気に罹りその後父親が続いていた。ただし養父親子の場合には二人とも罹患しながら長男だけが死去した。先には養父親子が死去した場面で、金光大神は自身が生き残ることへの意識を喚起させられたと推察したが、今回もまた長男の死の一方で自分だけが生き残るといふ苦しさの直面したことになる。このことを、先に触れた義弟の出生時と、長男の出生から死に至る「覚書」の記述に確認しておく。

〔義弟の出生〕

私十八歳、七月十八日より病氣おこりになり、ふるい、また返し、六十日も難渋。養父六十一歳、同母四十一歳で初産、男の生まれ、八月十七日。卵生まれ、名は鶴太郎。産後、血の道、総身はれ、百日余難儀。四十二歳、養母乳痛み、百日余難渋いたされ候。

〔覚書〕 1―6―4―6

〔長男の出生と死〕

私二十六歳、妻二十一歳、六月十五日夜安産、男子生まれ。名は赤沢亀太郎、亥年。六月十五日より、母おこり、ふるい、九月はじめまで。私せがれ亀太郎、八月朔日より病氣、また私当病、父子とも痢病に相成り。せがれは十六日朝病死仕り候、四歳にて。私は全快仕り候。二十九歳の年。天保十三壬寅八月。

〔覚書〕 2―4―5

既述の通り、二人とも家族の瘡病と共に出生の時が振り返られ、義弟の場合は出生後に母親が百日余り体調を崩して難渋したとも書き込まれている。また長男の場合を見ると出生と義母の発症は共に六月一五日だったとされ、事柄としては無関係な両者の関連が仄めかされる。金光大神が義弟と長男の出生を、家族の苦難という共通項を伴って振り返っていたことが窺われ、誕生の時から彼らの生に影が差していたことが暗示されているようでもある。さらに長男の死の記述では「せがれは十六日朝病死仕り候、四歳にて。私は全快仕り候」と記され、「せがれ」の病死と「私（金光大神）」の全快とが対句的に提示されている。これにより養父親子とは異なり、出生の経緯から似た状況に置かれた金光大神親子の場合は自分だけが生き残ったという、結果の対照性が際立つ。

このように見てくると、養父親子の死の残響が金光大神を捉え、二人の状況に重ねながら自身の経験を振り返らせた様が浮かぶ。金光大神は、養父と同様に、自身も長男と二人で死去した可能性を思わされ、さらに養父親子や長男ではなく自分が生き残ったことで、人間の死生に関わる不可解さに襲われたのではないか。殊に、実際には抵抗力の弱い子供が死去する確率は高かったとしても、金光大神にとって、共に病床にあった長男と自身の立場は入れ替わっていても不思議ではないと思念された可能性があり、そうとすれば自身が生き残っている明確な理由はどこまでも不明だからである。先に、養父親子が死去した際金光大神は自身の生への意識を喚起されたと推測した。ただしこの時にはまだ養父親子の死と自身の生との関係は、養家の伝承を介した家の断絶を前提とする点で幾分か漠然としていた。しかし今回の場合は、実際に長男と二人で死の危機に立たされてなお自分は死ななかった点において、以前より事態の重みが増しており、自身が生きている事実を人為の及ばぬ事柄として思わざるを得なかった

と解される。そしてまたこの問題が家族の死に照らされることで現出したことからすれば、彼らへの向かわせられ方に、死を介して自身の所在を求めるよう促される金光大神の有り様を見ることとなろう。

その後、長男が死去した年に二男横右衛門が誕生し、翌年（天保一四年（一八四三））金光大神は門納屋の増築を計画し実行している（『覚書』277）。この時は先の風呂場と手水場の建築で日柄のみを改めたのと異なり、方角も改めたという。またこの時金光大神は材木を紀州に注文していたが、方位家の指定する日取りに材木が間に合わないため玉島で買い直している。こうした動きは、先の建築後に長男が死去したことを踏まえた上で金神に触れないよう万全を期したとひとまずは解してよいだろう。つまり門納屋建築に際して日柄方角を改めることは、金光大神自身が企図した営みに違いないが、それは亡き長男を意識しつつ行われたことになる。そうしてここでは、金神への恐れがそれを避ける行動として表出していたことを確認するに留めたい。

ところで門納屋建築の三年後（弘化三年（一八四六））、金光大神は四国遍路に出向いたという²⁷。金光大神を遍路に駆り立てた要因について真鍋司郎は、①三三歳の厄晴れ祈願、②家運上昇を願う中で起きている家族の病気や死といった問題の打開、③かつて養父が行った四国遍路の踏襲、等を指摘している²⁸。恐らく金光大神はこれら諸要因により遍路に赴いたのであるが、そうしてここまで述べてきた家族の死の経緯を念頭に置いたとき、四国遍路の特質の一つに挙げられる死者供養、先祖供養の意味もまた見逃せないように思われる。

この点に関して、八八ある札所の中には死霊、祖霊が集まるとされるところが一〇ヶ寺は存在し²⁹、中でも特に死者供養の盛んな札所の供養形式が確立したのは江戸中期から末期であるという³⁰。こうした面を考慮すると金光大神も各地より訪れた遍路達と行き交う中で死者供養の実際を見聞きし、亡き家族を思う場面があったのではなからう

か。加えて真鍋が述べるように「覚書」にはこれ以前に、神仏に関わる記事がほとんどないことも考慮すれば、この時の四国遍路が家族の死を神仏を介して捉え返す契機となった可能性が考えられる。とは言えそれはわずかに仄めかされるだけで想像の域を出ない。

だがこの推測があながち間違っていないと思われるのは、その二年後に長女ちせが生後九ヶ月で急死した際に、これまでにない金光大神の様相が表出するからである。長女は嘉永元年（一八四八）六月一三日の未明に発病し同日の夜に亡くなったが、この時金光大神は医師二人を呼んで治療に努めたという。養父親子や長男が病気になった際にこうした事がなされたか否かは不明だが、病床の長女を前に精一杯の行動に出ており、「医師兩人も薬り（治療し）」〔覚書〕2―11、傍点筆者との記述には、力を尽くしながらも結果的に喪われた生への無念さが滲んでいる。こうした金光大神の行動に加えて注目されるのは、講中、親類が集って行われた病氣平癒の祈念の様が「覚書」に記されていくことだ。四国遍路の個所では仄めかされるに留まっていた神仏と死の関わりが強く意識されていることが窺われる。このような神仏との関わりが強く出てくる問題を更に考えるため、二年後（嘉永三年（一八五〇））に起きた二男の死も併せて検討する。

周知の通り金光大神は二男死去の前年末より、須恵村の青木竹治郎から家屋を買い自宅として移築する準備をしていた。普請に際しては当初小野四右衛門に方角を見てもらい段取りを進めていた。ところが改めて方角を見てもらった小野光右衛門により年回りの悪いことが判明し普請の中止を勧められた。そこで押して願った結果、新たに光右衛門が指定した通り三月一四日から二男と二人で小屋へわたまし（家移り）をすることになった。つまり無理を承知で講じられた策であり、金光大神はそれを厳密に守ったという、その中で起きた二男の死だった。

前述したように金光大神は長男と二人で痲病に罹ったときにも息子だけを亡くし、そのことを養父親子の死と共に想起していた。そこからすれば今回もまた自分のみが生き残った事実には照らされて、養父親子や長男の死を想起せずにはいられなかったであろう。しかしそうした類似性の一方で大きく異なるのは、前者三人がいわば不可避的に襲われた病で死去したのに対し、二男の場合は金神の障りを逃れるべくわざわざ催した行為の中で死なせてしまったことであり、その意味で金光大神にとつて痛恨の事態だったと推察される。このことは、苦しむ二男の様相や医師が告げる容体の悪化、それらに当面した金光大神の感情、人々により行われた裸参りの様子等の描写に漂う切迫感となつて、「覚書」にも表れているように思われる。

三月十四日にわたまし、家移りがゆを炊き、せがれ禎右衛門九歳の年連れて、父子寝泊まりいたし。五月十日ごろより禎右衛門当病にて、病氣増し。医師服薬。医師に、いかがと伺い、心配なしと申され。その夜、夜中熱にたてられ、もんらんいたし。夜の明け待ちかねて医師へまいり、願ひあげ。早々おいでください候。病人診られ、これは案外むつかしいと申して帰られ。それからおどろき、祈念、裸まいり、総方神々願ひあげ。祈念成就せず、死に申し候。嘉永三庚戌五月十三日。

〔覚書〕 2—16)

振り返ればこのわたましは、本来なら見合わせるべき普請を取て行かう企図された事実において、金光大神に金神への障りを十分過ぎる程に意識させるものだったと捉えられる。なれば二男を死なせた苦悶が金光大神に金神への障りを想起させ、そこに直結することとして二男の死生に向き合わせたのではないか。当時人々の間では金

神に關して、「普請するに、知らずにすれば牛馬七匹、知つてすれば亭主より七墓築かす「……」(理解I荻原須喜3—10)と言われていたことからすると、亭主である自分でなく二男が死去したことで、自分の知り得ない金神の世界を思わざるを得なかつたろう。これに關連してこの時催されたという裸参りについて考えたい。

裸まいりとは戸主など一家にとつて大切な人が重症に陥つた時、真新しい禪を締めた組内の者が集まつて水垢離を取り、諸社を巡つて病氣平癒を祈願する行為だが、大谷では「死にみやげ」として行つていたとも言われる。³³⁾この時には「祈念成就せず、死に申し候」とあることから、あくまで二男の回復を願つての営為だったに相違ないが、どちらにしても死の影が色濃く迫る中での神参りであり、二男の生死が村人の意識にまで上る事態だったことが分かる。それに加えて、わたましで金神の怒りに触れている意識の延長上での裸まいりであることからすれば金光大神は、総領息子でもある二男がもはや手の届かない世界に差しかかっていることを思い知らされていたのではないか。その言葉にならない無念さも裸参りの記述に織り込まれているように思われる。

以上見てきたように普請を敢行した自分ではなく二男が死去した事実には照らしつつ、金光大神は自分(人間)の生そのものを位置づけざるを得なかつたのではないか。換言すれば自身を含む人間の生とその背後世界が神の領域から予感させられたと考えられるのだが、金光大神にとつてその世界の理を知る術はなかつたことになる。先の長女死去の場面ではこうした思いの萌芽が窺われるのではなからうか。

13
—とはいえ人間の死生に關するこの不分明さは、死の局面に限られたことではなかつた。二男が死去したその日、見舞客の指摘で三男延治郎が疱瘡に罹つて³⁴⁾いることが判明し、同じく四男茂平も罹患して³⁵⁾いたのである。しかし後に二人は無事全快し(「覚書」2—17)、ここまで続いていた子供の死がこの時には回避された。金光大神は疱瘡治癒

の祈願を依頼していた神職神田筑前を呼んで注連あげを行い、同行した神職等にも手厚く礼をした為、彼らの間から驚きの声が上がったという。^{⑧7} 金光大神のこの行動には二人の子供が助かったことへの感謝と、神職の営為を介した神の顕現により一時的にせよ死の連鎖が断たれたとの喜びが看取される。また裏を返せば金光大神の振る舞いは、ここまで抱えてきた不安の大きさの表れでもあり、周囲の者は金光大神のこうした内面を見させられたことになる。ともあれこのように二人は助かったが、この時は疱瘡の治療という限定的な場面での神の現われに過ぎないとも言え、この一件をもって死の連鎖への危惧が拭われたかと言えばなお留保が必要だろう。実際に右の出来事から二か月ほど後、今度は飼い牛が病気に罹り医者による治療の甲斐無く死んだ顛末が記されている。この時には一旦回復した牛が急死し、金光大神は普請用材の買い出しの帰宅中に親類からその死を知らされたという〔覚書〕2―19〕。この出来事と三男、四男が助かったこととの間に関連があったか否かを知ることが出来ないが、金光大神は二人のことを以て飼い牛の死を納得しようとしたかも知れない。^{⑧8}

金光大神によればその後も普請は続行し八月三日に母屋を解体した。興味深いのは金光大神が、普請で無礼を犯すかも知れないと金神に断り、普請が成就した暁には神棚を調べて祀ると申し出てそれを実行したことだ。

金神様へ私お断り申しあげ。方角は見てもらい、何月何日で仕り候。小家、大家にいたし、三方へ広め仕り、どの方へご無礼仕るとも、凡夫相わからず。普請成就仕り、早々お神棚仕り、お祓、心経五十巻ずつおあげますと申して、普請へとりつきかかり、すぐに地形いたし。「…」金神様お神棚調べ。こしきの物は供えあげよしと大工申し候。金神様ごちそう、祓、心経あげ、普請成就御礼申し上げ。〔覚書〕2―20―2―6〕

既述の通り金光大神は養子入り以来不安定な立場に生きざるを得ず、養父親子が死去してからは家族を続けて亡くす中で自らが生きている事実と、それに関わる家族の死への謎が神との関係上に把握されようとしていた。こうした経過において金光大神は亡き家族が意識される中で金神を避け、その営みの極点で二男が死去したことにより、この祭祀の場面で金神の位相に変化が見られるのである。この時金光大神にとつて金神は、恐怖の対象から自身をかく在らしめている畏怖の対象として現出していよう。但し、金光大神が自分自身と家族に起きてきた出来事への思い定めを十分になした上で祭祀したとは考え難く、従つて金神を明確に把握した上での営為ではないと推察される。しかしそうとしても「こしきの物は供えあげよしと大工申し候」とあるように、大工に相談しつつ彼らを巻き込みながら金光大神により行われたことは興味深く、畏怖の対象である金神を介した新たな関係の生成が確かめられる。³⁹ 死者への意識に促されて生きることが、結果的に周囲の人など自身を取り巻く世界へ働きかけることとなっている。

とはいえ、こうして金神を祭祀していた金光大神であったが、翌年にも再び飼い牛を病死させている。しかも前年の一頭目と同じ日に病気に罹り死ぬという経過を辿った。元来農民の間で牛は丈夫な動物なので滅多なことでは死なないと考えられていたこともあり、二年続けて同じ日に病死したことは極めて異例であった。そのためもしこうした出来事が起きた場合、その家が神仏から何らかの罰を受けているのではないかとの憶測を呼び、周囲の村人から非難される対象にさえなり得たという。⁴⁰ この点に関して言えば既述の通り、金神に崇られた家では、無くてはならない者から死に、それでも足りなければ牛馬、あるいは隣人まで巻き添えにされると考えられていた。なれば

周囲の村人にとっても、異様な事態が金光大神の家に生じていることを目の当たりにさせられ、他人事では済まされない事態に立ち至っていたことになる。つまり金神を祀った後もなお死の連鎖が断たれたとは言えず、それまで家族のことに関わって問題にされていた事柄が周囲にまで及ぶ問題となっていたのであり、金光大神はさらに深い闇の中にあつたと言えよう。

ところがそれから七年後の安政五年一二月二四日に至って、これら家族の死にまつわるお知らせが神からもたらされる。そこで次章では、金光大神がこのお知らせによってこれまでの体験を掴み直す過程を辿りつつ、一連の死が「七墓」として知らされるについての神、金光大神、周囲の人々の関係構造も併せて考察する。

第二章 「七墓」に喚起される意味 ―安政五年一二月二四日のお知らせから―

先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへり、柴のいおりかけいたし、これまでに四百三十一両二年になり。この屋敷も不繁盛。二屋敷とも金神無礼。私養父親子、月ならびに病死、私子三人、牛二匹、年ならびに病死。年忌年、月日も変わらず相果て候。私も不思議に始終思い。医師にかけ治療いたし、祈念祈祷におろか（おろそか）もなし。法人願ひ、心願もいたし。神仏願ひてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮らし。この度、天地神様にお助けにあずかり。

〔覚帳〕 2―10―1―6

右は「覚帳」に記された安政五年一二月二四日のお知らせとそれに続く金光大神の述懐である。ここではまず、

養家の始祖多郎左衛門家、及びもう一つの家が断絶した歴史と、それらが共に金神への無礼に由来することが告げられている。前章で述べた通り金光大神は、かつて養家が断絶した過去を持つことを知らされていた可能性がある。しかしここで先祖以来の無礼とは、「四百三十一両二年」という当の金光大神にとつて法外な時間経過を伴い、知らされた者として何を負い持つべきかも不明確なまま迫っている。その上で養父親子と子女および二頭の牛の死と、金光大神が「残念至極」と思い暮らした歳月が振り返られる。とはいえこの時、たとえ家族の死が遠い先祖以来の金神への無礼に由来すると知らされても、金光大神には無礼の意味が俄に理解も承服も出来難かったと思われる。だが「覚帳」の執筆開始後に書き始めた「覚書」^④には、同日のお知らせが異なる様相で記される。

先祖のことお知らせ。前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへりに柴のいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一両二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり、お知らせ。私養父親子、月ならびに病死いたし、私子三人、年忌年には死に。牛が七月十六日より虫氣、医師、鍼、服薬いたし、十八日死に。月日変わらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろか（おろそか）もなし。神仏願ひてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮らし。天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし。

〔覚書〕6-9-1-6

両書の記述を比較すると、「覚帳」では二屋敷が断絶した理由として「金神無礼」とのみ記されていたのが、「覚

書」では屋敷内に「四つ足」が埋まって金神への無礼になっていたと明かされている。しかしこの「四つ足」については、「海々の時」という「時間的隔たり」、地中という「空間的隔たり」、確かめようのない「不可知性」等が指摘されるように、金光大神にとって一層理解しがたいこととして迫ってしよう。

加えて「四つ足」に関して言えば、目に見えない地中にある点で金光大神が現に生きる世界とは異質の領域が示唆される。またそれが埋まった「海々の時」は、具体的にいつ頃かを特定する類の時間表現ではなく、因果律の法則や先後の關係に根差す直線的時間から外れる不定形な時間である。これらが「四つ足」を通じて自身のルーツ(家)に深く関って開示されたことで、金光大神は日常の世界を空間的・時間的に超え出るような迫りを受けると共に、無礼に対する報罰といった単純な因果律に囚われえない人間の死生の有り様を直視させられることになったと考えられる。

その上で、引用の後段に「天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし」と記されることに目を向けたい。ここからは先行成果でも指摘される通り、「先祖のこと」として知らされたのは金神への無礼なのに述懐では「天地金乃神」への無礼となっているので、単に先祖の無礼で子孫が難を蒙るという關係とは別に、金光大神が自身としての無礼を承服した可能性が浮上する。既述のように金光大神は普請を行うたびに子女を亡くしたため、金神への障りを避けるべく一層嚴重な手立てを講じてきた。従ってこの一連の振る舞いが、実はすでに金神への無礼となつてゐる土地(四つ足埋もり)で為されていたと指摘されたことになる。つまり無礼の上に更なる無礼を重ねる意味で、それが自身の振る舞いに由来すると告げられたと一応は捉えられよう。

しかし金光大神は二男の死後、母屋の普請を進める上で犯すかも知れない金神への無礼を予め断り、さらに普請

成就の後には金神を祀る旨を約束し実行していた。にも拘わらず二頭目の牛が病死したので、この行為さえも無礼として神に指摘されたことになる。ところがこれは金光大神の行為ではあるが、金神との関わりを模索するなかで辛うじて行い得た点を考慮したとき、尚も自身に由来する無礼を感じているならばその意味するところに言及する必要がある。そこで以下、お知らせの続きを「覚帳」と「覚書」において対照・検討する。

内（これまで）の難を考えてみい。十七か年の間に七墓築かした、とお知らせ候。恐れ入りてご信心仕り候。
家内一同安心御礼申しあげ。
〔覚帳〕 2―10―7―8

うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。年忌年忌に知らせいたし。実意丁寧神信心のゆえ夫婦は取らん。知つてすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと、とお知らせなされ。恐れ入りてご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ。
〔覚書〕 6―9―7―10

「覚帳」と比較すると「覚書」で金光大神はまず、夫婦が生き得た理由を「実意丁寧神信心」ゆえと指摘された旨を書き増している。ちなみに、養父親子の死（天保七年（一八三六）から二頭目の牛の死（嘉永四年（一八五二）までは数えで一六年なので、「十七年の間」という記述と二年の齟齬が生じるがこの点は後述する。

さて「覚書」にある「実意丁寧神信心」とは、金光大神の生涯全般についての表現とも捉えられようが、ここでは「知つてすれば」と普請との関わりで言明されているので、普請での金神への対処という点から考える必要が

ある。^{④5} そうすると普請毎に日柄方角などを改め、それを遵守してきたあり方に対して「実意丁寧神信心」という意味が与えられたことが分かり、普請の度に死去した子女の存在が大きく関わっていた事実が浮上する。しかも続く「知つてすれば主から取り、知らずにすれば」からは、金神への無礼に気付かず行つてきた営為を背景にして、子女の死と自分たち夫婦の生を知らされていることが窺える。ここからは結果として夫婦が救われたことと、神から「実意丁寧神信心」と認められたことが何らか関連するように読める。しかしここで「実意丁寧神信心」と指摘されたことが、当の金光大神においてどう響いたのかは追つて見ていく必要がある。またお知らせで述べられた事実は、かつて金光大神が知らない時代に生きそして断絶させられてきた先祖達の死、という経験が既に堆積した場所の上で成り立っていたことも看過できない。そうすると金光大神は、遠い先祖や養父親子、そしてとりわけ普請を重ねる過程で死去した子女らの現れを感じさせられる中で、夫婦の生を支える働きを看取したと推察される。このことを、一連の死が「七墓」として知らされた意味と併せてさらに考えたい。

先に触れた通り、「覚書」の「十七年の間に七墓築かした」との記述と、養父親子から二頭目の飼い牛までの死の期間（一六年間）には一年間の開きがある。この点を家族の年忌年に着目して考察した竹部教雄は、二頭目の牛が死んだ翌年（嘉永五年）が養父親子の一七回忌に該当するため、「十七年の間に」を「十七回忌までの間に」の意に解釈出来ると指摘した。^{④6} ちなみに年忌法要は一般的に、一回忌（翌年）、三回忌（翌々年）、以後、七、一三、一七回忌……と行うので嘉永五年は二男の三回忌でもある。これらからすると金光大神は、養父親子の一七回忌法要を迎えるについて亡き家族を思いつつ、飼い牛まで含めれば「七墓」築いたことになると改めて捉え返したのではないか。^{④8} また関連して想起されるのは、年忌法要といった甲いの場とは弔問者、死者、喪主・遺族によって構築され、その

中で死者への思いや記憶が絶えず再編される可能性についての議論^④である。ここから考えれば甲いに集まった人々が語り合う中、打ち続く家族の死が、共同体内で「金神七殺（七墓）」と言い慣わしてきた金神との関係において位置付け直された可能性が浮かぶ。当時「七墓」とは大凶神金神の象徴的な現れとして恐れられたが、裏を返せば金光大神家の死の連鎖が、敢えて牛まで含めれば一応は「七墓」という形で金神のもとに収められた、と理解する人々の心意が表出していると解せるのである。

しかし金光大神の不安は必ずしもそれで解消したわけではなく、実際にその三年後（安政二年）には自身が「九死一生」となったのは知られている通りである。この時には母屋普請時のわたましが豹尾、金神への無礼になったことと二男の死との関連が示唆されたが、無礼を詫びた金光大神は命を救われた。このとき金光大神は義弟を介してではあるが初めて具体的な神の知らせを聞き、神から見た人間の死生の有り様に触れたことになる。ちなみに養父親子の一七回忌法要の次に営まれるのが二三回忌法要で、当該のお知らせを受けた安政五年にあたる。ここからは年忌法要という節目を一つの契機として、家族の死や自身の大患体験とその時の神の知らせなどを関連づけつつ振り返る中で、それまでは人間同士での了解事項として位置付けられていた家族の死が、まさに神の領域にあることとして改めて安政五年に「七墓」と知らされた実際が窺われよう。以上からすると金光大神はこのお知らせを通じて、養家にまつわる無礼が遠い先祖から積み重ねられ、またその死によって贖われつつも最終的には子女等の死に密着して、自分たち夫婦の生があることを知らされたのではないか。「実意丁寧神信心」に関わらせられ、その意味を与えることになった彼らの死の意味は、この気づきと併せてより重みを増して金光大神に感取されたと考えられる。^⑤

ところで「実意丁寧神信心」ゆえに夫婦が助けられたとする記述は「覚書」のみに見られ、「覚帳」には一七年間に「七墓」築かしたと述べられるにとどまっていた。ここからすると「覚帳」の当該箇所を執筆した後、亡き家族や自身の大患経験を振り返る営みと、「覚書」執筆に際して「実意丁寧神信心」との意味が神との関わりに表出したことは不可分の関係にある。それを踏まえて先に示した疑問、即ち金光大神が「天地金乃神様へのご無礼」と把握した意味を考えるなら、自身の生が死者の存在抜きには無いことに気づかず過ごしてきた事実を介し、そんな自身を生かそうとする事実において天地金乃神と死生の問題が深く関わっていたことを知った、恐懼と感謝の念が吐露されているのではないか。

さらにこの事に関連して興味深いのは、神が「年忌年忌に知らせいたし」と明かしていることであろう。「十七年の間に七墓築かした」と家族を死に至らせながらも、同時にそれら年忌毎の死によって無礼を知らせようとする神でもあるという。ここには人の死生に関して、神であっても如何ともなし難い局面のあることが露見している。⁵⁴ そうであるならば金光大神はそれまでの経験を振り返る中で、養家につつまる無礼とそれに対する神の赦しへの意思、そしてその両者に照らされる家族の死といった複数の要因が絡み合いつつ辛うじて成り立つ土台に、自分自身がいま在る事実を知らされた事になる。もはや人間による善悪、禍福といった判断を遙かに超えた地平に生かされている、圧倒的事実の方から金光大神は自身を見させられ、その生に浮かぶ言葉を語るよう神から促されたのではないか。加えて前章で考察したように、死者を想起して生きる営みが周囲との新たな関係を生んでいたことも併せて考えると、金光大神が「七墓」として家族の死を知らされ、自身への促しとなった経験をその後どのように生き、周囲に如何なる意味を放ったのが次なる疑問となる。そこで次章ではこの問題を、安政五年以降の「覚書」の記

述及び、参拝者が伝える「理解」の場面から考えることにしたい。

第三章 「七墓」と知らされた経験に導かれる金光大神の様相

―二女の大患と「理解」の場面から―

安政五年一二月二四日のお知らせ以降も金光大神は、度々家族の病を経験している。⁵⁵ その中でも翌年五月末の二女くらの病は、出合った意味の重大さを窺わせるように神のお知らせや家族の言動、それらを受けた金光大神の心情が詳細に「覚書」に記されている。⁵⁶ そこで本章ではまずこの出来事の検討から始めたい。

I、二女の大患

金光大神は二女の発病当初から、「死んだらままよと思うて、心配せずと、農業、家業出精いたし。病人のそばにおるな」(「覚書」7-5-5)とのお知らせに従い、いつも通り夫婦で農作業に従事したとされる。このとき神は、従前の家族の病気における金光大神の対応を引き合いに出しつつ(「覚書」7-5-4)、不安を払拭して家業に精励するよう求めた。ところが後日、夫妻が野良から中食に帰宅してみると既に二女の体は冷え、呼びかけにも応じない状態に陥っていた。妻はその様子を目の当たりにして二女が死んだと思ったが、改めて確認するとまだ息があったため、金光大神に祈念を頼んでいる。すると神から二女に神酒を飲ませて加持をするようお知らせがあり、その通りにすると二女は神酒を喉に通した。

続いて金光大神は、病人は心配ないので再び加持をするよう神から指示され、さらに「暮れ六つまでに験やる。生き祝いと思うて、ばん役、此方の広前にて休めい」〔覚書〕7-6-10)と告げられている。このことから、この時点で神から二女の全快を約束されたと言つてよいことが窺える。しかし金光大神は神の指示を受けて対処できたことに感謝しつつ「これで死んでもおかげ」と思い、死への思いが拭えなかつた事を明かしている。

先前は教えてくださる神様もなし、こんどは結構にお知らせくださいなれ候。ありがたし。これで死んでもおかげ。今までは大入入れて死なせ。隣家、一家、親類、谷中のごやつかに相成り。この度は入用さしなさんこのう、思ようるところへ、妻が、もういけません、今のうちみやげに、ま一度(もう一度)祈念お願いなされと申し。

〔覚書〕7-7-2-4)

二女が死んでもそれを「おかげ」とすることは、人間の死生が神の領域にあるとしてその計らいに任せ、起きてくることをそのままに受けたいとする願いの発露とも取れる。とはいえ、その願いのままに金光大神の心があつたかどうかは、また自ずと別問題であろう。さらに今回は大金を使わなかつたことに加え、家庭内のこととして濟んだと喜ぼうとする意識の奥に、周囲への視線が強く働いていることにも注意しておきたい。こうした死への不安と呼応するように、二女の容体悪化を告げる妻が金光大神に「死に土産」の祈念を依頼するが、そこで金光大神は再び神から「験をやる」と告げられ、その時を信じて待つよう求められた。⁵⁸⁾ところが度重なる神の言葉にも拘わらず、金光大神は二女の死を見越して葬式の段取りにまで思い及んでいたという。⁵⁹⁾再三「心配なし」と神から告げられた

にも拘わらず、その言葉をすんなりと受けきれない苦しい状態が露わになっている。

また私横になり休み、もの案じいたし。信心いたしてもどうならんものじゃのう、またあそこには子が死んだと、人に言われるが残念と思ひ、いたしかたなし、世にもあることと。神様お知らせせどおりにいたし、病中入費入れず、ありがたし。夜じまいに葬式いたすと、考え申しおるところへ、お母さん、小用出ると申す声に、私起きあがり出てみ。

〔覚書〕 7-7-7(9)

このように自らの不安が直接には表出せず、「信心いたしてもどうならんものじゃのう」「…」という噂話の形式を借りて吐露されるところに、神の言葉と自身の感情との板挟みにあつた金光大神が表れていよう。こうした心の動きは、自らの内に認めようとしぬい欲望や傾向を他の人に転嫁することによって、自己の破綻を未然に防ぐ心理機制（投射）^⑥の一種として見ることができる。この場合で言えば、度重なる神の言葉を疑つてしまふ自己への疾しさが無意識に周囲の人々を想起させ、自らの思ひを代弁させている面があると解されよう。

それに加えて、これまで長女や二男の死の場面で親類や講中らの様子が記述されていたことにも注意を要する。とりわけ前章で考察したように、養父親子の年忌法要を機に人々と「七墓」が確認されたと思われるにも拘わらず今回また二女が病死すると、未だに死の連鎖が絶たれていないとの不安を周囲にも与えかねない。既述の通り金光大神家における死は周囲にとつても他人事でなくなつていた。このように金光大神はこの時、神の指示に従いつつもその神を信じられない自身への疾しさと共に、二女の死によつて周囲までを巻き込みながら再び不安な日々を送

らねばならないという、二重の苦悩に直面していたと考えられる。「神様お知らせどおりにいたし、病中入費入れず、ありがたし」とは、二女の死を思い分けることなど到底できない金光大神が、それだからこそ娘の死を神との関係に見ようとするとところに辛うじて生まれた言葉だったのか。

ところがその時二女に小用が通じるという験が現れ、病は快方へ向かう。二女のもとに駆け付けた金光大神は、遅れて来た妻に「それみい、験くださったのう、ひきかかえてもどれい」(「覚書」7-7-10)と申しつけ、自分は神に礼を申し述べたという。この言葉には二女を案じていた妻に、「験をやる」と告げた神の確かさを言い聞かせるような響きを感じられる。しかしながら、金光大神自身がその神を信じられなかった事実を照らせば、この言葉は神の験を目の当たりにして思わず口から飛び出し、真つ先に自身に突き刺さっている。

以上のように見てきたとき、安政五年一月二四日のお知らせを受けた後も、なお家族の死に対する金光大神の不安が払拭されたわけではなかったことが明らかになる。ただし以前と全く同じというわけではなく、神の指示を受けつつ事態に処する中で神の意思を確かに感じ取ると共に、「七墓」と知らされたことが、周囲をも巻き込みながら金光大神に試されていた様相が浮かぶ。その中で、二女の死を目前にして神との関係で言葉が生まれる様も見られたが、こういった様相は参拝者との応答においてどう確認されるだろうか。次節ではその様相を「理解」が生まれる場面に窺い、そこに見られる意味を考えたい。

Ⅱ、「理解」の場面から

「はじめに」で触れた通り、金光大神が家族を亡くした経験を人々に語っていたことは幾人かの伝承に窺える。そ

の内、まず子供の死を契機に初参拝したという片岡次郎四郎の伝承を窺い、金光大神の語りを見る経験の抱えられ方と、それを聞いた者に与える意味を探究する手掛かりを得たい。

上道郡才崎村（現岡山市東区才崎）の片岡はかつて、相次ぐ子供の死に金神崇りへの疑念を抱いていたという。そうした折り村内の石村という人物が同郡中井村の大森うめの広前に片岡を誘い、後に彼女が片岡を大谷へ導いた。伝えによると片岡は金光大神に会った最初の印象として物足りなさを感じたという。以前から金神忌避への手を尽くしてきた過程で接した祈祷者らと比較しての思いだったか。一連の経緯は以下のように伝えられている。

私（片岡次郎四郎）夫婦に子供が生まれては死に、生まれては死に、一番大きくなったのが四歳で、どうしても育たなかった。これは金神の祟りであると思ひ、家相地相を見てもらい、家を何度となく作りかえ、家の後ろにある溝まで変えた。片岡の家は代々かなり知恵もあり、金にも困らず、地方での家柄であった。それで、あらゆる手段を尽くして金神をよけ、また封じてもらつたが、どうしても験が見えない。このうえは、どこかに金神の守りをする人があるであろうから、その人に会つて談判してみたいと思つていた。たまたま、慶応二年のある日の夕方、村内の石村という者が来て、「今日、中井村の大森金子大明神（大森うめ）の広前に参つたところ、才崎に信心をしなければならぬ家があるから、参るようになつてくれと言われ、考えてみると、どうもお宅のごとくのように思われますが」と言う。当時、村内の者はみな、「片岡家は絶えるであろう。気の毒なことであるなあ」と評判していたのであつた。石村の言葉を聞いて大いに喜び、さつそく大森金子大明神の所に参つた。しかし、無学の一老婆なので、心中少し物足りないように思つていたら、「そういうことは金光様

のお広前へ参らなければならぬ」と言われた。そこで、慶応四年二月に、大森金子大明神に伴われて、はじめて大谷に参拝した。大谷でも、なお少し物足りないように感じたが、金光様は、「それは困っていることである。此方もそれで難儀をし、七墓も築かされた。信心すればおかげが受けられる。一緒に信心していこうではないか」と、あたかも親が子を抱くような慈愛に満ちたお心持ちで迎えてくださったので、すっかり恐れ入り、此方こそと思ひこんで信心さしていただくようになった。

(理解Ⅱ片岡次郎四郎一)

右によれば片岡は金光大神の言葉に接して信心を進める決意をしたとされるが、そこには金神を避ける手立てなど、片岡が期待しただろう事柄が含まれていない。その代わりに語られたのは自身が「七墓」築かされた事実と、それを踏まえての信心への誘いだっただけという。そこで金光大神の言葉の出方に注目すると、片岡が直面する状況に導かれるようにして自身の経験が語られており、金光大神にとって家族を亡くした事自体は過去のこととして捉えられている。ところが最後に述べられたのは「一緒に信心していこうではないか」との言葉だった。この言葉が仮に片岡の信心を一方的に促す言葉(「しっかりと信心なさい」等)であれば、「七墓」と知らされた事は金光大神にとって既に解決済みの出来事と受け止められるかも知れない。しかし「一緒に信心していこうではないか」との呼びかけは、たとえ出来事は過去のことでも「七墓」と知らされた意味は未だ解消することなく、金光大神を信心に向かわせるべく迫っていた様子を窺わせる。この言葉を聞いた片岡が問題解決への具体的手立てを示されないうまま信心へ誘われた背景には、言葉の響きを介して問題が共有されていく関係が両者の間に生じたことがあり、その関係の始まりがともかくも片岡を金光大神の広前へ向かわせ続ける事になったと言えらるだろう。^⑩

しかしそうしたとき、片岡の場合は金光大神広前への初参拝時に右の応答がなされたというが、以前から信心しながらなお苦境に立った者には如何なる事態が確認できるだろうか。こうした関心から次に、吉原良三が伝える金光大神の様子を検討したい。

呉服商を営む吉原家の入り婿だった吉原良三はかねてから大谷への参拝を続け、義母おもとも岡山からの月参りを欠かさない「厚き信者」だったと伝えられる。⁶³ その吉原の妻かねが明治一〇年頃から病気となり同一二年一〇月に重態となったため、彼が病氣全快を願って参拝したところ、金光大神から一週間後には全快すると告げられた。ところが参拝の帰途、彼は使いの者から妻の死を知らされ、さらに妻の四九日の後には義母が病に倒れて程なく死去する目に遭う。これらの出来事に怒りを抱える吉原から不信をぶつけられた金光大神の様子が、以下の様に伝えられている。

金光様は赤い顔に筋を浮かべて、「それはお気の毒なことで、さだめし残念であろう。いっこうに当てにならないから、以後は信心しないとの決心なら、かれこれ私は言わないが、参考までに一口申しておこう。人の命ばかりは、どのように医者にかかっても、信心しても、命をいくらか延ばしてもらっただけで、命数のない者はいたしかたのないものである。……」

(理解Ⅱ吉原良三3—5)

吉原によると「あなたのおっしゃることの、どこを信じてよいか、わかりません」と訴える彼に、金光大神はその思いを汲みながらも「命数のない者はいたしかたのないもの」と述べたという。妻が「全快する」と告げられて

いた彼には到底承服しがたい言葉だったろう。だがここで見逃せないのは、家族を亡くした無念に突き動かされる吉原に触れ、「赤い顔に筋を浮かべて」と描写される金光大神の様である。吉原が抱いていた普段の穏やかな印象と異なる様相は、吉原が信心をやめるのは覚悟の上で、なお止め得ない思いに駆られた姿を伝えていよう。金光大神は吉原へ次のように語ったという。

「『…』当てにならないから信心しないとわれれば、それまでのものであるが、まあ、物の道理から考えてみるがよい。あなたの家にとって、あなたの代わりになる人といえばむずかしいが、あなたの家内になる人は、だれでももらうことができる。まあ、不幸中の幸いと思ひ、あなたの身代わりに家内が立たれたと思つてはどうか。その看護をした人が亡くなられたのは気の毒であるが、もし男二人が死んで女二人が残つたとしたら、子供の養育もむずかしく、商売もその日限りとなる。まあ、その辺をよく考え、これもおかけであると思われはどうか。このうへは、あなたの思ひしだいである」

（理解Ⅱ吉原良三 377-8）

金光大神はこの時「物の道理」という観点から、妻の死を吉原の「身代わり」と捉えるよう説いたという。その内容は吉原家にとって妻よりも吉原の方が代わりの効かない存在である、というものだった。しかし入り婿の吉原に比べると、継嗣だった妻の方がそもそも吉原家にとって掛け替えのない存在だったし、仮に彼が死去した場合、⁶⁶当時、三三歳で二人の子を持つ妻が婿を迎えるのは困難だったかも知れないが、それも妻の死を「身代わり」とする「物の道理」とは言い難い。加えて「もし男二人が死んで『…』との言葉は義母を義父の「身代わり」と解させ

るが、熱心に信心していたという義母の方が急死した事実は吉原にとってあまりにも理不尽であろう。この「理解」に見られる見解には家の存続を前提として人の命の軽重を計るかのような響きがあり、そうした価値を内在化する時代に生きた金光大神の直面していた矛盾が、吉原の前に表出した面もあつたかに思える。

こう考えてくると金光大神の言葉が必ずしも「物の道理」に沿うとは見えないことと、吉原がその言葉に承服して以前より金光大神への信を増したと伝えられることとは、整合性を欠くように思われる。しかしこの吉原の様子は、「物の道理」との言葉に現れた金光大神の情動、吉原の表現を借りれば「赤い顔に筋を浮かべて」いたあり方を併せて考える必要がある。先述の通り金光大神は安政五年一月二四日のお知らせで、自分たち夫婦の生は亡き家族の存在があつて成り立つことを知らされた。またそこで「七墓」のなぞらえにより彼らの死が金神無礼を贖っている可能性を示唆されたが、二女の大患など家族の病を通じて、未だ死の連鎖が完全に断たれたとは言えないことに気が付かされたい。その金光大神の眼前にいる吉原もまた、打ち続く家族の死の一方に生きている事実において同じ道に立たされていた。

前章で窺った通り金光大神は「実意丁寧神信心」な振る舞いと、自分達夫婦の生が何らか関連すると神から知らされたと思われた。しかし人の死生は神にも如何ともし難い面があると知らされたことをも考慮すると、金光大神には自らの生と子女等の死とが因果関係にあるとは言えないまでも、表裏一体のこととして看取させられたのではなかつたか。^⑥ そうとすれば吉原がいま生きているという事実も、妻や義母の死があつて初めて成り立っている可能性を金光大神は感じていたのではなからうか。ここには、たまたま一方が死んで一方が生き残った、という関係が収めて済まされないものが含意されてくる。その意味で金光大神にとって自分自身と、目の前の吉原という人間が

生きている事実そのものが、いわば或る不条理の上に成り立っているとさえ映ったと推察される。そうしたとき金光大神が吉原に説いた事柄も、「物の道理」として割り切った地点から語っているというより、むしろそう割り切つて語れないことによつて永遠に闇に葬られる何かをとにかく言葉にしようとした姿がさらけ出されているのであり、その姿を現した人間の口から迸り出た言葉が、吉原の存在を丸ごと包むことになったと解されよう。金光大神にとつて吉原が信心を止めることは心情的に十分理解できても、彼がその言葉の外に出て信心を止めることは、結果として妻と義母を二度死なせることを意味しかねなかつたと云えるのではないか。⁶⁹

そうしたとき「このうえは、あなたの思いしだい」とされるように、吉原や義父の生と、妻と義母の死とは「身代わり」という一言に納めて終結する静態的關係とも言えない。むしろこれ以降も生者の有り様に応じてしか死者はそれとしての相貌を現せないことが知らされていよう。このことは通常想定される「物の道理」を超えた事態として金光大神の目前に「在る」死者が、金光大神をして吉原に語らせたことではなかつたか。金光大神もまた吉原に触れ、自身にとつて掛け替えない存在として死者に出会い、そこに吉原を揺り動かす言葉が生まれたことになる。そしてそこに改めて浮上するのは、吉原への「理解」が安政五年一二月二四日のお知らせを背景にしていることに窺われるような、金光大神の生を下支えし言葉を導く神の存在であろう。その意味で家族の死に関する同お知らせは、境遇は違えど同じ苦しみにある者に自身の経験を語るよう金光大神を促すと共に、語る行為がこのお知らせの持つ意味を深め、金光大神にとつての神をも新たにしていたと考えられるのである。

おわりに

ここまで、金光大神が家族の死とどう出合わされてきたのかを考えてきた。振り返ってみれば神から「七墓」と知らされた家族の死は金光大神壮年期までの出来事でありながら、晩年までそれを背景に持つ語りがなされていた。見てきたとおり金光大神は、家族の死によって自身の所在を探知させられると共に、人間の死生が目に見える因果関係に納まり得ないことを知らされており、それらがどこまでも解けないこととしてあつた故ではなからうか。そこで辛うじて明らかになつたのは、生者と共にあるであろう死者への眼差しが持つ重みである。

とりわけ家族の死が「七墓」と知らされたことは金光大神にとって、そのうえで自分が生き続ける意味を考えせずにはおかなかつたろう。「七墓築かされてからの信心は遅いぞ」（理解Ⅲ尋求教語録40―3）との言葉のように、それは既に取り返しのできないことである。と同時に、生きている者のあり方によっては「七墓」と知らされたことが意味を成さないばかりか、更なる困難を招きかねないと言えるだろう。

その一方で、死者の存在を知らされつつ参拝者に向けて語る金光大神の様相には、時を経てなお新たな相貌を見せ続ける死者との関わりを窺うことが出来る。この営みが持つ意味は、金光大神没後も隠れた水脈のように本教の信心に流れていよう。かつて甘木教会初代教会長の安武松太郎は、四男登（満六歳、大正九年没）と長男で副教会長の百太郎（満三〇歳、昭和三年没）を亡くした。とりわけ長男の死をどう受け止めるか安武は非常に困つたというが、その時金光大神の「七墓」に思い至り、金光大神が感得した神意と以後の道開きの意味を今一度我が事として求めさせられた^①、との伝承にはその一端が顕れている。人間にとってそれが終わりのない営みにならうとも、それでも事

柄の背後世界に通じたいと願ひ続ける営みが持つ意味の大きさを思わされる。

以上の考察からは、信仰の有無に関わらず死者からの働きかけを受けながら成り立つ社会に生きる我々にとつて、神から人間に願われている構えが浮かび上がる。本教死生観の元にされている「理解」もまた、神・金光大神・参拝者における問題の表れ方に目を向けつつ、無言の死者を感じようと在るなかで出合うことを待たれ、届けられていよう。

(教学研究所所員)

① 一九七〇〜八〇年代から、医療の発展により病院で死ぬ機会が増加するに従つて、死にゆく人に対するケアの術がないことが顕わになったことが、現在に連なる死生学の登場背景の一つとして挙げられる。この時期、家族が死に直面していたり、家族の死を経験した者達の悲嘆に応じるケア(グリーフワーク)が求められるようになったとされる(島蘭進「死生学とは何か―日本での形成過程を顧みて―」島蘭進・竹内整一編『死生学―死生学とは何か―』東京大学出版会、二〇〇八年、九〜一〇頁)。

こうした動向は戦後、特に高度成長期以降に旧来の死生観が忘れられ、現代の日本が「死」ということの意味がよく見えないと同時に生それ自体の意味もよく見えない状況にあるとする議論(死生観の空洞化)とも連動していよう(広井良典「生と死の時間―深層の時間への旅―」同二三八〜二九九頁)。死生に関わる問題は人間存在の救済を考えていく上で最も大きな関心の一つであり、そ

の意味で上記の指摘は本教信仰へ向けられた問いでもある。本稿ではこうした点を踏まえつつ、死生に関する本教の見解を今日の人間状況に照らし、そこに導かれる問題を考えていく。

② 島蘭進「「生きられる宗教世界」を問う―なぜ、またどのようにに?―」(第四〇回教学研究会記念講演記録「紀要『金光教学』」第四二号、二〇〇二年、一〇八〜一〇九頁)。

③ 『神と人 共に生きる―金光教 教義の概要―』金光教本部教庁、一九九三年、七八〜八三頁。なお「理解」をもとにした見解は佐藤範雄による『天地乃大理』(金光教本部、一九〇五年)で既に見られ、「生きても死ても天と地とは吾住家と思へよ」「天に任せよ地にすがれよ」との「理解」により死生の安心が説かれている(八三〜八九頁)。

④ ここで教学研究での議論を窺っておく。福嶋義次は金光大神に見られる死生の基本的確認について、I実践的側面、

Ⅱそれを支える存在論的側面に分けて以下の通り言及した。
Ⅰ生と死は密接不離・表裏の關係にあり、現実の生き様が整うよう願うことで死との出合いはおかげの相貌を現す。

ゆえに死を悲嘆・回避することなく神に心を向けて生きる姿勢が重要である。Ⅱ人間の生死が天地の全面的な庇護の元にあるとする信仰的立場からして、彼岸・此岸といった生死の二世界的な捉え方は意味を持たず、生を脅かすものとして死を恐れる理由はない。これらⅠとⅡは金光大神の「理解」から導かれ、Ⅰについては内孫桜丸の死に関する「覚帳」の記述にも確認する形で提示されている（「死を前にした金光大神―「身代わり」考―」紀要『金光教学』第二八号、一九八八年、第二章）。既述の本教における死生への見解においては生と死を連続的な關係で捉え、福嶋は密接不離・表裏の關係で捉えるという違いはあるものの、現実における生の姿勢の重要性や死への恐れを無用とする指摘などは共通するとと言える。

⑤ 先に示した見解ⅠⅣの元になった「理解」は次の通り。

Ⅰ「生きても死にても天と地はわが住みかなり」（理解Ⅰ佐藤範雄21―20）、「生きても死にても天地のごやっかいになることを悟るべし」（同21―21）。

Ⅱ「お天道様のお照らしなさるのもおかげ、雨の降られるのもおかげ、人間はみな、おかげの中に生かされて生きてゐる。人間は、おかげの中に生まれ、おかげの中で生活

をし、おかげの中に死んでいくのである」（理解Ⅱ利志野1）、「神様のおかげで生まれてきた人間じゃもの、死ぬるのも神様のおかげでうて死ねるものか」（理解Ⅲ尋求教語録23―1）。

Ⅲ「死ぬる用意をすな。生きる用意をせよ。死んだら土になるのみ」（理解Ⅰ島村八太郎45）、「死なねばくつろげぬくらの人なら、後世（死後）とても、安楽のほど、おほつかなし」（理解Ⅲ御道案内22―2）、「此方もまだ修行中で、死んだ後のことまではわからないが、この世に生きて働いている間に、日々安心して正しい道さえ渡っておれば、死んだ後のことは心配をしなくてもよい」（理解Ⅱ伝承者不明10）。なお充実した生と死後の安心に大きく関わる本教の「みたま」観の内容として、人がそれぞれ神から分け与えられている「みたま」を生存中から磨く大切さと、肉体の死後にも「みたま」が生き続けることを説く「理解」が併せて示されている。

Ⅳ「生きている間は神様のお世話になれ。世話になるのが氏子である。講社になっても神様の世話にならないのは、講社ではない。死んで御霊になってから、それから神様にお仕えするという心になっておれ」（理解Ⅱ金光宅吉9）、「金光様、あなたがお隠れになりましたら、この道はどうなりましようか」と思わず知らずお伺い申した。すると、「氏子、心配することはない。形を隠すだけである。肉体

があれば、世上の氏子が難儀するのを見るのが苦しい。体がなくなれば、願う所に行つて氏子を助けてやる」と仰せられた」（理解Ⅱ唐樋常藏4―2）、「金光様、神去りの前に、「生神金光大神といひしも、今までは形があつたから暑さ寒さも感じたが、これよりは形を去りて真の神になるから、一目に氏子を守ることが出来るわい」（理解Ⅰ島村八太郎11）、他。

⑥ 「第二八回教学に関する懇談会」記録。このことは現代における葬儀の問題点として指摘される、遺族の悲嘆に対するケアの困難さ（「葬儀と宗教意識の変化に向き合う」『金光新聞』二〇一〇年一〇月二四日号、二―三頁）にも通じるのではなからうか。

⑦ 例えば死者の姿を目にしたり声を聞いたりする例は洋の東西を問わず古くから存在するが、津城寛文によれば大規模な天変地異などの非常時にはそのリアリティが増幅するとされ、実際に東日本大震災以降、被災地では亡くなった人の目撃譚が多く語られているという（「死者の幻影・再考―非常時が増幅する合法性の問題―」第一二回宗教倫理学会学術大会発表）。この点に関連して同発表でも取り上げられたNHKの特集番組「亡き人との再会―被災地三度目の夏に―」（二〇一三年八月放送）では、津波で亡くした家族との再会を経験した遺族の語りが映像で再現され、賛否両論の議論を呼んだという。このテーマが公共放送で取り上げられたこと自体、

死をいかに受け止め、死者とどう関わりつつ生きるべきか、との問いが社会的に切実さを増している意味を考えさせる。

⑧ 鷺田清一「死なれるということ―あるいは、〈死〉とテクノロジー―」『文明と哲学』第五号、日独文化研究所、二〇一三年、一三八頁。なおウラディミール・ジャンケレヴィッチは死を論じるについて、Ⅰ自分、Ⅱ近親者、Ⅲそれ以外の人の死に分類し、それぞれ第一人称、第二人称、第三人称の死と呼んだ（「死」みせず書房、一九七八年、二四―三六頁）。彼の分類によるならば、本稿や鷺田が問題にするのは第二人称の死ということになる。

⑨ 理解Ⅰ斎藤宗次郎7、同山本定次郎24、理解Ⅱ相沢新造1、同石原銀造1、同大喜田喜三郎1、同片岡次郎四郎1、同福嶋儀兵衛16、理解Ⅲ尋求教語録15。

⑩ 内田守昌「信心の基本的構造―安政五年―六年の教祖を中心として―」（紀要『金光教学』第一号、一九五八年）、宮田真喜男「金光教における死の意味―教祖の生死に対する態度について―」（同第五号、一九六二年）、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について―金神・神々と教祖との関わり―」（同第一〇号、一九七〇年）、その他論述の中で部分的に触れた論考は幾つかある。

このうち宮田論文では金光大神の生死に対する態度を主題化するなかで、金光大神における死の問題契機として家族の死に注目し、そこでの金光大神の態度を論じている。

そのうちでも一連の家族の死を経てなお回避し得なかつた二男榎右衛門の死に関わる受け止めについては、続いて三男茂平と四男延治郎が瘡癩に罹りながら命拾ひしたことへの感謝が前景化している。そのことにより、相次ぐ家族の死によって生じる疑念よりもむしろ、より一層神へと信順する金光大神の態度が導かれる。なお内田論文では同じ場面面で金神への疑念ではなく自己の不行き届きを強く批判する金光大神が描かれる。

また瀬戸論文では、金光大神において金神との主体的な関係が形成される過程が、金光大神家の普請と家族の死との関係に着目して考察される。ここで瀬戸は、普請と死とが交互に繰り返されていることに注目し、金光大神が自らの行為(普請)を、それによりもたらされた結果(家族の死)から反省的に捉えつつ、行為と反省を重ねながら、段階的に金神との関係を取り結ぶ様を描き出した。

これらの試み自体は、金光大神の生涯に読み取られる意味を捉え、提示する営みにおいて踏むべき一つの段階としての意義を有してきたと言えるだろう。

なお一方で、安政五年一二月二四日のお知らせを考察した竹部弘は直接的に家族の死を対象とはしないが、金光大神にとつて「七墓」が生涯解けない経験として抱えられたのではないかと指摘している(「神と人との間」への問い―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって―)紀要『金光教学』第

四四号、二〇〇四年。本稿では金光大神によつて家族の死が経験された具体相を、それが「七墓」と知らされるに至つた意味にも及んで考察したい。

⑪ 従来の研究では、「覚書」「覚帳」に見られる様々な出来事を或る一まとまりの「事蹟」として括り出した上で、それら「事蹟」の詳細な分析を通じて読み取られる意味を提示する傾向があつた。このことによりあらゆる慣習的、信仰的通念の問い直しが図られ、金光大神の生涯と信仰が含み持つ諸側面に新たな光が当てられる研究上の画期となつた。とはいえその一方では今日、前もつて出来事のある「事蹟」として研究上の括りとするので、研究の意図するところとは別に、金光教内に向けて閉じた読みを導く恐れもなしとしない。例えば本研究で取り上げる家族の死についても、それを「金光大神が七墓築かされた事蹟」として扱うと、これまで教内で流通してきた文脈に即して出来事の内容を論じることには終始しかねない。

それに対して、資料中に「七墓」という言葉が見られるにせよそれを前提とせず、家族の死が「七墓」と知らされるに至つたことには何が読み取られるのか、との問いを持つて向かう時、金光大神を見舞つた出来事の中に、広く今日の人間に向けられた意味を汲むことが可能ではないだろうか。このことに関して、金光大神が家族の死と出合わされる様相を捉える今回の試みは、人間存在を人間を超えたも

の(超越)との関係上に眼差す、精神分析学の議論からも示唆を得ている(木村敏「差異としての自己」(横山博編『心理療法と超越性―神話的時間と宗教性をめぐって―』甲南大学人間科学研究所叢書、人文書院、二〇〇八年)、河合俊雄「心理療法と超越性の弁証法」(同)他)。

本研究では以上の関心のもとに、過去の出来事が金光大神において「七墓」との語りに反映されていく動態的な様相を捉えていく。その際に、語られた内容もさることながら、家族の死を背景に持つと見られる言葉が参拝者との応答により引き出され、「理解」として伝えられたことに窺える意味を、今日において死生の問題を考える手掛かりとして論じたい。なお金光大神によって語られた言葉が「理解」になることに関する議論は、大林浩治「聞き受けられる言葉の世界―交感の表出としての「理解」―」(紀要『金光教学』第五号、二〇一一年)、高橋昌之「金光大神と参拝者の応答―取次という場の生成―」(同)参照。

⑫ 金光和道「川手家の研究―宝暦から文政にかけて―」(紀要『金光教学』第一七号、一九七七年、六二―六三頁)。同論文では養家没落の要因として、同時期の大谷村に他村からの高利貸資本が流入し、天明七年(一七八七)には村高の三割に相当する土地が笹沖村の地主の手に渡るといふように、大谷村全体が困窮していたことが指摘されている。このことが養家没落の直接の原因かどうかは定かでないものの、事

実として曾祖父は次第に田畑を失っていき、村仕事で得た銀や米さえも地主や庄屋の元流れていったという。なお屋敷地は、養父の代になって買い戻している。

⑬ 前年に大谷村の領主蒔田家の家督を相続した蒔田廣運(ひろゆき)の通称が「莊次郎」であり、領内の百姓が「じろう」という名を使うことを差し止めた。それにより養父は糸治郎から多郎左衛門に、金光大神は文治郎から国太郎にそれぞれ改名した(「覚書」1―7)。

⑭ 「覚書」の執筆開始時期は、同書の明治七年旧一〇月十五日の項に執筆を促すお知らせが記述されていることから、同日以降と考えられている。

⑮ 激しい下痢や血便を伴う疫病。飢饉の発生と関連して流行することが多かった(鈴木昶『江戸の医療風俗事典』東京堂出版、二〇〇〇年、六二―六三頁)。

⑯ 前述の通り天保三年に名前を「文治郎」から「国太郎」に改めたいため、実際には養父の遺言に従って改名する以前の名前は、「川手文治郎」ではなく「川手国太郎」だった。

⑰ 「一つ、弟鶴太郎病気づき、末では虫さしこみ、病死したし候。同じく申(天保七)七月十三日七つ時。養父当病(発病)、痢病りゅうびょうになり。病中、間に申し聞かせ、名字のこと、川手をやめて元の赤沢氏、申しおき候。八月六日病死仕り候。六十六歳。川手文治郎こと赤沢国太郎に改名仕り候」(「覚書」

2—2—1。

⑱ 大谷村の統計資料は、白石淳平「宗門帳から窺う近世末期大谷村の諸相—大谷村 宗門御改寺請名歳帳—データ化作業を通じて—」(平成二年度研究報告)の別冊資料を参照した。なお六五歳以上人口の内訳は、六五—六九歳が二〇名、七〇歳代が一五名、八〇歳代が二名である。ちなみに、平成二五年現在の日本の六五歳以上人口の比率は二五・一%である(都道府県、年齢三区分別人口の割合)総務省統計局HP)。

⑲ 木下大志『近代化以前の日本の人口と家族—失われた世界からの手紙—』ミネルヴァ書房、二〇〇二年、一〇三—一〇四頁。

⑳ 旧山家村(現山形県天童市内)の「宗門改帳」(一七六〇—一八七〇年分)を用いた研究による(前掲木下『近代化以前の日本の人口と家族』一二三頁)。

㉑ 前掲木下『近代化以前の日本の人口と家族』一二〇頁。

㉒ 大谷村の旦那寺である寂光院の過去帳による(「寂光院過去帳」について)奉修所資料一〇九。

㉓ 次のようなエピソードが伝えられている。

「川手なりしに、(他処より来りしものが土地のものと同じ苗字なり)とて、川手又五郎、川手便次等来りて御神燈の名前を記したるを破りたりしたりしたるより、赤沢とせられたるなり(大橋)。(『研究資料 金光大神言行録3』藤井くらの

伝え二六二四)以下、『言行録』と略記。

「教祖は川手姓を用ひておいでになったが、山の神の又五郎が来て、御神燈の行灯を引却した。其後、赤澤姓を御用ひになった。後、御神命に依つて、金光と改められた。教祖の内に川手姓を用ひられたのは、伊予川之江の家老川手太郎左衛門から出たものの由(当地方の河手、又、川手ではない)。(『言行録5』藤井くらの伝え二六六三)。

「うちの先祖は伊予から来たといふことです。こちらで川手を名乗ったのですが、村のものが大変にしよのんで、お宮の提灯をたたき落したりしました。後に金光に替え、まるに金を家紋にしたところ、それでは金比羅さんに差し間へるといふので、やつなみをつけました」(『言行録5』古川このの伝え二六九八)。

㉔ 竹部教雄は、金光大神が養子に來て間もない一三、四才のころにこの伝承を養父母から聞かされたのではないかと推定している。その理由として、I 金光大神が家督相続後に行つた普請との関係だけでは、それ以前の養父親子の死まで含めて「七墓」とされる理由が説明出来ないこと、II お知らせ中にある「四百三十一両二年」の「三十一両二年」という端数の示し方が、伝承を聞いてからの年数を語る習俗と考えられ、逆算すると一三、四歳に相当することが挙げられる(『安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈』紀要『金光教学』第九号、一九六九年、三四頁、三九頁、四七頁注⑧)。

- ②⑤ 前掲竹部「神と人との間」への問い」三二六頁注⑬。
- ②⑥ 悪寒と発熱が時を定めず襲ってくるマラリア性の熱病（前掲鈴木『江戸の医療風俗事典』一六頁）。死霊の祟りによるとも言われ習わされていたという（『金光教教典用語辞典』金光教本部教庁、二〇〇一年、九三頁）。
- ②⑦ 「同じく三丙午二月二十二日立ち、私四国まいり、三十三歳の年に。三十六日ぶりに下向」（『覚書』2-10）。
- ②⑧ 真鍋司郎「三十三才の教祖―四国まいりの意味をたずねて―」紀要『金光教学』第一号、一九七一年。
- ②⑨ 讃岐在住の民俗学者武田明は、切幡寺（一〇番・徳島）、焼山寺（二三番・同）、鶴林寺（二〇番・同）、太龍寺（二二番・同）、最御崎寺（二四番・高知）、禅師峰寺（三三番・同）、岩屋寺（四五番・愛媛）、横峰寺（六〇番・同）、弥谷寺（七一番・香川）、大窪寺（八八番・同）を挙げている（『星野英紀「四国遍路の宗教学的研究―その構造と近代化の展開―」法蔵館、二〇〇一年、一一三頁）。
- ③⑩ 星野英紀が代表的な事例として紹介している弥谷寺（七一番・香川）では、毎年旧暦二月一日〜二日までの三日間（計六回）にわたって光明会という供養法要が催され、西讃地方を中心に供養を希望する参詣者が参集し一山が埋まるといふ。同寺では古くから死者崇拜が行われたが、現在の先祖供養方式に定まる端緒は鎌倉期の高野山僧侶（道範）の流配にあるとされる。その後も高野山ないし善通寺
- と関連の深い僧侶が住職となったことにより供養形式が確立したと考えられている（前掲星野『四国遍路の宗教学的研究』一四四〜一六頁）。
- ③⑪ それ以前にも一七才の伊勢参宮の記事があるが、「覚書」自体の記述の流れからみて幼い頃の一連の難儀、難渋の事柄に中心が置かれた記述と考えられている（前掲真鍋「三十三才の教祖」八八頁注②）。
- ③⑫ 「弘化四丁未九月十七日夜五つ出産、女生まれ、おちせと名つけ。右の女おちせ未明より病氣なり。医師二人もつけ、祈念、講中、親類のごやつかいに相成り候。一日医師兩人も乗り（治療し）、晩には病死仕り候。年号変わり、嘉永元戌申六月十三日こと」（『覚書』2-11）。
- ③⑬ 「農耕者との懇談―「覚」資料収集―」金光大神関係資料六〇二〜一、三四〜三九頁。
- ③⑭ 天然痘。急激な発熱と頭痛、筋肉痛、嘔吐をともし発疹が現れる疫病。頻繁に流行を繰り返した江戸時代には死因として最も多かったと推測されている（前掲鈴木『江戸の医療風俗事典』五九〜六〇頁）。
- ③⑮ 「覚書」には「次男」と記述されている。これは横右衛門が死去したために、生きている子供の順番でいえば茂平が二番目の男子になるためだと考えられる。
- ③⑯ 大谷村の隣村佐方村の神職神田大和の下杜家として、大谷村の社や祠などの神職を務めた人物（『金光教教典人物誌』

金光教本部教庁、一九九四年、一四七頁。

③7 神職等は「なんと思ひわけのよい人じゃのう。うちらには、みなそろうてしあげても、そのような礼を受けたことなし」〔覚書〕2-18-3」との声を上げたという。

③8 牛の死を子供の死のまつりかえと思おうとする金光大神の気持ちだが、「私は、帰っても、牛を見るもいじらし、思ひわけいたし」〔覚書〕2-19-7、傍点筆者」との記述に表れたと読めなくもない。

③9 昭和五〇〜六〇年代にかけて本所が実施した調査でも岡山県内で屋内に金神を祭祀する事例が報告されているが、それらは「金神崇り」を回避する手段として祈祷者の指導のもとに講じられたと指摘されている（岡成敏正「金神とその信仰の諸相について―民間陰陽道・金神信仰調査から―」紀要「金光教学」第二八号、一九八八年、一四六頁）。

④0 前掲「農耕者との懇談Ⅰ」二二六〜一三〇頁。

④1 藤井潔は「覚帳」の執筆開始時期を、慶応三年一月二四日から明治元年の頃と推測している（『お知らせ世覚帳』の執筆開始時点に関する考察「紀要「金光教学」第二四号、一九八四年、八三頁）。同論考では「覚帳」の記述は明治元年を境として回顧的な記述から同時進行的な記述へ移行すると指摘されている。既述の通り「覚書」の執筆開始時期は明治七年旧一〇月一五日以降と考えられているため、安政五年一二月二四日の記述は「覚帳」に書かれてから約七年以上後に「覚

書」に記されたことになる。

④2 前掲竹部「神と人との間」への問い」二九七頁。

④3 こうした議論は、鎌田東二「神話的時間と超越体験」（前掲横山繻「心理療法と超越性」を参照した）。

④4 前掲竹部「神と人との間」への問い」二九九頁。

④5 同様のことが「この金神という神は、普請するに、知らずには牛馬七匹、知つてすれば亭主より七墓築かすと、昔から言い伝えるじゃないか」（理解Ⅰ萩原須喜3-10）の「理解」にも見られるように、当時世間では普請と「七墓」の間に因果関係が認められていたと考えられる。

④6 前掲竹部「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」四五頁。ちなみに教祖伝記『金光大神』（旧版）（金光教本部教庁）の注記を確認すると一九五三年の刊行当初は「十六年の誤か」とあるが、一九七七年の改訂版で「養父の死から、その十七回忌までの意か」と訂正されている。

④7 「大谷周辺の葬送儀礼について―寂光院主児玉氏よりの聞き書き―」金光大神関係資料九〇一、一二頁、『日本の神仏の辞典』大修館書店、二〇〇一年、九八四頁。

④8 金光大神は二頭目の牛が死んだ直後のこととして「考えてみ、ちょうどむかわり（二年目）、月日変わらず死に」（『覚書』2-21-2）と記しており、牛たちの死にまつわる奇妙な符合を思ったという。こうした思いも翌年に「七墓」と捉えさせる下地にあつたと考えられる。

- ④9 川村邦光『弔い論』青弓社、二〇一三年、二三～二四頁。
なお金光真整も年忌法要の場は人々が故人について語り合
う中で同じ気づきを得やすい、との住職の談話を紹介して
いる(講座「金光大神覚(第九六回)『金光青年』第二一八号、金
光青年会連合本部、一九七八年、一九～二〇頁)。
- ⑤0 「民間陰陽道・金神信仰に関する調査記録(一)」金光大
神関係資料九五〇、一二頁、桜井徳太郎編『民間信仰辞典』
東京堂出版、一九八〇年、一二七頁。
- ⑤1 島蘭進は金光大神がその前半生に抱えた恐れのお母胎は精
霊へのものだったとし、金神や厄年への恐れのお母胎はこ
の母胎に植えつけられたと論じている。そしてこの精霊へ
の恐れは対象化しにくいため、金光大神をさしあたり恐れ
の対象とは無縁な宗教的行為へ駆り立てた(「実意丁寧神信
心」としている(「金神・厄年・精霊―赤沢文治の宗教的孤独の生
成―」筑波大学哲学・思想学系論集「第五号、一九八〇年。精霊
への恐れに収斂させる議論は再検討の余地があるとして、
対象化しがたい恐れを抱えていたとの指摘は金光大神の不
安を考察する上で注目される)。
- ⑤2 この時、家族や親類が集って神への祈願を捧げ、義弟古
川治郎を通して神から告げられたのが、「普請わたましにつ
き、豹尾、金神に無礼いたし」(「覚書」3―4―5)との言葉
だった。
- ⑤3 「覚書」に至って「四つ足」と記述されるのは、牛二頭の
死もまた時を経て金神無礼に対する贖いとしての意味を増
している一つの証左かも知れない。
- ⑤4 竹部弘は「十七年の間に七墓築かした」との流れの中で、
神がこれ押し止めようとしつつも結果的にそこへ至って
しまう様相を神の「苦勞」として論じている(前掲「神と人
との間」への問い)三〇四頁。
- ⑤5 二女(安政六年)、五男(同)、三女(同)、三男(文久二
年)、四男(慶応三年)、妻(明治五年)。
- ⑤6 現存する「覚書」(金光宅吉筆写本)の本文一八二頁のう
ち、同記述は約八頁を占める。
- ⑤7 昼の仕事が終わって午後二時頃にとる食事のこと(前掲『金
光教典用語辞典』三六二頁)。
- ⑤8 「私、天地金乃神様へお願い。祈念してもせいでも一つこ
と、しようと思えばせい、せんよりよからう、とお知らせ。
お祓、心経五六巻あげ。もうよし。暮れ六つまでは、まだ
間がある。ほどのう験をやる。一口泣いても験、もの言う
ても験ぞ、とお知らせ」(「覚書」7―7―5―6)。
- ⑤9 当時の金光大神の心境は、参拝者によって以下のように
も伝えられている。「……困ったものじゃ、三人も死んで、
世間へ対しても風が悪い、今夜の内に世間へは沙汰せず、
そうめん箱にでも入れて、藪の中へでも、いけやうと思ひ
「……」(「言行録3」吉原良三の伝え一八八七)。
- ⑥0 『精神分析用語辞典』みすず書房、一九七七年、三五二頁。

⑥1 片岡と同様に、度重なる子供の死を契機として大谷に初めて参拝した石原銀造は、金光大神から「此方も子供に難儀をして、逆さまの葬式をたくさん出したものである。その方と、よく話が合うなあ」と言われ、さらに金神を封じていることを打ち明けると、「扉をあげ放して」神へ信心するよう勧められたという（理解Ⅱ石原銀造Ⅰ）。ちなみにこの伝えは、藤田円造への聴取（教祖御略伝編纂委員会が明治四三年実施）により収集された。一方で藤田による後年（昭和二六年）の記録では、石原の初参拝時における金光大神の言葉は以下の通りとなっている。「銀造さん、よく御参りなされたの。ちょうど此方と同じ様に逆様の葬れんを数々出されたの。然し、金神様はたたりさわりなざる神様ではありません。御信心をなさい、御蔭頂けます」（「石原銀造師に就いて」藤田円造書簡）奉修所資料一五）。この言葉を聞いた石原はそれから毎月、一二里（約四八km）余りの道を参拝したとされる。こちらの伝えでは金光大神の言葉は「御信心しなさい、御蔭頂けます」となっており、一見、一方的に信心を促す言葉のようにも思われる。しかし石原を迎え入れた上で、自身の経験と金神という神の性質にも触れながら信心にいざなう言葉には、全体として先の伝え同様に石原の問題を共有しようとする金光大神の姿を窺うことが出来よう。

⑥2 二三、四歳（明治二、三年）から参拝していたという（「言行録3」吉原良三の伝え一八九一）。

⑥3 「金光喜惣治 吉原良三 両氏調査記録」奉修所資料八八。なお「広前歳書帳」（金光大神の祈念帳）における明治三年二月二日の以下の記述から、義母が金子大明神の神号を受けていたことがわかる（「よしや」とは吉原家が営んでいた呉服屋の屋号（吉屋）である（金光教教典お知らせ事覚帳注釈」金光教本部教庁、一九八九年、二八一頁）。

一 丸亀丁よしや妻参

礼 金子大明神

⑥4 吉原は普段の金光大神の印象を以下のように伝えている。「殆ど日の暮れ迄、坐り居られて、話を下され、よく話が合ひ、話が面白くなりて、次第に話が身にしみて何処らに値打ちがあるか知らぬが、だんだん深くなりて、へい、と言ふ様なりき、私が行くのを待つて居つて下されて話されたり」（「言行録3」吉原良三の伝え一八九二）。

⑥5 その点、金光大神も養家の継嗣に成り得た義弟が死去し養子の自分が生き残つたため、吉原がかつての自身に重なつて見えものではないうか。

⑥6 夫妻には長男（七歳）と長女（四歳）がいた（前掲「金光喜惣治 吉原良三 両氏調査記録」）。

⑥7 前掲「金光喜惣治 吉原良三 両氏調査記録」。なお「広前歳書帳」にはその後も吉原が家族で参拝している記事が散見する。また「覚帳」には明治一四年旧九月二日に吉原が参拝した旨が記されている（「覚帳」25—30）。

⑥⑤ この場合の金光大神の心情は、家族に「死なれた」というよりもむしろ家族を「死なせた」という表現が当てはまるかも知れない。この「死なせた」という局面においては、自身への責め、自己処罰、加害者の感情等を抱き、この加害感情の中で死者から「なぜお前は生きていられるのか」との詰問に晒される思いが湧き起るとされる(前掲齋田「死なれるということ」一四三頁)。

⑥⑥ 以下の「理解」は別の場面で語られたものだが、吉原の妻と義母の死を考える上でも示唆的である。

「信心しておるのに死んだりすると、おかげがなかったと言うて、信心をやめる者があるが、信心しても死ぬる者は、うちの者の身代わりになっておることがあるから、後々の者が信心して達者で繁盛せぬと、せっかくの身代わりになった者を犬死にをさしたことになる、なお不幸せが続くことがあるぞ。うちの者が難に負けぬ信心をすることが第一ぞ」(理解Ⅲ尋求教語録36)。

また大喜田喜三郎も信心を始めて後に二人の子供を亡くした経験を持つが、金光大神は大喜田に対して自分の経験を話した上で「信心を途中で投げてはならない」(理解Ⅱ大喜田喜三郎一)と諭したという。

⑦① 本論では触れなかったが金光大神は、他にも多くの家族の死に出合っている(叔父、実弟、養母、孫他)。そのうちでも実父母についてはそれぞれ嘉永四(母・六九歳)、六年

(父・七七歳)に死去しているが「覚書」「覚帳」にその記事を見ることは出来ず、金光大神による受け止めの様相は窺い知れない。そうとして本論で考察してきたことからすれば、自身の生に直結し願いをかけられてきた父母への思いが、金光大神の存在全体に溶け込むようにして言葉に反映していたと言えるかも知れない。なお西側の墓地(金光教本部総合庁舎の西に位置する墓地)にある平板の墓石には、中央に「金光家遠祖歴世親族家族之奥城」と刻まれ、その右側に「金光太郎左衛門 初代」(養家の始祖)、「金光伊和」(養母)、「金光太郎左衛門」(養父)、左側に「金光亀太郎」(長男)、「金光楨右衛門」(二男)、「金光知勢」(長女)ら家族の名が刻まれている。これらは本稿で論じてきた家族の名とは必ずしも一致しないが、土地の人はこの墓を俗に「七墓」と呼んでいる。このことについて金光真整は七行の文字が刻んであるからだろうと推測している(「聖跡をめぐりて」金光教徒社、一九五九年、六六―六七頁)。

⑦② 金光教甘木教会親厚会編『安武松太郎師』金光教甘木教会、一九八九年、一四八―一五〇頁。

⑦③ 他宗では真如苑のように開祖の子の死が元となり教義が導かれる例もみられる。同教の開祖伊藤真乗・友司夫妻は布教活動を開始した後に、長男(満一〇ヶ月、昭和一年没)と二男(満一五歳・同二七年没)を病気で亡くした。そこから、

自分の積んだ功德を他者のために差し出し、他者の苦しみを引き受けることを意味する「抜苦代受」との考え方が生まれたという。その背景として、生前の長男は信徒らの病氣と同じ症状を示したため彼が皆の病氣災難を引き受けているとの声が上がっていたこと、また二男の闘病生活は教団が法難を乗り越える時期と重なる為その死と引き替えに教団が存続した、との受け止めがあったこと等がある（「撰受心院」刊行会編『撰受心院―ほとけの心を生きる―』中央公論新社、二〇二二年）。同教では開祖の布教開始後に二人が夭折したこともあり、そのことが開祖の信仰との関わりでより厳しく求められた結果、教義化に至ったとも解される。とは言え金光大神も参拝者に度々自身の経験を語っていた事実からは、晩年まで家族の死から信仰を問題にした実際が窺われ、そうした動き全体から導かれる意味を求め続ける意義は大きいだろう。

管長家資料に見る神道金光教会設立初期の諸相

三 好 光 一

はじめに

平成五年から七年にかけて、約二万点にのぼる明治年代の資料が、本所に収集された。これらは、資料管理上の理由から、既存の資料群^①と同一に扱うこととせず、「管長家資料」と名付けて一括管理され、現在、教学研究に供されている。

この資料群は、金光萩雄、金光宅吉の筆になるものや、「金光家」と記された大正期の帳面類も散見するが、その大半は神道金光教会期（明治一八〜三三年）の教務資料である。その中の教制等に関する資料については、本所編纂の『教団史基本資料集成（上下巻）』（二〇〇一年）に掲載し、一般の閲覧、利用にも供している。

この資料群の収集によって、それまで当時の実態をうかがうには、主として佐藤範雄『信仰回顧六十五年』^②（以下、『信仰回顧』と略記）に頼る他なかった研究状況が大きく様変わりすることになった。その後取り組まれた研究では、講社の帳簿ともいうべき「神道金光教会講社結収人員録」（以下、「人員録」と略記）を基に神道金光教会設立後の講社結収の実態が明らかにされたり、教団としての組織整備の過程が研究成果として示されることになった。^③このほか

にも、「復祭屈」を用いて地域における信仰実態の究明が試みられることにつながった^④。

このような成果を得てきている中で、改めて管長家資料が収集される以前の研究を読み返すとき、資料的制約が踏み込んだ言及の可否に大きく影響していたことがわかってくる。それゆえにそれらの研究において、管長家資料を手にすることができていればこの論文はどのような論述になっていたのだろうかと思わされるのである。この資料があつたならば、留保せずに済んだのという、かつての研究者の声が直に聞こえてきそうである。

いま、その管長家資料収集から二〇年という歳月を経、またその後の本所の調査によって関連する資料もいくつか収集されてきている。そこには、研究の動きに応じて資料が収集され、収集された資料によって研究が動くという、極めて当たり前の関係を成り立たせる資料の存在意義が浮かび上がる。そこで本稿では、管長家資料によって明らかになったいくつかの史実を、これまでの研究成果との関わりで検討しながら、同資料が神道金光教会設立期の歴史の様相解明に寄与しうる一端を示してみたいと思う。このことを通じて収集資料の紹介、延いては、本所における資料管理、編纂業務の確認になればと考えている。

以下、まず第一章では、管長家資料の概要並びに神道金光教会本部の教務組織機構について摘記しておく。第二章では教勢実態把握に用いられていたと考えられる「人員録」に注目し、それがどのような経緯によって調製されたのかを、諸資料との対照を通じて考察する。そして、第三章では、山口県東部の講社結収を事例に、先行研究を参照しつつ、管長家資料との関わりで浮上する歴史的様相について思いをめぐらせることにしたい。

47
なお、引用資料の漢字表記については、旧漢字を新漢字に改めた（ただし、稿末別表はこの限りではない）。また、資料中の人名については誤記と認められるものそのまま記し、適宜、「*」を用いて正字を示した。

第一章 管長家資料の概要並びに神道金光教会本部の教務組織機構

1、管長家資料の概要

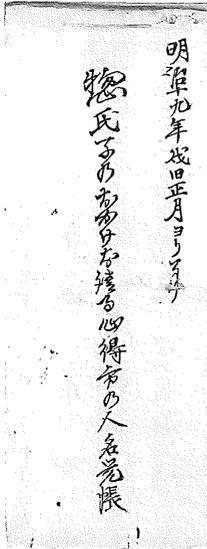
管長家資料の大半を占める教務資料は、以下のように大きく分類することができる。

神道金光教会設立、神道金光教会講社結収・役員撰挙、分・支教会所設立、
教導職・教師任免、伝習、復祭、その他

この中でも神道金光教会講社結収に関する資料が多くを占め、「講社加入願」を綴った「講社署名簿」は少ないものの、講社役員の撰挙状及び受書といった書類や、それらを取り纏めた帳簿類から、講社の結収状況をうかがうことができる。また、神道本局や分支教会所等に宛てた書類の諸達書控もあり、本部の事務内容の一端がうかがえる。

この他、金光秋雄の明治三〇年前半の日記、金銭支払帳、金光宅吉の「惣氏子乃おかけお請る心得方乃人名覚帳」^⑤（左写真）、古川古埜の「休所御願」、^⑥「早馬神社当番費用控」、「金光家」と記された「諸出人使記載帳」・「〇〇御通」

といった帳面があり、教祖の子息の足跡や、地域との関わり、生活環境の側面をうかがうことができる。このように、これまで本所では収集されていなかった部類の多数の資料を収めることとなったのであるが、神道金光教会の教務全般に対して収集分がどれほどの量にあたるのかは判然としない。とはいえ、可



能な限り神道金光教会設立後に実施された、講社結収の具体的様相を次に明らかにしてみたい。

2、神道金光教会本部の教務組織機構について

まず、講社結収の取り運びに関わった事務進達の一連の流れを検証しておきたい。

明治一八年四月一五日、「神道金光教会規約」が定められ「金光教会講社結収之件御願」が神道管長宛に提出される。^⑧この願書は、賀茂神社祠掌金光萩雄、信徒総代藤井恒次郎、川手与次郎、教会創設係佐藤範雄、白神新一郎、近藤與三郎を願出人とし、備中神道事務分局を経由して五月一〇日に進達され、六月二日付で神道管長稲葉正邦より認可される。その際、教場設置を地方庁へ出願する旨の指示を受けたことから、六月一〇日付で金光教会所設置願を岡山県令に提出、一三日付で認可、翌六月一四日には金光萩雄の教長推戴を願い出、同月二三日付で認可される。^⑩そしていよいよ講社結収に取りかかるべく、その手続き方途を明文化した「金光教会講社結収手続大意」^⑪（以下、「手続大意」と略記）を取り纏め七月五日付で神道管長宛に届け出た。この「手続大意」では、「講社署名簿」の書式や各種届出書類の雛形を記載し、講社結収の取り運び方を具体的に示すと共に、分支教会所等の規定も条文化して講社との関係を明確にしている。^⑫また、この「手続大意」と同日に「金光教会講社役員所持ノ提灯及ヒ旗印ノ義ニ付御願」^⑬が提出されている。そしてさらに、分支教会所が設立されていない府県下での講社結収方途、「金光教会職制」^⑭制定、金光教師の撰挙、金光教会教級制定等、それぞれ照会や伺をたて「神道金光教会規約」で制定していなかった事項が徐々に制度的に整えられていった。これにより講社結収の具体的態勢も調い実施されていくことになる。

次に、講社結収の実態を見ていく前に、神道金光教会本部の機構について確認しておく。「金光教会職制表」では、

神事課、教務課、講務課、會計課、庶務課の五課が設置されているが、「該課の事務を負担する」とだけ記され、その業務内容は記載されていない。本部の送達控である「諸達書控」^②から、それぞれの課が発信した主な内容を抜き出すと次のようになる。

神事課・教祖大祭、講社結収祭執行通知

教務課・分支教会所認可関係通知、伝習、教導職・教師辞令、教師昇級通知

講務課・辞令授与通知、職制表送付通知、鑑札記入名確認通知

会計課・神道本局宛幣帛料上納書、抛金納付通知、講社加入初穂金献納簿、講社加入仿物金受納証

庶務課・支教会所出願写送付指示、教師辞令送付通知、撰挙状不備照会、役員撰挙状中役員名称改称通告

それぞれの課で取り扱っている事柄は、明治二三年になって初めて事務内容が明文化された「神道金光教会事務条例」^②と一致しているもので、神道金光教会設立当初から同じように進められていたと考えられる。では、その実務は誰が担っていたのだろうか。このことについても当時の職員録の類は確認できていないので、撰挙状、受書等の資料から確認するしかない。

以下、時系列で示すと、明治一八年八月二八日付で藤井恒次郎が本部会計係、明治一九年二月二六日付で古川才吉が講務係、藤井鶴次郎が庶務係にそれぞれ任ぜられており、明治一九年三月九日付で近藤與三郎が教務課長に就いている。以上は資料から把握できるものだが、神事課の人名は確認できなかった。この他、「金光教会職制表」では規定されていない事務取次係という役職があり、佐藤範雄の推挙をもって明治一八年八月一日付で藤井恒次郎、古川才吉、藤井鶴次郎の三名が任命されている。本部に提出された「講社署名簿」の表紙には、それぞれの氏名が入っ

た事務取次係の角印が押されているのを確認でき、他の人名は見当たらない。その他資料から、事務取次係が講務課宛に進達書をもって「講社署名簿」を受け渡していることがうかがえ、書類等の受信及び該当課への案件の回付が事務取次係の主たる業務だったようである。

ここまで人名が確認できたのは四人であったが、明治二十一年一〇月頃、各課には主務員、係員が配され態勢が整いつつあることがわかる。具体的人名としては、神事課主務員―金光宅吉、係員―佐藤範雄、教務課主務員―佐藤範雄、講務課主務員―金光宅吉、係員―古川才吉、会計課主務員―藤井恒次郎、係員―安部喜三郎、庶務課主務員―藤井鶴次郎、係員―藤井恒次郎が任命されている。²⁴ またこの時点で、教務課長であった近藤與三郎の名が見当たらず、一方でここで初めて確認できる名もあるが、藤井恒次郎、藤井鶴次郎、古川才吉は神道金光教会設立当初から本部の事務を担っていたと考えられ、相互に補いあうなど、少数で用務を進めていた様子がうかがえる。

では、講社結収に必要な事務手続きはどのように周知されたのだろうか。神道金光教会設立認可のことは、創設係であった白神新一郎、近藤與三郎、佐藤範雄を中心に信仰的手続関係で伝達され、そのような手続関係にない者は、金光宅吉の奉仕する広前や金乃神社への参詣の際に知らされたであろう。そして、講社結収のことは、そのときに「手続大意」に基づいて進めるよう説明を受けたと思われる。²⁵ 公認教団の設立は布教者にとって待ち望んでいたことであり、教導職の取得、教師の出願とともに、講社結収についても積極的に応じていったと思われる。「講社署名簿」が初めて本部に提出されるのは明治一八年九月上旬である。わずかな時間で講社結収が可能となった背景には、「宗教上もしくは経済上その他の目的を達成するために、志を同じくする人々の間で組織された社会集団」である講が土台となっていたことも要因の一つではないだろうか。²⁷ その講社結収の実態について次章でうかがうこととする。

第二章 講社結収事務の様相 — 「人員録」の調製過程に注目して—

講社結収の全体像を把握するには、全講社の「講社署名簿」の集計作業が必要となる。「手続大意」には、講社結収の届出は、「講社署名簿」三部（本部用、分支教会所用、講社用）と講社役員撰挙状を合わせて提出することと規定されている。しかし、これらがそろって現存する講社は現在のところ確認できていない。また、「講社署名簿」は各講社の戸数・人員数を取り纏め収録した「人員録」に転記されているだけでも一〇〇冊を数えるが、現在資料単体として確認できるのは約二〇〇冊である。このような収集資料状況からして、神道金光教会設立から教団独立までに進められた講社結収の全体像を資料に基づいて把握することは極めて困難な状況であるといつてよい。そのようなかで、本章では、管長家資料に基づいて、講社結収事務の実態の様相を浮かばせることに努めたい。まず、該当資料を確認していく。

1、資料状況

ア、「講社結収人名簿順序控帳」

明治十八年
講社結収人名簿順序控帳
第十一月ヨリ

「講社結収人名簿順序控帳」(上部写真。以下、「順序控帳」と略記)²⁸⁾は、九葉からなる横帳で、表紙には「第十一月ヨリ」とあるが、明治一八年九月二七日から明治一九年五月一〇日のものまで、「講社署名簿」の届出八七件の記述がある。概ね日付順に記載されていることから、

この集計に関わってか欄外には年毎の人員の増減に関する記述がみられる。記載の特徴としては、記載漏れによる行間への書き足し、同じ日に提出された数行を一行に纏めたり、戸数・人員数の訂正を行う等、台帳のように使用されていた様子がかがえる（前頁写真参照。右―第一〇番教区正道組、左―第二番教区敬神組）。この他、記載内容からうかがえることを列記する。

①「講社署名簿」の提出順に記載されていない講社や、教区内の講社の記載順が、初出の「講社署名簿」の提出順になっていない教区がある。

②記述件数が多い講社を一瞥すると、「明治二二年五月調」の集計行までが規則的に整然としており、それ以降の行では筆致が変わっている印象を受ける。

③記載の様子が異なる講社がある。第三番教区大倉組と第一六番教区金光組は、共に記述件数の多い講社であるが、それら全ての記述は同じ筆致で粗略に書かれている。また、「講社署名簿」の提出時期から、共に「明治二二年五月調」、「明治二二年九月現在調査」の集計行があつてよいはずなのに記載されていない。これは一七三組中、この二組に限られた特徴である。

このような特徴からは、受付済みの複数の「講社署名簿」を、ある時点で「人員録」にまとめて記載した可能性が浮上する。極めて直感的ではあるが、「明治二二年五月調」までの行が一括して記載されていると思われる。この点については「人員録」の調製時期に関わって改めて後述する。

ウ、「講社役員録」

「講社役員録」^②は野紙に記載されている。和綴じではなく、こよりで纏められている。表紙が付されていないので

表題はなく、本所での資料整理時に資料の性格を勘案して資料名が付された。第一番教区から第一二番教区までの四七講社の講社役員就退任の記録が記載され、明治二十三年一〇月までの追記が確認できる。明治二十二年一〇月に結収された講社も含まれていることから、明治二十二年一〇月以降に講社役員撰挙状を基に取り纏めが行われたと思われる。³³⁾なお、「人員録」には記載されていない、第一番教区の五組の講社が確認できる。³⁴⁾

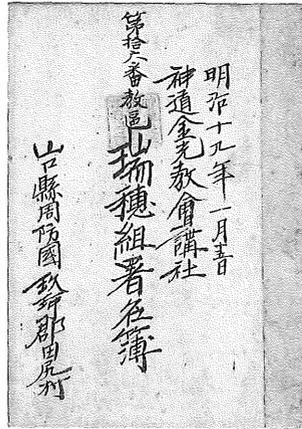
エ、「講社署名簿」

「講社署名簿」は本部に残されているものと、各教会等から収集したものがあある。本部に残された「講社署名簿」には、最終頁に、戸数・人数の集計結果が調査日と共に記されている。それらの数字は、「人員録」の記述と合致する。

これら「講社署名簿」からは、ア～ウの資料には記載されていない教区番号、講社を確認することができる。本部に提出されたものからは、第七二番教区総社組（第一号、明治二十四年一月三〇日本部受領）、第八九番教区長崎組（第一号、明治二十四年七月一〇日本部受領）、第一〇五番教区豊橋組（明治二十九年四月九日本部受領）、第一〇七番教区藤守組（第一号、明治二十五年五月三〇日本部受領）、第一六四番教区九州組（明治三〇年四月一〇日本部受領）、第一九三番教区宮城組（第四号、明治二十九年三月一〇日本部受領）の六教区六講社が判明し、第一号と記された結収時期が特定できる「講社署名簿」からは、明治二十五年五月頃に一〇七番教区まで設置されていることがわかる。「人員録」では明らかでない第六九番教区以降の教区の実在を証するものといえよう。その他、「人員録」には第二四番教区の記載がないが、第二四番教区敬神組の「講社署名簿」があり、欠番ではないことがわかる。³⁵⁾なお、「講社署名簿」がまとまって現存している講社は少ないが、管長家資料には第六二番教区魚住組の「講社署名簿」が一五冊ある。それらは「人員録」記載の全件数に該当し、記載内容とも一致する。³⁶⁾現時点では「人員録」記載内容の裏付けが可能な唯一の講社である。

一方、教会等から収集した「講社署名簿」では、第七九番以降の一六教区二四組が明らかになり、教区番号が一番大きいものは、教団独立直前の時期に取りまとめられた第二三五番教区草津組（明治三二年七月調製）であった。

上部写真は、第一六番教区瑞穂組の「講社署名簿」である。³⁷⁾表紙には講務課の印は押されているが、現存する「講社署名簿」の多くにみられる本部庶務課の收受印、事務取次係の角印が押されていない。そして筆致からは、日付、教区番号は後から記された印象を受ける。講社結収に際して「講社署名簿」を作成した時点では教区番号が定まっておらず本部提出時に日付と共に記載されたものと考えられる。



オ、「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可一覧表」

「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可一覧表」³⁸⁾は、明治二五年までに設置された分支教会所及び講社事務所の記録である。所在地、担当者、本部認可年月日、各府県認可年月日が記されている。講社事務所には教区番号も記されているので確認すると、「人員録」には記載されていない講社や教区が判明した。第六番教区から第六六番教区までの五組の講社、第七一番教区から第一〇〇番教区までの九教区九講社が明らかになった。

また、「人員録」の講社結収の日付と照らし合わせると、講社結収よりも先に分支教会所を設置したケースが確認できる。講社との関係が明確なものは次のとおり。

①第一番教区明治組（明治一九年四月九日／高橋藤吉）と六條院西支教会所（明治一八年八月一八日付本部認可、同年一二月

五日付岡山県認可／所長高橋藤吉。

②第二番教区入田組（明治一八年二月五日／瀬戸廉蔵）と入田支教会所（明治一八年八月一九日付本部認可、同年一月二七日付岡山県認可／所長瀬戸廉蔵）。

③第二〇番教区井口組（明治二〇年四月九日／井口市兵衛）と魚棚支教会所（明治一九年四月八日付本部認可、同年八月一四日付兵庫県認可／所長井口市兵衛）。

④第二一番教区田畑組（明治二〇年四月一〇日／田畑五郎右衛門）と寺田支教会所（明治一九年四月二日付本部認可、同年六月九日付京都府認可／所長田畑五郎右衛門）。

カ、神道金光教会本部宛提出書類

神道金光教会本部宛提出書類として、講社役員撰挙状や復祭・出生・死亡届等がある。それらの殆どに、教区番号、講社名が記載されている。³⁹これらの資料からも、「人員録」に記載されていないものが明らかになった。第一番教区は「講社役員録」で判明した二組を含めた一二組、第二番から第六三番教区までの七組、第七三番教区から第一九二番教区までの六三教区六三組の講社が明らかになった。

キ、「諸達書控」

「諸達書控」は、一章の2節でも述べたが、本部の五課がどのような実務を行っていたかを知る手がかりが得られる。ここでは、講社に関わる講社結収祭の祭典執行通知の記述について説明する。

57 明治一九年四月初旬に神事課から三件出されている。一件目（次頁写真）は祭典執行日が四月一二日の備前地方一二講社宛⁴⁰、二件目は四月一三日執行の備後地方七講社宛⁴¹、三件目は四月一四日執行の周防地方九講社宛⁴²である。

それぞれ宛名には住所が記されているので「人員録」にその住所をあたつて講社を確定し、「講社役員録」等で宛名の人名を確認すると講社役員であることが確認できた。通知が出されている計二八講社^④は、明治一八年九月の講社結収実施から明治一九年三月までに結収された講社になるのである。この時点になつて初めて結収祭が仕えられたと考えられる。^④なお、このことは「順序控帳」の「右祭典済ミ明治十九年四月十二日ヨリ十四日迄」との書き込みからもうかがえる。

また、通知文には祭典に参詣するよう記され、支障の際は申し出るよう但書がされている。四件目にあたる五月の通知には、先の通知に名前のあつた瀬戸廉蔵、明田角太郎、環乃金五郎、後藤光治郎が宛名に記されているので、支障を申し出たことにより、改めて祭典の案内が出されたものと思われる。

今般為散會講社維社奉興奉在平
 日書「抗」を留 注講社員中 可先活
 有くもるもや東、さ、心 苦者 既以、多、九
 幸、幸、幸、也

但し、折書、空、信、行、中、西、有、し
 其、厚、其、由、通、定、西、有、く、多、也
 社、通、会、奉、奉、奉、奉
 西、中、教、所、出、奉、正、三、被、
 神、了、課

上、道、郡、奉、山、お、落、舞、城、中
 大、思、町、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 必、一、色、郡、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 方、十、お、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 後、藤、下、竹、お、同、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 奉、郡、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 奉、郡、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 奉、郡、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉
 奉、郡、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉、奉

2、資料の対照からわかること

本節では、前節に示した資料を相互に対照することにより浮かび上がった論点を以下に示す。

ア、「人員録」の資料的性格について

「順序控帳」と「人員録」の関連を考えると、提出された「講社署名簿」を順に記す「順序控帳」では、講社の実状把握も容易ではないことから、講社毎の取り纏めが可能な帳簿形式の「人員録」へ移行されたという資料の時間的な成り立ちも推測される。しかし、両資料の記述内容を比較すると、日付と戸数が半数近くも一致しない上、記載のないものが双方にあり、「順序控帳」の記載内容が「人員録」に反映されているとはいえず、関連性を明確にできない。また、「順序控帳」に記載されている第一一番教区金正組（明治一八年二月七日）、第一二番教区岡山本組（明治一八年三月七日）、第一五番教区新神組（明治一八年二月二七日）の初出記事が「人員録」には記載されておらず、講社結収日、教区初出時期（第一五番教区については、教区の初出時期も早まる）を見直す必要があるといえる。これに関連して、第六番教区敬神講組（教区の初出講社）は「人員録」の初出記事が明治一八年一〇月九日となっているが、「講社役員録」によると、明治一八年九月二二日付で講社役員が任命されている。事務進達上、この時点で「講社署名簿」も提出されていると思われるので、第六番教区の初出時期も第一五番教区と共に早まることになる。このように教区の初出時期が見直されることから、先行成果で考察された教区設定と教区番号付与のあり方について再考の余地が生じることになる。このことについては改めて章の終わりで述べることにする。

59

さらに、「人員録」に記載されていない「講社署名簿」があることや、明治二三年に結収された第一番教区の五組の講社の存在が明らかになったことから、「明治一八年一〇月から二四年二月までの記録が確認できるが、二三

年四月以降、新設された講社についての記帳はなされていない^④という先行成果での指摘もあつて、この間の「講社署名簿」は全て「人員録」に記載されているものとみなすことになつていたが、それも保留せざるを得ない。

以上、ここまで見てきたことから、「人員録」とはどのような目的のために調製されたのだらうかと思わされる。このことを「人員録」の調製時期との関わりでうかがつておきたい。

イ、「人員録」の調製時期について

「人員録」の調製時期に関わつて先述の「1、資料状況」「イ、「人員録」」の項では、「極めて直感的ではあるが、「明治二一年五月調」までの行が一括して記載されていると思われる」と述べた。そこからは、明治二一年になつて何らかの理由で講社の全容を把握する要が生じ、それに際して「人員録」の調製が、明治二一年五月以降なされたのではないかとの想定が可能となる。このことを確かめるべく、次に、資料から気付かされた点を述べる。

①「順序控帳」に明治一八年一〇月一〇日付で第四番教区敬恭社組の記述があるが、「後月組改」と訂正されている（左写真上）。「人員録」には、改名後の後月組として記載されている（左写真下）ことから「人員録」はこの改名後に記載されていることになる。この改名の願書は明治一九年四月一日付で提出されているので、「人員録」の第四番教区以降は少なくとも明治一九年四月以降に記載されていることになる。

十月十日
一 格四片

第四番教区敬恭社組
後月組改

明治十六年 十月十日
第四番教区後月組

②第一六番教区は、六組の講社が明治一九年一月一五日を初出として「講社署名簿」を提出しており、この日付が、「人員録」と「順序控帳」の対照から第一六番教区における初出日とみなしうる。この六組は同日付であるにもかかわらず「人員録」には連なつて記載されていない。それぞれの講社の間には後から結収された一七組もの講社がさしはさまつて記載されている。この一七組のうち、「講社署名簿」の初出提出日が一番新しいものは明治二〇年一〇月二八日であるため、第一六番教区の講社が「人員録」に記載されたのは明治二〇年一〇月二八日以降になる。なおこの日付は、頁の表面において最新のもので、裏面には明治二一年四月一〇日が初出となる講社がある。「人員録」の記載順が明らかでない⁴⁷ので、裏面に記載されている講社を対象とすることについては、次に検討してみたい。

③先の二点から、「人員録」の調製時期が明治二二年五月に近づく要素が挙がってきた。そのことをふまえて、「人員録」における講社の記載のされ方を見ていきたい。講社数の多い教区では、頁の表面だけでなく、裏面に記載される場合がある。その規則性について見ていくと、「明治二一年五月」の調査行までの、「講社署名簿」提出数によつて空白頁を案分し、次の講社の記載開始頁を決めていると思われる。「講社署名簿」提出数が一、二件の場合は、その裏面に別の講社の記載があり、五件程度記載がある講社はその裏面を空白にしている。一〇件以上記載件数のある講社は、その倍の記載が可能となるように余白がとられている。これらの規則に準じて余白を設けることにより、表面は空白頁でその裏面に記載される講社ができるようである。この推測が妥当であれば、裏面に記載されている講社も考察対象となることから、②で示したように第一六番教区を記載したのは明治二二年四月一〇日以降となり、さらに明治二二年五月に近づくものとなる。

以上、「人員録」の調製時期の考察を試み、あらかじめ述べた見通しに幾分裏付けを与えることができた。では、「人員録」の調製を必要とするその目的とは何であったのか。明治二十一年五月に集計を行っていることから、その前後の教团的な動きに注目すると、明治二〇年十一月二二日付の直轄教会昇格、明治二十一年三月の「神道金光教会条規」制定があげられる。前者であれば、直轄教会へ昇格したことに伴う神道本局からの指示とも考えられる。これについては「本局進達書控簿」^{④⑤}に報告の有無を確認できるはずであるが、該当するものはなかった。後者は、直轄教会昇格を機として「神道金光教会規約」を改訂したもので、特に調査の必然性を浮かばせるものとは考えにくい。強いてあげるとすれば、「講社署名簿」を取り扱う講務課として講社結収状況を把握するべく「人員録」調製に取り組んだということになるうか。ともあれ、調製目的について現時点で明確にし得ない。このことは、「人員録」に追記の記載がされなくなる明治二四年以降との関わりを視野に収めて、今後さらに追究の必要があるだろう。

3、教区について

もともと教区は、「一郡区或ハ数町村ヲ一教区」にすると規定されていた。^{④⑥}新しい地域で講社結収がなされると順次教区番号が設けられていくので、それを管理した台帳のような資料が存在すると思われるが、発見にはいたっていない。^{⑥⑦}

先行研究では、この教区の設置について次のように述べている。

各教区の初出講社の日付を通覧すると、一〜二二番教区は、講社設立の日付順に設置されていないのに対して、

二二番教区（一九〇九年六月一日初出）以降は、一部を除いて規則的に講社設立の日付順に設置されている。このことから、一〇二番教区については、神道金光教会設立段階で既に結収可能な地域として本部に把握され、その結収構想に組み込まれていたこと、二二番教区以降については、講社加入署名簿が本部に提出されたのを受けて、逐次、番号が付されたことがわかる。⁵¹⁾

これは、「人員録」の教区内初出の日付を基に考察したものである。ここで「一〇二番教区については」と限定するのは、二二番教区までは教区内の初出日が年次順になっていないことによる。しかし、これまで述べてきたように「人員録」記載の教区初出日は見直す要が出てきたことから、変更となったものを改めて確認しておく。

第六番教区 明治一八年 九月二一日（講社役員の撰挙日） 第七番教区より先になり正順に。

第一一番教区 明治一八年二月二五日（順序控帳）記載日） 第二二番教区と同日になり正順に。

第五番教区 明治一八年二月二七日（順序控帳）初出日） 第一六番教区より先になり正順に。

第一八番教区 明治一九〇九年 一月二五日（順序控帳）初出日） 第一七番教区と同日になり正順に。

この四教区が見直されたことで第六番教区から第八番教区、第一一番教区から第一九番教区までが年次順となった。次に第二〇、二二番教区を見てみたい。この二教区は、共に明治二〇年四月の初出で、第一九番教区（明治一九〇九年四月八日）、第二二番教区（明治一九〇九年六月一日）の初出より遅く月日の差も大きい。この二教区の初出日が早まる資料は現在のところ確認できないが、講社結収より先に支教会所が設置されていたことに注目したい。第二章「1、資料状況」「オ、「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可一覧表」の項で示したように、第二〇番教区の井口

組は魚棚支教会所、第二番教区の田畑組は寺田支教会所が講社結収よりも先に設置されている。この設置年月日は明治一九年四月八日、同二日で、日は若干前後しているものの第一九番教区と第二二番教区の間には収まりのよい日付となる。このことから、教区が設置されていない地域に支教会所が設置された場合も、講社と同じように教区番号が割り当てられたと考えるならば、第一番、第二番教区も同様となる。それぞれ六條院西支教会所、入田支教会所が講社結収よりも先に設置されており、その設置年月日から教区初出日は、第一番教区が明治一八年八月一八日、第二番教区が同一九日となつて、第一番から第三番教区までが年次順になる。

このように「人員録」での初出日とは異なる各教区の初出日が判明する一方で、教区の初出時期の見直しにいたらないのが大阪府下に設置された第五番教区（明治一九年二月）、第九番教区（明治二〇年三月）、第一〇番教区（明治一九年二月）である。これら教区は、前後の教区と比較しても初出日が遅い。「人員録」に記載されていない初出となる「講社署名簿」が存在したり、別の初出となる講社が存在するということもあり得るが、初出日が早まる資料的根拠は得られない。

しかし、興味深い資料がある。それは、大阪分所長である白神新一郎が、部下の講社結収に際して本部に教区番号を割り当てるようお願いしているものである。^⑤仮に本部がこのような依頼を受けた時点で教区番号を割り当てたとする。その講社から「講社署名簿」が提出される間に教区未設の地域で講社結収が行われ「講社署名簿」が提出されると、教区番号順に「講社署名簿」が提出されない状況がおきる。大阪地方それぞれで講社結収するために教区番号が確保され、実際の「講社署名簿」提出が遅かったのだとすれば「講社署名簿」提出順になっていない説明もつく。このような教区番号の確保は、本部で講社結収の説明がなされた際にもあったのではないだろうか。第三番

教区と第七番教区の教区初出となる「講社署名簿」は共に明治一八年九月二七日付でそれぞれ大倉組と阿知組から提出されている。同日付でありながら、教区番号が連ならないのは、第三番教区の大倉組が講社結収に応じた際にあらかじめ教区番号を照会し、確保していたのだとすれば、「講社署名簿」の提出日は同日であっても教区番号が離れていることにも説明がつく。

このように見てきた中で一応の結論を示すとすれば、教区番号は、「講社署名簿」の提出を以て付与されることを基本としつつも、時に講社結収を見越しての教区番号の確保や、支教会所設立等いろいろな事情が勘案されることによっても付与されていた可能性を指摘することができる。しかし他面で、本来規定では「一郡区一教区」とされながら、第一番教区と第七番教区、第二番教区と第三番教区をはじめとする同一郡区内に複数の教区が設定されていること、また、第九番教区、第一〇番教区のように複数郡区が同一教区とされていることについては、今後の課題として残すこととなった。

以上、講社に関する資料の把握に努めつつ、「人員録」の調製時期の考察等を行う中で、その資料的性格を成り立ちの点でいくらか明らかにすることができたのではないだろうか。

第三章 管長家資料に見る山口県東部地方の講社結収の様相

1、「信仰回顧」における山口県東部地方の講社結収の様相

神道金光教会設立以前、教祖の教えを伝える者達は、公的な布教資格を得るための手立てとして他の宗派に属す等、

それぞれに方途を講じて独自に布教活動を行っていた。山口県東部地方では、布教資格の取得方途を模索し、神宮教神風講社金神組（以下、金神組と表記）を組織した。この金神組に属していた岡崎種次郎の辞令二枚が現存している。一枚は、明治一七年八月二九日付の神宮教神風講社金神組周旋係、もう一枚は明治一七年九月一七日付の出雲大社教会大世話掛である。もつとも出雲大社教会に関わる岡崎の具体的信仰営為については不明である。このことは、複数の宗派との関わりの中で布教資格取得を模索した事例であるといえ、そのような中で金神組の組織化も意欲されたものと思われる。

明治一八年六月に神道金光教会が設立されて以降、各地の布教者達においては、所属していた宗派から、教元の元となる神道金光教会へ帰属する⁵⁶か否かという選択の問題が生じている。同様に、金神組においても、神道金光教会設立に際して帰属の是非が問われたことと思われるが、総長には白山神社宮司であった名越長易⁵⁷が就いていたこともあり、組織をあげて帰属するという答えを導きだすのは困難であったと思われる⁵⁸。

この本教への帰属に関わる顛末を含め、当該地方の布教史については、前掲徳永「山口県東部初期布教について」、山田実雄「神道三柱教会の成立と崩壊―布教史研究ノート―」（紀要『金光教学』第一八号、一九七八年）に詳しい⁵⁹。両論文を手がかりに講社結取の様相を検討してみたい。

前者は、尾道の北国屋大明神こと藤井吉兵衛によって始まった防長布教について、明治五年頃から明治二三年頃までを中心に伝道状況を概観し、藤井の直筆資料である信徒名簿ともいべき帳面を基に、藤井、唐樋常蔵の両名によって導かれた人々が、各地で講社布教という形式をとって展開したことを究明している。また後者は、徳永論文であげた藤井の直筆帳面を「御神木帳」と呼び、それを基に布教圏やその信仰伝播の実態を示し、唐樋らが布教

合法化を図って組織した名越長易を総長とする神宮教神風講社金神組、神道三柱教会について論じたものである。

両論文でもふれられているが、当該地方の講社結収に関わっては佐藤範雄が同地へ足を運び対応し、その事柄を『信仰回顧』「明治一九年三月二日山口県金神組の処置」の項（上巻二六七、八頁）に次のように記している。

当時、山口県由宇村には、神宮教付属として、藤井ヨシ、金神組三柱教会といふを設立し居りて、金光教会本部付信者との間に複雑なる關係を生じ来りしかば、三月一日出立、山口県視察を兼ねて、神道山口分局長へ交渉の為に、遠藤主計を随行として出張、広島を経て、四日、岩国町信者重田屋に投宿す。

神宮教の名越長易氏と初対面をなし、其の際、藤井ヨシの事につきて、高森の坂本善三郎、村田熊治等と交渉せしが、同人等は所謂三百代言的人物にて、「金神組は金光教会本部より前に成立して居れば、山口県下の信者は金神組にて管轄せん」とて喰って掛りしが、柳に風の態度にて受流し、結局藤井ヨシ一派丈切り放す事とせり。

斯くて、九日由宇村に移り、唐樋常蔵氏と打合せ、十二日山口町に〔*〕著し、神道山口分局に出頭。局長不在の為、山口町より三里西方吉敷郡嘉川村に、分局長林寛治氏を訪ひ、神宮教との問題を述べ、唐樋常蔵外九名、教師の選挙手続をなし、茲に山口県下の交渉は済み、二十二日帰領。二十三日本部に帰り、教長に復命せり。

この二十二日間の出張は、本部より西が統一出来るか出来ぬかの分る、所なりしが、幸ひ神助により目的を達する事を得たり。この出張中、足を留むる所毎に説教をなす。

山口分局長林寛治氏の厚意は謝するに余りあり。（出張日誌あれど略す）

ここで、この山口への出張によって本部より西に教線が伸びるかどうかという問題が打開されたと述べることから、これまで、佐藤の尽力によりこの地方の講社結取運動が結実し、本教の布教展開に大きく作用したと押さえられてきた。

ところで、この出張については、『唐樋常藏師と山口県東部布教』（由宇教会、一九八〇年）でもとりあげられている。それによると、先にあげた二本の論文の内容をふまえ、また『信仰回顧』の引用末尾にある「出張日誌あれど略す」として示される出張日誌の内容ともつき合わせて次のように検証されている。

このときの出張日誌をみると、「唐樋氏と打合せ」という記事はどこにも見当たらない。そのかわりに、環乃金五郎氏の名前を見ることが出来る。「…」出張日誌は、随行員の遠藤主計氏の筆になるもので、あるいは唐樋師との面談の記事が洩れたのかもしれないが、一方、環乃氏は、佐藤師の宿舎、柳井への道案内などをつとめたことがこれでよくわかる。「…」

このとき、佐藤師の呼びかけに応じて、金光教会へ加盟する意思を表明したのは、唐樋師ほか奥林弥重、岡山保次郎、野村徳次郎、見常柳太郎、前田国藏、後藤光治郎、明田角太郎、藤山勝太郎、三谷多三郎、環乃金五郎氏らで、このうち、藤山、明田、奥林、前田、野村の五氏は、神道山口分局へ教師として撰挙された。（五五、六

頁）

このように、唐樋と打ち合わせたという記事が見当たらない等、「信仰回顧」の記事内容と相違する点が指摘され、それとともに、日誌末尾に添付されている神道教規や規約職制、教導職の代金等を支払った者の名簿から、唐樋以外に金光教会へ加盟する意思を表明した者、教師の撰挙手続きを行った者が特定されている。

唐樋の名は日誌末尾の名簿^⑩を含めても確認することができないが、この出張期間中に唐樋、藤井ヨシ、住川啓太郎と佐藤の間で書簡のやりとりが行われている。

三月三日夜に佐藤がしたためた書簡(控)には、四日に由宇村環乃宅に立ち寄り、明朝打ち合わせのため、宿元へ出頭を依頼したことが記されている。これを受けた唐樋、藤井、住川は五日付で、金神組総長等の意見もあるので自分達では判断できないと返信(佐藤宛の封筒に「五日受」と記)、さらに重ねて翌六日付で翌七日に副長その他掛員が事務所に集会するので、そこに佐藤が出向いての面談を打診している。これへの回答にあたる資料は確認できないが、「信仰回顧」の「神宮教の名越長易氏と初対面をなし、「…」の内容にあたるものと思われ、それは「出張日誌」の日付から七日であることがわかる。佐藤が望んだ唐樋、藤井、住川の三名との面談は実現していないものと思われるが、坂本の「金神組は金光教会本部より前に成立して居れば、山口県下の信者は金神組にて管轄せん」との言や、帰属を促す者達に対しての「三柱教会といふ継母にかかって居たにしろ、今更真の親が知れたからと言って、夫れが捨てられる義理のものではない」という主張は、佐藤に「結局藤井ヨシ一派丈切り放す事とせり」と本教帰属への懐柔を断念させた要因ともなっただろう。

一方、「金光教会本部付信者との間に複雑なる関係を生じ来りしかば」、「唐樋常蔵外九名、教師の撰挙手続きをなし」からは、神道(金光教会)へ帰属した者達の存在が浮かび上がる。そこで、このことを管長家資料に見てみたい。

2、神道金光教会への帰属をめぐる様相

「人員録」から山口県東部地方の講社結収状況をうかがうと、玖珂郡二八組、熊毛郡六組、大島郡二組の三六組が確認できる。⁶⁴⁾このうち、最初期である明治一九年一月に結収されたのは、次の一覧表に示した講社である。本部受領日は一日や六日のものもあるが、「順序控帳」では、全て一五日の受付となっている。このことから、佐藤が山口へ赴く以前にこの地方では講社結収がなされていたことがわかる。ここにあげた九組の講社の所在地は、先述した講社結収祭典執行通知の三件目にあたる周防地方一一名の住所と一致するので、下部にその宛名の人物名を記載した。

教区番	講社名	所在地	本部受領日	加入戸数・人数	「諸達書控」申達者
16	金光組	玖珂郡由宇村	15日	60戸・245名	環乃金五郎
16	明田組	玖珂郡日積村	15日	145戸・495名	明田角太郎
16	瑞穂組	玖珂郡田尻村	15日	33戸・137名	奥林弥重
16	柳井組	玖珂郡柳井津町	15日	22戸・39名	熊谷林三郎
16	後藤組	玖珂郡中山村	15日	28戸・110名	後藤光治郎
16	神代組	玖珂郡神代村	6日	17戸・101名	松重喜七
16	敬神組第一	玖珂郡伊陸村	15日	38戸・83名	田坂長十郎
	二			41戸・52名	村田熊次郎
	三			29戸・52名	重村亮一
17	敬神組	熊毛郡室津村	15日	29戸・123名	山本弥三郎
18	三野組	大島郡椋野村	1日	29戸・123名	木谷清助

この者達を中心となりそれぞれの講社が結収されたと考えられるが、では彼らはどのような役割を担っていたのだろうか。なお、叙述の煩を避けるべく、本部宛の届出書類、殊に履歴書から経歴がうかがえる者については稿末別表〈名簿〉にまとめて示した。

「教師の選挙手続をなし」たとされる者のうち、明田、奥林、野村は明治一九年三月二二日付、後藤は同三一日付で教導職試補の任命を受けていることが確認できるので、資料の裏付けがとれない者も含めて佐藤が山口出張時にとった「選挙手続」によって教導職試補の資格が得られたものと考えられる。

一方で、佐藤の出張前となる明治一九年二月一、二日付で明田、藤山、後藤、榊村林助の四名が、神道金光教会の教師任命に関わって必要とされた伝習願を提出している。^⑤ 稿末別表〈名簿〉の経歴にもあるとおり、みな神風講社金神組の教師や役員の立場にあった者達なので、講社結収を行い帰属を果たした直後に神道金光教会の教師となるべくその手続きを踏んだものと考えられる。注目されるのは、この伝習願の保証人にはいずれも環乃金五郎がなっていることである。この環乃について少し述べておくと、金神組に所属していた明治一八年九月の時点で金神組から離脱の動きがあるとみなされ、金神組総長名越から副長を罷免されている。^⑥ 罷免後は、自由に帰属へ向けた行動がとれたであろうし、金神組の副長を担うことによって得た人脈が、違う村で結収された講社に所属する者の保証人になった要因と考えられる。また、先に述べた広範囲にわたる地域から「講社署名簿」が同時に提出されたという点も、組織的な行動であったことをうかがわせ、それを取り仕切る人物の一人として環乃の姿が浮かびもするのである。なお、環乃以外にも多数の者が講社の垣根を越えて役員撰挙や教師志願に際しての保証人になっており、このような協力関係はこの地方の講社結収に関わる特徴の一端を示している。

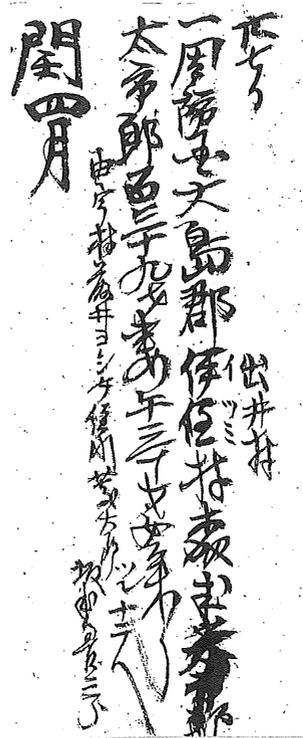
以上ここまでをまとめると、佐藤の山口出張以前に既に神道金光教会講社へ加盟している集団があったこと、その中から教師を志願している者がいたことが明らかになった。

その点をふまえて佐藤の山口出張の目的を考えてみると、神道金光教会設立に伴って山口県下の講社結収が進みつつある中で、山口県東部地方布教の草分けともいえる唐樋常蔵をはじめとする、藤井ヨシ、住川啓太郎といった未帰属の者達の懐柔に主眼があったといえる。そしてこの時に唐樋は帰属したような印象を受けるが、明治二十二年九月の教導職試験補取得以前に神道金光教会に関わった資料が見受けられないことからすれば、唐樋の公的な帰属はこの時ではなかった可能性が浮上する。しかし、佐藤が『信仰回顧』に「結局藤井ヨシ一派丈切り放す事とせり」、「唐樋常蔵外九名、教師の選挙手続をなし」と記したことには何らかの意図が働いているといえる。それを勘案すると、後に帰属し、大阪、芸備、難波に続く四番目の分所⁶⁷となる所長に就任する唐樋の立場への配慮があったのではないだろうか。それは、同郡内に二つの支所が設置されているにもかかわらず上位となる分所長に据えられたことからもうかがい知れる。あるいは佐藤には、唐樋の本教への帰属は、この時点ですでになされたとの思いがあったのではないだろうか。さらにいうならば、佐藤の「西が統一出来るか否か「…」の言にある「西」には、唐樋の流れを汲んだものが九州地方に教祖の教えを広めたという事実への思いが執筆時点であらわれ出たのではないだろうか。

3、「須佐之男神社 御神霊志願者授給記」に記された神風講社金神組の者達

佐藤の山口出張時に帰属をしなかった唐樋、藤井ヨシ一派のうち、唐樋については前節で述べた。一方、藤井ヨシ、住川啓太郎、坂本善三郎、村田熊治が帰属したかどうかをうかがう資料はない。しかしながら、金光宅吉の「惣氏

子乃おかけお請る心得方乃人名覚帳」には藤井ヨシ等の名を認めることができる（左写真。該当箇所を部分拡大したものは解説文）。



（*明治二〇年四月）

二七日 出井村

一周防国大島郡伊住村森本 ■■■
太市郎西三十九才妻午三十才女参り

ツレ十二人

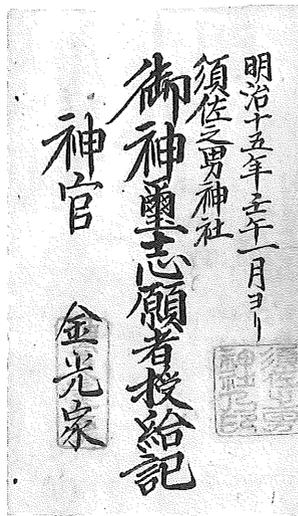
由宇村藤井ヨシ女住川慶太郎

坂本善三郎

「由宇村藤井ヨシ女」の後には、「慶」の文字が違うものの住川啓太郎と、帰属を勧めた佐藤に喰って掛かったと伝えられている坂本善三郎の名が記されている。大島郡の一行と連れだつて参拝したのかどうか不明な点はあるものの、佐藤の山口出張から一年余りが過ぎた頃、「藤井ヨシ一派丈切り放す事とせり」と述べた三人の名が金光宅吉によって記されているのである。金神組に関する資料中にある「神風講社金神組要旨並教師補心得」^⑧には、毎年吉日を選び三日間「金光先師」の祭典を執行的ることや、教師の講話は「金光先師御伝記等による可し」と記載されており、他に「金之神社拜詞」、「金光大神拜詞」を調べていたことから、祭神に加えて金光教祖も信仰の対象としていたことがわかる。坂本、村田の「金神組は金光教会本部より前に成立して居れば、山口県下の信者は金神組にて管轄

せん」との言からは、金神組に止まった者も、自身の信仰は備中大谷村の金光教祖の教えであって、教祖帰幽後も大本社として金光宅吉の奉仕する広前に参拝していたということが考えられるだろう。⑩そしてそれは、金神組の者達にしてみれば神道金光教会や神道三柱教会が設立されても何ら変わることはない、自分達の信仰としての大本社参拝であつたのかもしれない。

先に金神組の者達が祭神に加えて金光教祖のことも信仰の対象としていたと述べたが、それに関わる資料を紹介しておく。



祭	月	日	氏名	住所
一	三月	六日	吉野 北野 吉体	備後 備前
二	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
三	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
四	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
五	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
六	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
七	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏
八	三月	六日	吉野 北野 吉体	備前 原町田氏



三冊が確認されている。大・小木札、御社号、御霊代の配布について取り纏めた帳面で、備前、備中、備後、撰津、周防、讃岐、伊予、山城といっ

「須佐之男神社

御神霊志願者授給記」(上部写真上・明治一五年表紙、同下・

同一頁。以下、「授給記」と略記)は、明治一

五年から一七年の

之神社」の下付物を希求し、信者へ下付していたものと考えられる。ともあれ周防における下付件数の増加、下付総数の多さからは、金神組織進化へ向かわせるほどの教勢の伸張があったことがうかがわれる。

また、その下付者の名前の上下には「北国屋取次」や「北国屋渡ス」といった但書きがある。「北国屋」すなわち藤井吉兵衛と周防の者達との関係を示すもので、藤井の記した「御神木帳」とともに資料的な確認ができる。

○

「授給記」に関わっていま少し述べて章を閉じたい。

「授給記」の明治一五年四月二五日には、周防国岩国ウズ村の池田始が御霊代一〇体、御社号一体、大木札一体を下付された記述がある。この大木札という文字の横に「右ハ金神社トアルヲ授是ハ同人旧ヲ望上」と付記されている。池田が望むので、「須佐之男神社」ではなく、旧名となる「金神社」の木札を授けたということである。そもそも「金神社」の木札が下付されていたかどうかは現存するものがなく確認できないが、「金神社」のものを調達し下付したようで、池田が要望したことからは、いつ頃のことかは断定できないものの、「金神社」と呼称されていた事実が浮かんできよう。

また、「授給記」表紙には「須佐之男神社」と記されているが、明治一七年五月二一日の記述の次に「是ヨリ金乃神社ト改正神靈授之」と朱書きで「金乃神社」に改称されたことが記されている。神靈がどのようなものを指すのか明かでないが「授之」とあることから「金乃神社」に名称変更したものを下付していたと考えられるだろう。

最後に「お知らせ事覚帳」（以下、「覚帳」と略記）との関連を示す。

「二月九日、一つ、新田中島漱吉、親類見舞いに祈念札願ひ。萩に書かせ、やり。その日より紙札も出しはじめ、

総方へ。」(二六一四)という記述がある。明治一五年二月九日の項で、新暦では三月二十七日となり、この日より紙札も出しはじめたことが記されている。この日付を「授給記」(七四頁写真参照)にあたると、二件目の記述に該当するが、「覚帳」記載の中島漱吉の名前は確認できない。また、これより一月ほど前に一件目が下付されており、「授給記」と「覚帳」の記述内容とは一致しない。「覚帳」には、「祈念札願い」とあるので、金光菽雄に書かせたというこの札は、「授給記」に記載されている「須佐之男神社」の札とは別のものである可能性が考えられる。この札の違いからは、紙札下付に関わる先行成果も今一度再考の余地が生じるのではないだろうか。

おわりに

今後の資料管理、編纂業務の展望を述べておわりに代えたい。

この度の神道金光教会設立初期の様相を資料から検証していく過程では、数多くの管長家資料を手にすることとなった。そこには、多くの人名を見ることができ、履歴書等から経歴が知れるものもある。教祖直信と呼ばれる者、講社役員や講社員など、本教に関わった人たちである。人物については『金光教教典 人物誌』をはじめ、個人伝等で知ることができるが、そこに記されている事柄の年月は、管長家資料と照らし合わずと相違するものもみられる。このことから、記録資料としての管長家資料が研究の用に供されることで史実として明確になる事柄が浮上するばかりでなく、伝承の方も伝承としていかに成立していったのかという意味論的な関心をきわやかにさせることになるだろう。また、これまでに十分に明らかにし得ずとりあげられていない人物への注目もなされることになる。

今回の取り組みでは山口県東部地方を対象としたが、今後、それ以外の地域の人物を資料から抽出できるのであり、それぞれの個人や地域的な特性が明らかになってくることが期待される。

さて、ここまで見てきたことは、管長家資料が収集されたことよって、改めて検証の可能性が広がったことで成し得たことになる。今後、これほどの大部な古い時代の資料が収集される可能性は低いであろうが、それでも何か一つ資料が発見されると、新たな問題関心が生み出されることだろう。注27、37、54に記してきたように、平成二五年に実施した神道金光教会講社関係資料の調査で収集した資料や、近年予期せぬところから提供を受けた資料^{⑦⑦}は、百年以上も前の資料である。資料を目にした瞬間に言葉にできない感情が湧き、これまで保存・管理下さり、そして本所へ提供して頂いた方には感謝の念を、また、資料には、よくここまで遺っていてくれたと労いの言葉をかけたくなる。そしてこのように抱かせられた思いはひるがえって、既に大方の資料は収集されたに違いないと思いなしていた自分を戒めることにもなった。^{⑦⑧}ここからのさらなる資料発掘も責務として、後続の人への橋渡しに努めていきたい。

(教学研究資料室長)

- ① 堤光昭「本所における資料収集の経緯とその概要」〔紀要〕『金光教学』第二六号、一九八六年。参照。本稿では、このうち布教史資料、教団史資料、神徳書院資料を引用している。
- ② 「信仰回顧六十五年」刊行会、一九七〇年。個人伝に併せて本教の歴史を記したもので、上下二巻から成る。昭和七年から筆を起こし、その編集にあたっては、有識者から「此は自叙伝とも称すべきものなると共に金光教の発達史の一部なれば、事実の多きを厭はず率直に記述するを要す」と注意され、「編年体に倣ひ、其の要を率直に記述した」という。上巻一頁参照。
- ③ 北林秀生「神道金光教会における講社結取の展開とその特質」〔紀要〕『金光教学』第三六号、一九九六年。
- ④ 児山真生「地域社会に生きる人びとにとつての「復祭」」〔紀要〕『金光教学』第五二号、二〇一二年。
- ⑤ 管長家資料その他(七)―二。明治一九年より同二三年まで記述されている。
- ⑥ 管長家資料二二B―一九。従来、菓子の小売業を営んでいたが、参拝者が多く立ち寄ることから、明治二三年九月二〇日付で教会講社の休所として許可を願い出たものである。保証人は古川玉次郎となっている。
- ⑦ 「乾物酢雑貨万御通」「青物御通」「酒類御通」「呉服類御通」等、約三〇冊の帳面がある。未使用のものも多い。
- ⑧ 管長家資料一八一―一八一。「金光教会講社結取之件御願」「神道金光教会規約」は、前掲『教団史基本資料集成(上巻)』に掲載されている(第一章I類8)。
- ⑨ 近藤藤守のこと。明治一九年一〇月二三日付で「藤守ト改名致度旨出願仕候処則本月廿三日御許可ニ相成「…」と本部宛に改名届が提出されている。管長家資料ではこの日付を境に書類への記名が近藤與三郎から近藤藤守となる。近藤が改名したことは広く知られているが、それが何時であったのかということは判然としなかった。改名届は、そういった時期の特定はもとより、人物の特定に繋がる貴重な資料といえることができる。
- ⑩ 管長家資料一八一―一八一。教場という文言は使用されず、神道金光教会を金光菽雄宅、岡山県備中国浅口郡大谷村四〇五番地に設置するとして申請されている。
- ⑪ 管長家資料一八一―一八一。
- ⑫ 第一条から第二五条までの全文が、前掲『教団史基本資料集成(上巻)』に掲載されている(第一章I類9)。典拠資料は、教団史資料明治期二二―一〇である。原稿を校閲したのも現存する(管長家資料一九―二六―二)。また、活字になったものとしては、佐藤範雄が所持していたと思われるものが現存(管長家資料二〇―一八―九)し、これの添付書類からは明治二〇年六月には作製されていることがわかる。なお、この活字のものは、第二二条と第一三条を纏めて一条にし、条文番号が飛ばされていた第二〇条は繰り上げて第

二三条までとなっている。

⑬ 備中神道事務分局長からの神道事務局進達は七月一五日付である。また、進達控書類(管長家資料一八―一五四)からは、同年八月二日付で岡山県令千坂高雅宛に「手続大意」を届けていることが確認できる。

⑭ 「神道金光教会規約」

第十六条 一府県或ハ一國ヲ分掌スル所ヲ称シテ神道金光教(地名)分教会所トシ一郡区或ハ一町村ヲ分掌スル所ヲ称シテ神道金光教(地名)支教会所トス
なお、「神道金光教会規約」を改正した「神道金光教会条規」(明治二二年三月一日制定。管長家資料一九―一九一。前掲「教団史基本資料集成(上巻)」に掲載(第一章I類12))では、分教会所が分所に、支教会所が支所に改められている。

第十三条 一府県或ハ一國ヲ分轄スル所ヲ称シテ神道金光教会(地名)分所トシ一郡区或ハ一町村ヲ分轄スル所ヲ称シテ神道金光教会(地名)支所トス
⑮ 第八条 分教会ヲ分テ二等トス第一等ハ一府県下ニ一ヶ所第二等ハ一國ニ一ヶ所

但第一等分教会所ヲ開設セント欲スル輩ハ八百戸講社ヲ結合スヘシ第二等ハ五百戸講社ヲ結合スヘシ

第九条 支教会ヲ分テ二等トス第一等ハ一郡区ニ一ヶ所

第二等ハ一町村ニ一ヶ所

但第一等支教会所ヲ開設セント欲スル輩ハ三百戸講社

ヲ結合スヘシ第二等ハ二百戸講社ヲ結合スヘシ

このように、講社戸数が教会所設立の条件とされているが、教会所設立願書には戸数云々が記載されておらず、実際にはこのとおりに運用されていないようである。

⑯ 管長家資料一八―一八一六。七月一五日付で神道事務局より認可。本所では平成二三年一二月に第一番教区真道組の講社旗(縦二二cm、横一六三cm)を資料として受け入れているが、管長家資料に記載されている雛形に基づいた造りで、鯨尺、横四尺四寸、縦三尺四寸の寸法とほぼ同じ大きさである。

⑰ 管長家資料一八―一八一七。七月一二日付で神道事務局宛に「各府県下江講社結収方ノ義二付伺」を提出、回答は七月二三日付。

⑱ 管長家資料一八―一八一八。八月一日付で神道管長宛に「金光教会職制ノ件ニ付御伺」を提出、回答は八月二三日付。

⑲ 管長家資料一八―一八一九。八月三一日付で備中神道事務分局宛に「本国内当教ニ関係ノ教職撰挙ノ件ニ付願」を提出、九月八日付で認可。教導職とは別の金光教独自の教師資格について、その任免権を要求したものの。

⑳ 管長家資料一八―一八一〇。不認可(九月二日付)となったが、九月二日付で神道管長宛に「金光教会教級ノ件ニ付御願」を提出している。この時の教級は「大教伯、権大教伯、中教伯」[「:」]となっており、後に採用される「教正」では

なく「教伯」となっている。

- ⑲ 管長家資料一九一九。表紙には「明治十九年二月ヨリ 第貳号」とあり、第四号も現存する（管長家資料一九一〇）が、第一号、第三号の所在は不明である。

- ⑳ 管長家資料二三―二三。第一条から第四八条までの全文が、前掲『教団史基本資料集成（上巻）』に掲載されている（第一章I類15）。

- ㉑ 管長家資料一八一―一七二―四。確認できる資料は明治一八年―二月の三件で、進達者は、古川才吉二件、藤井恒次郎一件である。

- ㉒ 前掲北林「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」三五頁参照。なお、藤井恒次郎は「恒治郎」となっている。『金光教教典 人物誌』（金光教本部教庁、一九九四年）でも「恒治郎」となっているが、本稿では、資料中に「恒次郎」と記されるものが多いこと、事務取次係の角印が「恒次郎」であることから「恒次郎」で統一する。

- ㉓ 「手続大意」は、注12で示した活字のものが操山教会に現存している（布教史操山教会資料八）。布教史資料は、現在約二〇〇教会の所蔵資料を収集し登録しているが、その中で、「神道金光教会規約」、「手続大意」が本所に収集されているのは唯一操山教会である。同教会（旧操陽教会）初代教会長の野方若衛と講社結収を結びつける資料は現在確認できないが、同資料がこのように存在することからは、講社結収

にあたり配付されていたと考えてよいだろう。

- ㉔ 桜井徳太郎『結衆の原点―共同体の崩壊と再生』弘文堂、一九八五年、一九一頁。

- ㉕ このように考える一例を示しておく。平成二五年、神道金光教会講社関係資料の調査において灘教会より収集した「天地金神講社人名帳」（布教史灘教会資料二）は、通津教会から灘教会に引き継がれ保管されてきた資料である（徳永篤孝「山口縣東部初期布教について―第一回中間報告―」（学院研究部稿）金光教誌 第五集、一九四九年）でもとりあげられている（二七一頁）。表紙には明治一四年とあり「市乃^{ニッポ}出子神宮 出家宮」として米中千代植を筆頭に三二番まで記名されている。米中をはじめここに記されている人物を諸資料にあたると、神道金光教会講社第一六番教区神明組に所属していることがわかる。神明組の「講社署名簿」そのものは存在しないので加入者の全体等詳細は不明であるが、既存の信仰集団を形成していた三二人全員が結収に応じたと考えられる。

- ㉖ 管長家資料一八一―一六。

- ㉗ 第一二番教区岡山本組の記述は、岡山区大黒町 金光喜惣治と記されている。この人物は『金光大神』（旧版）（金光教本部教庁、一九五三年初版）に記されている中島屋喜惣次であると思われる。「金子明神」をゆるされ、さらに「金光」の姓をもゆるされた（縮刷版三三〇頁）とある金光姓を實際に名乗っていたことが知られる資料である。

③① 管長家資料一八一―二二二。第三号以降は未確認で、調製されていたかも知れない。前掲北林「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」には、別表として「人員録」講社一覽」が掲載されているが、本稿では資料の調製過程、各講社の結収状況や規模の把握を目的とするところから、「人員録」記載順のとおりに作表している。詳細については別表の凡例参照のこと。

③① 「手続大意」第一章第一条。「……結社式ヲ執行スヘシ但此手続ハ大意ナレハ「……」本部へ申出ヘシ」とある。

③② 管長家資料一八一―一五。

③③ 明治二二年一〇月までに結収された第二番教区までの講社でも「講社役員録」に綴じられていないものがある。こよりで纏めてあることから、仮綴じの可能性もあり、第一三番教区以降が見受けられないことも含めて、作業途中であったとも考えられる。なお、「人員録」に記載されている講社のうち、役員の情報は一切得られない講社が一〇組あるので、そもそも役員を撰挙していない講社であったとも考えられる。このような講社は、講社加入者が少ない講社、「講社署名簿」の提出回数が少ない講社においてみられる傾向である。

③④

講社名	所在地	届出年月日
協信組	浅口郡竹村八重	明治二年一〇月 六日
長尾組	浅口郡長尾村	明治二年一〇月一六日
片山組	浅口郡柏崎村片山	明治二年一〇月二三日
惟神組	浅口郡吉備村大谷小田	明治二年 七月 八日
道越組	浅口郡池田村道越	明治二年 八月二五日

③⑤ この第二四番教区は、第二三番教区が明治一九年一〇月八日、第二五番教区が明治一九年一〇月一四日に設置されているので、その間に署名簿が提出された講社に与えられたものである。敬神組の署名簿は、表紙に第二号、第三号と記され、共に明治二五年のものなので、第一号がこの期間に提出されたものでないとすれば、敬神組の所在地である岡山県西北條郡で先に結収された未確認の別の講社に与えられたものとなる。

③⑥ 「人員録」の記載件数は二二件である。「講社署名簿」の数が三冊多いが、同日付で提出された二冊が一件に纏めて記載してある（二件分）こと、明治二四年八月のものが「人員録」に記載されていないことによる。

③⑦ 平成二五年、神道金光教会講社関係資料の調査において田尻教会より収集（布教史田尻教会資料九）。

③⑧ 管長家資料一八一―八。

③⑨ 講社結収時には教区番号が確定していないことから、教

区番号が記載されていない書類も見受けられる。

- ④⑩ 住所一二箇所に契印が取られている。宛名は、西中島町山本正三、上道郡円山村講社係、講長、大黒町金光喜惣治、児島郡西畦村榊原伸吉、本村三宅常太郎、浅口郡下竹村間田惣治郎・間田岩吉、本郡本庄村樋口鹿太郎、本郡六條院村中姫路光五郎、本郡西阿知新田斎藤宗次郎、難波荒吉、(以下は写真の次頁に記載)当郡大倉村東田光五郎、当郡入田村瀬戸廉造、後月郡高屋村藤井皆次郎・土肥弥吉で、役職名を含めて一六名。
- ④⑪ 住所七箇所に契印が取られている。宛名は、御調郡久保町石原元之介・大元藤七、御調郡尾道土堂町柏原トク、御調郡尾道土堂町藤井吉兵衛、御調郡尾道土堂町吉本吉兵衛、御調郡三原西町中島コメ、品治郡新市村岩崎直吉、沼隈郡今津村神原八重松の八名。
- ④⑫ 住所一一箇所に契印が取られている。玖珂郡由宇村環乃金五郎、玖珂郡伊陸村田坂長十郎、村田熊次郎、重村亮一、日積村明田角太郎、玖珂郡田尻村奥林弥重、柳井津町熊谷林三郎、中山村後藤光次郎、神代村松重喜七、大島郡椋野村木谷清助、熊毛郡室津村山本弥三郎の一名。
- ④⑬ 明治一九年三月時点では、少なくとも三二組の講社が結取されているので、四講社は何らかの理由で案内が漏れ落していることになる。

- ④④ 「手続大意」(注31参照)では講社において祭典を執行する

こととされているが、本部が地域毎にまとめて執行しているようである。講社において祭典を執行することは現実的に困難であったとも考えられるのではないだろうか。

- ④⑤ 前掲北林「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」三二頁。
- ④⑥ 管長家資料一九一―二一九。
- ④⑦ 教区内の講社の記載が初出の「講社署名簿」提出順になっていない教区がある。
- ④⑧ 管長家資料二〇―一〇。
- ④⑨ 「手続大意」第二条。
- ④⑩ 現時点では、先述したように少なくとも第二三五番教区まで設置されていたであろうことが確認できる。そのうち、設置所在地をはじめ講社名が明らかになっていない教区は六三教区に及ぶ。
- ④⑪ 前掲北林「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」三九、四〇頁。
- ④⑫ 管長家資料二〇―六一。
- ④⑬ 玖珂郡田尻村の人。神道金光教会設立後帰属し、第一六番教区瑞穂組の講長に就く。明治三三年九月、金光教田尻教会を設立し、教会長に就任している。
- ④⑭ 平成二五年、神道金光教会講社関係資料の調査において田尻教会より収集(布教史田尻教会資料二、三)。
- 岡崎の履歴書(管長家資料一九一―三一)に、明治一六年

出雲大社教会大世話掛拜命、明治一七年六月神風講社金神組世話係拜命と記されている。共に、年月、役職名が現存する辞令とは異なる。辞令の日付が出雲大社教会の方が後ではあるが、岡崎自身が出雲大社教会の拜命を先に記していることから、出願は出雲大社教会の方が先で、明治一七年九月になって認可されたと考えられる。

⑤ 岡崎以外に出雲大社教会との関わりが確認できるのは明田角太郎一人で、履歴書に明治一四年九月一日講社取締世話係、同年松崎講社取締、同年一〇月一〇日松崎講社分社世話係と記述されている。岡崎同様、その信仰宮為については不明である。

⑥ 先行研究では「転属」という語を用いているが、本稿では、他宗派に属したことが布教資格取得のための便宜的なものであったと捉えるところから、教えの元へ帰るという意味で「帰属」を用いる。

⑦ 名越は、金神組の組織化に続いて、明治一八年八月神宮教直轄三柱教会、明治二〇年一二月神道直轄三柱教会を設立している（布教史熊毛教会資料一三五「徳永健次 履歴二号」。徳永健次は、名越の神道三柱教会設立に際して行動を共にした人物である）。それぞれに組織を昇格させていったのか、段階毎に別組織として設立したのかは明らかでない。なお、金神組の総長に就く以前は白山神社宮司であったということしか伝わっていないが、元岩国藩士である藤田葆の日記（明治九年

二月）大正六年の一八冊。岩国徴古館蔵）には、名越長易の名が記されている箇所があるので列記する。

① 明治一八年三月五日の項 「吉香神社祠官辞表出シ免職」

② 同年同月一二日の項 「広島へ行神宮教会半年詰トカノヨシ」

③ 同年七月一四日の項 「夜伊勢太神宮ノ御分霊ヲ岩国町鍛冶ヤ町某氏家ヲカリ勧請ス併テ金神ヲ祭ル是横山「*村」名越長易ノ引受ニテ世話スル「:」」

④ 明治一九年四月二日の項 「今夜御祭後深テ神葬アリ名越長易叔父ニ付金神組ヲ引連レ提灯多賑ニシ」

この日記の記述から、名越は吉香神社（岩国藩主吉川家の歴代神璽を祀る）に籍を置いていたようであり、辞職後、神宮教会半年詰となつてゐることからすれば、金神組の組織化時点では白山神社の宮司ではなかつた可能性も考えられる。

また、明治一九年六月一四日の項には「今夜ヨリ金神社ノ者四名当町人武林氏ニ依リ音楽稽古ヲ始ル」とあるが、神宮教三柱教会設立後で、金神社との関係は明らかでなく名越との関連も不明である。また、明治二七年六月一六日の項には、「金神組ヨリ神道ノ者旗ヲ立テ二十八社ヲ巡ラントスルヲ願ヒ止ラレシナレバナリ首ニ袋ヲ掛ル事甚悪シ」と「金神組」の名を見ることができが、名越の一連の組織化に付き従わず金神組に留まつた者達を示すものかもし

れない。

⑤⑧ 尾道教会の沿革を記す資料（布教史尾道教会資料六五）に次のような事情が記されている。

「血ヲ吐クノ思ヲ忍ビテ明治十七年八月岩国ノ土神宮教中
教正名越某ノ手続ニテ神宮教本部へ出願シ同年九月神宮
教金神組出張所設置ノ認可ヲ受ケ尙同時ニ権訓導ヲ拜命
セリ」

これは、大本藤雄（後の尾道教会初代教会长）が布教資格取得のため、「金神組」に加盟したというもので、名越との關係を示すものである。なお、金神組の者に近しい藤井吉兵衛も尾道の人であるが、金神組への仲介があつたかは不明である。大本は、佐藤範雄の懇諭により金神組出張所を廃し、明治一八年二月には第一番教区敬神組を結収している。このようにスムーズに帰属に應じ得たのは、金神組との組織的な關係が浅かつたことも要因の一つといえよう。

一方で帰属までに時間を要したのは徳永健次である。徳永は名越と行動を共にし神道三柱教会に所属する。明治二一年九月平生分教会所を建築・設立し教会長に就任している。同三五年になつて金光教に帰属する。同三六年五月、金光教久賀教会を神道三柱教会平生分教会所の地へ金光教熊毛教会として移転・改称し、徳永が教会長に就任する。平成二五年神道金光教会講社関係資料の調査時に熊毛教会より収集（写真撮影）した、「天地金乃大神」と神名が墨筆で

書かれた額には、その神名の下に「三柱神社」と日焼けした跡が残っている。元は三柱神社の紙札が納めてあつたと思われ、帰属までに要した時間の長さを物語る。

⑤⑨ この他、橋本真雄「出社の成立とその展開（下）」（紀要『金光教』第六号、一九六三年）では、出社の「結集統合運動」の事例としてとりあげられている。

⑥⑩ 布教史尾道西教会資料一。

⑥① 環乃金五郎、奥林弥重、岡山保次郎、見常柳太郎、野村徳太郎、前田国蔵、後藤光太郎、明田角太郎、藤山勝三（太郎の名が記されている）。

⑥② 神徳書院資料五二三、七六二。

⑥③ 「唐樋常藏師（其五）」『大教新報』一九二一年七月二八日。

⑥④ 「人員録」で確認可能となるまでは、山口県東部地方では前掲「唐樋常藏師と山口県東部布教」でふれられている三郡合わせて七組の講社しか把握できなかった。

三六組の講社の戸数、人数を合計すると、二二二一戸、一二二五五人となる。「当時の周東の信徒は二万と称せられた」という古老の言（前掲徳永「山口県東部初期布教について」一七〇頁）という伝承について、講社に加入した者が約一万二千人余に加え、未加入の者や金神組に留まった者の存在を勘案すれば、「二万」という伝承の信徒数も、現実味を帯びたものになつてこよう。

⑥⑤ 「諸達書控」には、この四名に加えてこの地方から四月中

旬に伝習願を提出した計一〇名に対して、伝習の実施日を通知していることが確認できる。六月二三日付で環乃、明田宛に出されたもので、受講者に伝習の実施日と本部への出頭方を周知するよう指示されている。なお、伝習については、前掲北林「神道金光教会における講社結社の展開とその特質」注八に詳しい。

⑥⑥ 前掲山田「神道三柱教会の成立と崩壊」一八頁参照。前掲「唐樋常蔵師と山口県東部布教」五一、五二頁参照。

⑥⑦ 前掲「各府県所在神道金光教会分支及事務扱所認可一覧表」。由宇分所設置以降、分所は設置されていない。

⑥⑧ 布教史熊毛教会資料一六。帳面に「天津神 國津神 八百萬神 式全 掟」、「金神祝詞」、「金之神社拝詞」、「金光大神拝詞」、「神風講社金神組要旨并教師補心得」、「御教憲」が記されている。

⑥⑨ 明治一七年九月付。金神組総長名越長易の名で編まれたもの。

⑦① 参拝の事例としては、徳永健次があげられる。前掲「徳永健次 履歴二号」には、「明治一八年一月御本社へ参詣シ二代金光様ヨリ御理解ヲ頂ク」との記述がみられる。

⑦② 前掲山田「神道三柱教会の成立と崩壊」参照。注57にも示したように、金神組総長名越長易は、神宮教神風講社金神組から神宮教三柱教会を組織し、さらに別派独立して神道三柱教会を設立する。金神組に属していた者達は、神道

金光教会設立時と同じように進路の選択を迫られたことであらう。

⑦③ 管長家資料一―八七、八八、八四。この資料については、水野照雄「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」(紀要『金光教学』第四〇号、二〇〇四年)に詳しい(資料解説は八四頁参照)。須佐之男神社は、社殿建築の際に許可された名称で、氏は金神社と呼んでいた。明治一七年五月に祭神増加及社号復旧の認可がおりて金乃神社となる。

⑦④ 早川公明「『金之神社』考」(紀要『金光教学』第三二号、一九八二年)注二五(三七頁)で示されているものである。早川は、「須佐之男神社」の存置が認められて後、明治一一年九月頃より一二月の約二ヶ月間に下付された木札の体裁として示しているが、田尻教会に残されていることから推察すると、この「授給記」に記載されている周防地方の者に下付された何れかである可能性が高い。

⑦⑤ 「神道金光教会規約」では金之神社、「神道金光教会条規」、「授給記」では金乃神社と記されている。明治一七年三月二四日付で「祭神増加並びに社号復旧御願」を提出し、同年五月一四日付で県令より認可される。この時に用いられているのは金之神社である。本所に寄贈された神道金光教会の鑑札入れには、明治三二年に発行された講社の鑑札に合わせて、「金之神社」(横二七_三×縦五七_三)の紙札が納められている。

⑦⑤ 前掲『金光教教典 人物誌』二九一頁参照。
 ⑦⑥ 例えば該当するものとして、前掲早川「金之神社」考」
 があげられる。

⑦⑦ 岡山県上道郡海吉村（現岡山県岡山市中区海吉）で結収された第六番教区金真組に関する資料二〇点が平成二三年七月、本所に寄贈された。金真組は「人員録」では確認できない講社であるが、同教区の敬神講組役員にこの海吉村の人が就いており、その名が収集資料中に確認できる。資料状況からは、海吉村だけで講社を結収するべく明治二六年頃に敬神講組から独立したものと考えられる。以降、講社の活動が営まれてきたが、講員の減少、高齢化から、平成二三年七月に解散となった。解散時の講員の中には結収初期の講員の子孫にあたる人もあり、近隣の教会に参拝しているとのことである。

⑦⑧ 平成二五年に実施した倉敷市歴史資料整備室所蔵資料の調査において、「熊野神社氏子名簿」（現所在地倉敷市西阿知町）の中に、第七番教区阿知組の講社関係者である講長齋藤宗次郎や、副講長難波荒吉の名前を確認することができた。齋藤の記述には明治三一年の内容が確認できることから、神道金光教会の教師拜命以降も、氏子としての関係が保たれていることがうかがえる。このような、地域の信仰に関する資料に目を向け、調査収集の方途を講じることが、たとえば兎山真生「地域の社会関係と講社―神道金光教会時

代の「講社署名簿」を手がかりとして―」（紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年）で取り組まれてもいる（第二章 講社員による氏神社への寄進）^{⑦⑨}が、調査者として意識するべきことであると改めて思わされている。

別表〈講社結収人員録〉

凡例

「人員録」の記載内容について掲載頁順に作成した。ここに採り上げた項目は、教区番号、講社名、住所、「講社署名簿」提出初出年月日（年月日を6桁の数字で表記）の他、以下の集計項目と記載頁数である。

- ①「講社署名簿」の18・19年提出件数
- ②「講社署名簿」の20～21年5月調査までの提出件数
- ③21年5月調査行の有（○印）無
- ④「講社署名簿」の21年5月調査行以降22年9月調査行までの提出件数
- ⑤22年9月調査行の有（○印）無
- ⑥22年9月以降の提出件数
- ⑦合計記載件数
- ⑧合計戸数

*①②④の時期区分は、21年と22年の調査行の関係もあるが、およそそれぞれ1年4カ月の期間となることから、妥当と判断した。

- 1、講社名、住所の漢字表記はそのまま記した。「本郡」、「本村」はそれぞれ「浅口郡」、「大谷村」のことである。
- 2、講社役員の住所が「人員録」記載の住所と違う郡区、町村であると判明した講社は、住所欄にその旨（ ）で示した。
- 3、資料に頁数は振られていないが、表紙を除いて1枚目の表を1、裏を2として、第壹号、第貳号別に順に割り当てた。なお、数字が飛ぶのは、その間が空白頁のためである。なお、43番教区で、後から別の野紙を貼り付けた形跡の講社については、小数点を付して表記している。

第壹号

教区	講社名	住所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
1	木綿崎組	本村 *本の横に「吉備」。 明治22年合併により地名 改称	190824	1	1		6	○	4	12	107	1
1	大本社組	本村	190104	1						1	18	2
1	本庄組	本郡本庄村 *本庄の横に 「津田」。明治22年合併に より地名改称	181228	1			1	○	1	3	54	3
1	黒崎組	本郡黒崎村	200721		1				1	2	13	4
1	明道組	本郡黒崎村	200121		2		2			4	13	5
1	真道組	本郡占見新田村	181221	2	1				2	5	57	6
1	日之出組	本郡下竹村	190305	2			1	○	2	5	43	7

教区	講社名	住 所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
1	佐見組	本郡黒崎村	190501	1			1	○	2	4	33	8
1	榮心組	本郡六條院村中	190326	1						1	15	9
1	明治組	本郡六條院	190409	7	2	○			1	10	164	10
1	松榮組	浅口郡津田村字松井	220928						1	1	26	11
1	丸山組	本郡阿賀崎村	220828				1		2	3	67	12
1	元濱組	本郡勇崎村	220518				1			1	20	13
1	旭組	本郡津田村大字益坂	220719				2	○		2	54	14
1	唐船組	本郡阿賀崎村	220531				1		3	4	42	15
1	灵組 (*靈組)	本郡玉島村字東通町	220612				1		1	2	84	16
1	清信組	岡山縣浅口郡鴨方村	220201				3	○		3	13	17
1	玉島組	本郡玉島村上本町	220623				1		2	3	32	18
1	勇崎組	岡山縣備中国浅口郡勇崎村 字西浦	220406				1			1	23	19
1	西組	本郡阿賀崎村	220526				1			1	75	20
1	金榮組	本郡阿賀崎村中買町	220610				1		1	2	66	21
1	久盛組	本郡阿賀崎村久々井	220702				1			1	62	22
2	笠岡組	岡山縣備中国小田郡笠岡村	220320				1		1	2	98	23
1	甕組	本郡玉島村	220608				2	○		2	185	24
2	甲弩組	小田郡甲弩村	200504		1		1	○		2	57	25
2	入田組	小田郡入田村(同郡内5村)	181205	8	1	○				9	186	26
3	黒忠組	本国小田郡星田村	210713				1			1	14	29
3	大倉組	本国小田郡大倉村 (同郡内3村、他2郡4村)	180927	10	3		3			16	362	35
4	後月組	本国後月郡高屋村	181010	1					1	2	18	41
4	高屋組	本国後月郡高屋村	190121	1			2	○	1	4	44	42
4	川相組	本国後月郡足次村川相	220608				1		8	9	163	43
5	明道組	大阪府南区	191209	1	1	○				2	82	53
5	白神組 (真道組)	大阪府西區立賣堀南通四丁 目 * 240218 真道組に改名	220313				5	○	5	10	503	55
6	敬神講組	備前国上道郡円山村(同郡 内12村、他3郡区4町村)	181009	3	2	○	1	○	1	7	550	63
6	長利組	備前国上道郡長利村	201102		2	○	2	○		4	105	65
7	阿知組	本国本郡西阿知新田村 (同郡内3村、他2郡8村)	180927	9	4	○	5		9	27	987	75
7	茂浦組	浅口郡連島村字茂浦	230326						3	3	96	83

教区	講社名	住 所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
8	正眞組	廣島縣備后国沼隈郡今津村	181130	2	3	○	5	○	1	11	104	85
8	走島組	廣島縣備后国沼隈郡走島村	201204		1					1	21	88
8	敬神組	廣島縣備后国沼隈郡百島村	210419		1					1	21	89
9	白神組	大阪府堺區	200328		1					1	61	99
9	眞金組	大阪府北區曾根崎新地三丁目	201025		1					1	50	100
9	三光組	大阪府南区高津町四番町	200825		1				1	2	47	101
9	金弘組	大阪府(大阪分所部下)	200825		2	○				2	116	102
9	眞玉組	大阪府南区疊屋町	220410				1			1	64	105
10	正道組	大阪府西成郡難波村	191111	2	4	○	3	○	5	14	815	111
10	正光組	大阪府摂津国豊島郡池田村	200309		4	○	3	○	4	11	317	113
10	藤守組	大阪府北區絹笠町	200412		1					1	95	114
10	高天組	大阪府大和国葛上郡高天村	200725		1					1	44	115
10	金廣組	大阪府東區農人橋詰町	200925		1		2	○	1	4	304	116
10	葛木組	府山城国葛上郡南郷村	210406		1		1	○		2	77	117
11	共信組	廣島縣御調郡中之庄村	210529				1			1	20	123
11	敬神組	廣島縣備后国御調郡尾道久保町(同郡内1町)	181216	2	2	○				4	213	125
11	神光組	廣島縣備後国御調郡尾道土堂町	181226	1	2		1	○		4	113	127
11	金光組	廣島縣備后国御調郡尾道(同郡内3町)	190130	3	3	○				6	171	128
11	金正組	備后国御調郡尾道御所町(同郡内1町)	190205	2	1	○	1			4	75	130
11	金吉組	備后国御調郡三原町	190320	2						2	156	131
11	和田組	廣島縣御調郡山中村	190712	3	2	○				5	129	132
12	敬神組	岡山縣岡山区西中島町(同区内6町、他郡1村)	181221	3	4	○	1	○	8	16	370	141
12	秋山組	本縣下岡山区可真之町(同区内6町、他2郡4村)	181215	3	2	○			3	8	159	143
12	岡山本組	岡山縣岡山区萬年町(同区内5町、他2郡2村)	201107		1		2	○	1	4	26	145
13	眞誠組	本国下道郡陶村	181221	1			1	○	1	3	178	153
14	共信組	備前国児島郡廣江村(同郡内6村、他2郡4村)	191031	4	9	○	8	○	8	29	1169	159

教区	講社名	住 所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
14	金信組	備前児島郡下村 (同郡内 3 村)	191103	5	2	○	3	○	3	13	237	162
14	八濱組	備前国児島郡波知村	201026		1		2	○	4	7	141	164
14	連開組	備前国児島郡西畦村 (同郡内 1 村)	181225	1	1	○				2	58	165
14	林組	備前国児島郡林村 (同郡内 4 村、他 2 郡 7 村)	200307		12	○	2			14	496	166
14	田ノ口組	備前国児島郡田ノ口村	191012	1						1	16	169
14	郡組	岡山縣備前国児島郡郡村	210727				5	○	2	7	208	173
14	福田組	岡山縣児島郡南畝村	220209				1		1	2	13	177
15	新神組	備後国品治郡新市村 (同郡内 1 村、他郡 1 村)	190130	1	1	○	1	○	1	4	159	179
16	金光組	山口縣周防国玖珂郡由宇村 (同郡内 1 村)	190115	3	9		5		1	18	154	181
16	神代組	山口縣周防国玖珂郡神代村	190106	1	3	○	1	○		5	138	187
16	柳意組	山口縣周防国玖珂郡柳井津町	190115	5	6	○	3	○	1	15	116	189
16	明田組	山口縣周防国玖珂郡日積村 (同郡内 6 町村)	190115	4	2	○				6	195	191
16	敬神組	山口縣周防国玖珂郡伊陸村 (同郡内 3 村)	190115	5	3	○	4			12	288	193
16	大畠組	山口縣玖珂郡大畠村	190714	1						1	3	195
16	杵森組	山口縣玖珂郡下久原村	200302		1					1	21	196
16	祖生組	山口縣周防国玖珂郡祖生村	190407	1	1	○				2	9	197
16	末元組	山口縣玖珂郡祖生村	200409		1					1	4	198
16	瑞穂組	山口縣玖珂郡田尻村	190115	1						1	33	199
16	西長野組	山口縣玖珂郡西長野村	200302		2	○				2	38	200
16	海士路組	山口縣玖珂郡海士路村	200623		2			○		2	35	201
16	峠組	山口縣玖珂郡峠村	200802		1					1	10	202
16	川西組	山口縣玖珂郡川西村	200802		3	○				3	20	203
16	長谷組	山口縣玖珂郡長谷村	200523		2	○				2	37	204
16	楯社組	山口縣玖珂郡下久原村	201028		1					1	38	205
16	耕内組	山口縣玖珂郡天尾村	201028		1					1	29	206
16	黒磯組	山口縣玖珂郡黒磯組 (*ママ)	201028		2		4	○		6	44	207
16	神力組	山口縣玖珂郡上久原村	200302		7	○	1	○		8	91	208

教 区	講社名	住 所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
16	岩国組	山口縣玖珂郡錦見村	201027		1		2	○	1	4	19	210
16	根笠組	山口縣玖珂郡根笠村	201027		1					1	2	211
16	尾津組	山口縣玖珂郡尾津村	210410		1		1	○		2	28	212
16	後藤組	山口縣玖珂郡中山村	190115	2		○	1	○		3	71	213
16	白崎組	山口縣周防国玖珂郡今津村	211015				1			1	2	214
16	畑組	山口縣周防国玖珂郡通津村	211014				1			1	2	215
16	向今津組	山口縣玖珂郡向今津村	220711				1			1	2	217
16	神明組	山口縣玖珂郡通津村	220907						2	2	6	219
16	灘組	山口縣玖珂郡灘村大字黒磯	230325						1	1	4	220
17	後藤組	山口縣周防国熊毛郡 (同郡内 3 村)	190228	4	1	○	2	○	1	8	179	227
17	神代組	山口縣周防国熊毛郡伊保庄 村	210229		1		1	○		2	71	229
17	田布施組	山口縣周防国熊毛郡下田布 施村	200720		1		2	○	1	4	43	230
17	敬神組	山口縣熊毛郡室津村 (同郡内 1 村)	190115	2	1	○	4	○		7	112	231
17	神国組	山口縣熊毛郡長島四代村	190407	4		○	1	○	1	6	160	232
17	柳意組	山口縣熊毛郡曾根村	220709				1		1	2	15	234
18	志佐組	山口縣大島郡志佐村	190407	1						1	15	243
18	三野組	山口縣周防国大島郡三蒲村 ・棕野村	190101	2	1	○				3	47	244
19	開榮組	京都府上京區第三十組上本 能寺前町	190408	2	2	○	3	○	3	10	512	245
20	井口組	兵庫縣摂津国神戸區兵庫魚 ノ棚町	200409		3	○	2	○	3	8	455	251
20	松尾組	兵庫縣摂津国神戸區兵庫川 崎町	201025		2	○	2	○	3	7	223	253

第式号

教 区	講社名	住所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
21	田畑組	京都府山城国久世郡寺田村	200410		10	○	4			14	615	1
22	甲島組	大阪府和泉国堺区中ノ町西二丁	190610	3	3	○	2	○	1	9	475	11
23	黒忠組	本国川上郡黒忠村 (同郡内9村、他2郡4村)	191008	2	11	○	7		2	22	508	17
23	大倉組	岡山縣川上郡桑田村	210710				4	○	5	9	310	21
23	明治組	岡山縣川上郡明治村	220523				1			1	15	23
25	藤守組	京都府下京區第拾六組中堂寺町	191114	2	9	○	4		6	21	1004	31
26	藤守組	京都府紀伊郡伏見京町三丁目	191115	1	2	○			2	5	142	37
27	温泉組	愛媛縣伊豫国温泉郡新玉町	191225	1						1	52	43
28	藤守組	滋賀縣近江国滋賀郡大津	200125		6	○	4	○	6	16	754	49
28	藤守組	滋賀縣神崎郡八日市町	220805				1		2	3	67	51
29	藤守組	兵庫縣神戸區北長狹通七丁目	200208		4	○	2	○	2	8	281	55
30	五明組	備前国邑久郡五明村	200502		3	○	1	○		4	41	61
31	小方組	廣島縣安藝國佐伯郡小方村	200523		2	○	3	○	1	6	55	65
31	玖波組	廣島縣安藝國佐伯郡玖波村	210229		1		1	○		2	14	66
31	大竹組	廣島縣安藝國佐伯郡大竹村	200930		3	○				3	92	67
32	藤守組	滋賀縣近江国滋賀郡錦村	200725		4	○	3	○	2	9	224	73
33	信光組	大阪府東區博労町三丁目	220411				1			1	122	77
34	開榮組	滋賀縣近江国滋賀郡下馬場町	200823		4	○	1	○	1	6	153	81
35	有志組	京都府下京區第九組塩屋町	200908		1		1	○		2	246	85
36	高津組	大阪府西成郡高津村	200925		1				1	2	149	87
37	藤守組	滋賀縣近江国犬上郡彦根袋町	220503				2	○	2	4	87	89
38	藤守組	京都府山城国葛野郡下嵯峨村	201024		2	○	2	○	2	6	169	93
39	藤守組	滋賀縣近江国蒲生郡八幡元玉屋町	201025		2	○	1	○		3	144	97
40	藤守組	愛知縣名古屋區梅園町	201025		2	○	2	○	5	9	141	101
41	中島組	本國都宇郡中庄村	201026		1		1			2	41	105
41	阿知組	本國都宇郡中庄村	210306		1					1	95	106

教区	講社名	住所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
42	住吉組	大阪府住吉郡安立町	210328		1					1	92	109
43	和田組	高知縣土佐郡和田村	220226				1			1	54	111
43	土居組	高知縣土佐郡土居村	210224		1	○	2	○	1	4	160	113
43	南川組	高知縣土佐郡南川村	220226				1			1	15	114. 1
43	船戸組	高知縣土佐郡船戸村	220226				1			1	16	114. 3
43	南泉組	高知縣土佐郡南泉村	220226				1			1	22	114. 5
43	溜井組	高知縣土佐郡溜井村	220226				2	○		2	16	114. 7
44	西村組 (明道組)	兵庫縣摂津郡武庫郡西ノ宮 * 211214 明道組に改名	210206		1		7	○	6	14	264	115
44	明道組	武庫郡西ノ宮 (*消線して 元の西村組の方に書込)	230219						(1)			117
45	開榮組	滋賀縣阪田郡長濱南船町	220313				1			1	21	119
46	黒忠組	愛媛縣伊豫国越智郡大三島 井ノ口村	210422		1					1	13	123
46	北浦組	愛媛縣伊豫国越智郡北浦村	211014				2	○		2	21	124
47	敬神講組	備前国邑久郡宿毛村	210516				4	○		4	168	125
48	田畑組	大坂府摂津国島上郡	210613				4	○	1	5	231	133
49	藤守組	大阪府北区真砂町	210618				4	○	4	8	242	137
49	敬神組	岡山縣西中郷町	230326						1	1	30	139
51	○○組	静岡縣駿河国宍戸郡静岡宿 *組名未記入	210728				1			1	1	145
52	金道組	大阪府河内国丹北郡矢田部 村	210803				1		1	2	34	153
53	明誠組	東京本郷區菊阪町八十番地	211014				4	○	9	13	510	157
54	御野組	備前御野郡豊成村 * 6 番教区より独立	181009	1			2	○	6	9	45	161
55	豫言組	福岡縣豊前国企救郡小倉舟 頭町	211024				1			1	1	165
55	藤守組	福岡縣豊前国企救郡小倉平 松町	220623				1		12	13	345	167
56	神邊組	廣島縣備後国安那郡川北村	220127				2	○		2	34	169
57	尾上組	*住所未記入	220411				1		3	4	81	173

教 区	講社名	住所 (講社役員の他住所)	初出日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	頁
57	明石組	*住所未記入	221230						8	8	378	175
58	明守組	和歌山縣紀伊国和歌山市新 中通一丁目	220503				2	○	5	7	456	179
59	土居組	高知縣長岡郡田井村	220515				2	○	1	3	51	186
60	桑下組	岡山縣久米北條郡桑下村	220508				2	○		2	15	195
61	藤守組	京都府丹波国南桑田郡亀岡 町	220517				2	○	7	9	266	199
62	魚住組	兵庫縣播磨国姫路市茶町	220604				4	○	8	12	273	203
63	芝組	東京市芝区南佐久間町一丁 目	220708				1		9	10	393	207
64	気多組	兵庫縣但馬国気多郡西気村	220730				1		4	5	56	211
65	下ノ関組	山口縣長門国赤間関市田中 町	221004						7	7	265	217
66	藤守組	福岡縣豊前国遠賀郡矢矧村	221223						6	6	129	223
67	藤守組	福岡縣筑前国宗像郡吉武村	230208						2	2	29	225
68	金誠組	兵庫縣摂津国兔原郡御影町	230219						5	5	70	227
69	疊谷組	岡山縣和氣郡本庄村	230326						2	2	61	231

別表〈名簿〉

凡 例

管長家資料から、以下の項目に該当する記述がある者のみを探り上げた。

教導職試補、準7等教師、伝習願、誓約書、講社役員（世話係以外）、
他教経歴

主に本部宛の届出書類に依っているが、他教経歴については履歴書から採っているため年月日等が正確でない可能性があることを断っておく。

なお、(明治)年月日を6桁の数字で表し、不明なカ所は「-」で示した。

NO	氏名（太字は本報告掲載者） ①住所 ②教導職試補受日 ③準7等教師受日 ④伝習願 ⑤誓約書 ⑥講社名 ⑦役員名 ⑧「受給記」記載年 ⑨他教経歴
1	明田角太郎 ①玖珂郡日積村 ②190322 ③190715 ④190201 保証人環乃金五郎 ⑥明田組 ⑦190425 講長 ⑧15年御霊代35、16年御霊代65、御社号65 ⑨140911 出雲大社教会講社取締世話係、141010 松崎講社分社世話係、170630 神風講社教師補
2	生田太茂 ①玖珂郡日積村 ③170715 ④190417 保証人明田角太郎 ⑥明田組 ⑨山伏→真言宗→日積村社社用係
3	石原市兵衛 ①玖珂郡由宇村 ②230123 ⑥金光組
4	磯村新吉 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦190316 副講長 ⑨16----神風教会周旋係
5	井上友吉 ①玖珂郡伊陸村 ③191225 ⑤191207 保証人宮重重輔 ⑥敬神組 ⑦1903--世話係
6	大島ムツ ①熊毛郡麻里府村 ②271229
7	大竹作次郎 ①玖珂郡伊陸村 ②211109 (231130 免職具申) ③191225 ⑤191207 保証人宮重重輔 ⑥敬神組 ⑦19----講長 ⑨1807--神風講社教師補任
8	岡崎種次郎 ①玖珂郡田尻村 ⑥瑞穂組 ⑦190305 ⑨16----出雲大社教会大世話係、1706--神風講社金神組世話係
9	奥林弥重 ①玖珂郡田尻村 ②190322 ⑥瑞穂組 ⑦総代
10	小田若松 ①熊毛郡麻郷村 ②230421 ⑥田布施組
11	勝田藤左衛門 ①玖珂郡由宇村 ②211109 ③22----準七等修信講師 ④191007 保証人環乃金五郎 ⑤191007 保証人環乃金五郎

12	桂松平 ①玖珂郡古開作村 (221222 転居届、企救郡小倉町田町 231 番屋敷へ) ② 210921 ⑤ 200927 保証人熊谷喜太郎 ⑦ 230225 総代 ⑧ 16 年大木札 1、御霊代 2
13	兼政音吉 ①玖珂郡伊陸村 ② 230902 ③ 190715 ⑥敬神組 ⑧ 15 年大木札
14	兼村国太郎 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦ 1903--副講長 ⑨ 1710--金神組周旋係
15	唐樋常蔵 ①玖珂郡由宇村 ② 210919 ⑧ 15 年御社号、大木札、御霊代、16 年御社号、御霊代、17 年御社号 50、御霊代 50
16	唐樋楽太 ①玖珂郡由宇村 ④ 271219 尋常葬儀式卒業
17	河原善太郎 ①玖珂郡日積村 ② 230618 (271129 辞職願) ③ 190715 ④ 190417 保証人松村文次郎 ⑥明田組
18	久保ハナ ①熊毛郡上ノ関村 ② 211109
19	熊谷喜太郎 ①玖珂郡柳井津町 ② 190716 ③ 191128 ④ 191007 保証人環乃金五郎 ⑧父林三郎名で 16 年小木札、17 年御霊代 50、御社号 100 ⑨ 170616 神宮教神風講社教師補、171106 神宮教教導職試補
20	倉重金右衛門 ①玖珂郡海土路村 ② 220605 (280110 辞職願) ③ 200908 ⑤ 200601 保証人村井弥右衛門
21	後藤光治郎 ①玖珂郡中山村 ② 190331 ③ 190202 ④ 190202 保証人環乃金五郎 ⑥後藤組 ⑦講長 1902-- ⑨神風講社金神組教師補
22	小林熊太郎 ①玖珂郡向今津村 ② 270106 ⑤ 200806 保証人米中千代槌
23	重本多可 (たか) ①玖珂郡神代村 ② 230123
24	高本六良兵衛 ①玖珂郡由宇村 ③ 200708 ⑤ 2005--保証人環乃金五郎 ⑧父傳平名で 15 年大木札
25	環乃金五郎 ①玖珂郡由宇村 ③ 190910 ⑧ 15 年大木札
26	仁田亀松 ①玖珂郡柳井津町 ④ 190417 保証人明田角太郎 ⑨ 170817 神風講社金神組周旋係
27	野村徳次郎 ①玖珂郡柳井津町 ② 190322 ③ 190715
28	長谷川孝一 ①玖珂郡長谷村 ③ 200801 ⑤ 200521 保証人米中千代槌 ⑨ 161026 神宮教神風講社取締

29	浜安文蔵 ①熊毛郡伊尾庄村 ② 241023
30	原田勇斎 ①玖珂郡玖珂村 ③ 200720 ⑤ 200529 保証人阿山セキ
31	蛭子崎嘉吉 ①熊毛郡室津村 ② 220112 ⑤ 200530 保証人前田国蔵 ⑥敬神組 ⑦-----講長
32	福田亀吉 ①大島郡久賀村 ② 230508 ⑤ 230315 保証人權訓導高阪松之助〈滋賀県大津町〉
33	藤井藤吉 ①玖珂郡伊陸村 ② 230409 ③ 190715 ⑧ 15年大木札
34	藤中庄太郎 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦ 1903--副取締 ⑨ 1702--神風教会周旋係
35	藤中秀次郎 ①玖珂郡田尻村 ⑥瑞穂組 ⑦ 190305 副講長 ⑨ 1706--神風講社金神組世話係
36	藤山勝太郎 ①玖珂郡柳井村 ③ 190715 ④ 190201 保証人環乃金五郎 ⑥明田組 ⑦ 190425 講長 ⑨ 170826 神風講社周旋係
37	前田うめ ①玖珂郡神代村 ⑥神代組 ⑦ 19----副講長 ⑨-----神風講社金神組周旋係
38	前田国蔵 ①玖珂郡神代村 ③ 190715 ④ 190422 保証人松重喜七 ⑨-----金神組教師補
39	榊村林助 ①玖珂郡古開作村 ④ 190202 保証人環乃金五郎 ⑧ 16年大木札 ⑨ 170627 神風講社周旋係、170809 神風講社教師補
40	松井作三郎 ①玖珂郡岩国町 ② 270720
41	松重喜七 ①玖珂郡神代村 ⑥神代組 ⑦ 190710 取締 ⑨-----神風講社金神組周旋係
42	松村伊助 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦ 1903--副講長 ⑨ 1712--金神組周旋係
43	宮重重輔 ①玖珂郡柳井町、伊陸村 ③ 191225 ⑤ 191207 保証人環乃金五郎 ⑥敬神組 ⑦ 1903--講長 ⑨ 1608--神宮教周旋係
44	森山松次郎 ①玖珂郡神代村 ② 230618
45	八木民蔵 ①玖珂郡玖珂村 ② 260608
46	矢野多兵衛 ①玖珂郡由宇村 ② 27----
47	山川清助 ①玖珂郡神代村 ⑥神代組 ⑦ 190710 講長 ⑨-----神風講社金神組周旋係
48	山根あ浅 ①玖珂郡玖珂村 ② 230902
49	山本貞勝 ①熊毛郡上関村 ② 270630

50	浴本徳太郎 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦ 1903--副取締 ⑨ 1710--金神組周旋係
51	吉永実蔵 ①熊毛郡曾根村 ② 220724
52	吉村辰次郎 ①玖珂郡伊陸村 ⑥敬神組 ⑦ 1903--副取締 ⑨ 1712--神宮世話係
53	米中千代槌 ①玖珂郡長野村 ② 210919 ④ 2004--保証人環乃金五 郎 ⑤ 200409 保証人環乃金五郎 ⑧ 15 年大木札、17 年社号 300
54	脇田兵助 ①熊毛郡尾国村 ② 220526 ③ 220713 準七等修信講師 ⑤ 220519 保証人前田国蔵

平成二五年度研究論文概要

二五年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一 部

貨幣経済とお知らせの視界

— 神からの金銭の依頼について —

大 林 浩 治(所員)

本稿は、封建制下の米経済から近代の貨幣経済へ移行していく時期に、神が文治に金銭を依頼してきた意味を、経済構造との関わりで把握することが目的である。取り上げたのは、神が「屋敷宅がえ」費用を依頼する安政四年の出来事と、またその出来事が「神の頼みはじめ」とされる慶応三年のお知らせである。

第一章では、建築依頼の際、繁右衛門の無意識状態の中で神が金銭を頼んでいる点に注目した。直接には、金を借りることも出来ない繁右衛門の窮状に発しての依頼だが、無意識の中で金銭の求めは、金銭が人間の意識を超えたところで人間を規定している問題構造に深く関わっている。そこからさらに問題になるのは、金銭依頼に応じた文治の行動が、人間存在を規定する貨幣経済秩序に対してもった意味とは何か、である。

第二章では、この問題をマルクスの貨幣論を参照しつつ把握した。金神は、価格に置き換えて「たった十匁」も借りることが出来ないと言う。この言が示すのは、大工の労働も、建築資材も、貨幣で売ったり買ったりされる商品世界の現実である。金神は、この現実を前に、そしてこの現実打開を願望して依頼をしていたことになる。一方、依頼に応じた文治は、「こづかい、酒まで」「心配ないように」援助した。建築だけに使用される金銭援助にとどまらないそれは、金銭のみのやりとりで済まされる貨幣経済秩序を見返すものになっており、そこでの金銭は、建築を取り囲む人間の関わりを、神への「信」から見直す作用上に置かれていたことになる。

第三章では、この一連の出来事が「神の頼みはじめ」と意味づけられた慶応三年という時期に注目した。その頃、村民の金銭負担は増すが、文治はすでに田畑を手放しており、米を換金する手立てをもっていない。金銭が切実な意味を持って意識される中、告げられたのがこのお知らせである。何とか支払いの算段は付いていたことが資料から推察できるが、そのところで、かつての金銭の依頼を「頼みはじめ」と押さえ直させるお知らせの視界は、この出来事が商品世界の現実を相対化する神との関わりの端緒となったことを文治に理解させるものであった。またそれにより、貨幣経済の中で生きる確信も与えられることになった。

神人の関わりとその記録

— 金光大神直筆資料への課題 —

岩崎 繁之(所員)

本報告では、「金光大神御覚書」(以下、「覚書」) 執筆に当たつての、金光大神の手許にあった帳面類の実態を明らかにするべく、「御四被せ事覚帳」(以下、「覚帳」) の編纂過程を中心に、参拝者や願主の記録である「願主歳書覚帳」や「広前歳書帳」、さらには、現在、確認されている断片資料や「覚帳」の貼紙の相互の關係など分析を行った。

具体的には、これまでの「覚帳」の表記形態や記述内容を分析・考察した研究を踏まえ、「覚帳」執筆開始時点とされる慶応三年一月二四日記録(「覚帳」七丁裏八丁表) までの帳面作成のプロセスを表記形態から分析した。その際に、文久二年二月二五日から元治元年一〇月二四日までの記録を所収した断片資料に注目し、「覚帳」に断片資料の内容がくみ入れられていることが窺えた。さらに、慶応三年一月二四日記録にある「当年までで神の頼み始めから一ヶ年に相成り候」と、「覚帳」冒頭の安政四年一〇月一三日記録との關係から、慶応三年の想起と、記述上の循環的構造が窺えた。

次に、「覚帳」が書かれる以前の資料として現存する「願主歳書覚帳」(安政七年〜慶応二年)と、「広前歳書帳」の断片との対照を行った。両帳には、同一の内容を指すと見られる慶応二年二

月二四日の記録があり、「願主歳書覚帳」と「広前歳書帳」それぞれに固有な特徴を窺う可能性があることを指摘した。

そして、「覚書」執筆以前にあって、後筆や貼紙で記録が幾度も改編されている事例(i節 一二丁表・明治四年、ii節 一九丁表・明治六年)について分析した。後筆されること自体、実際にあった出来事が順序通りには記されていないことを示し、そこに出来事を受け止めの問題があることを考えさせられた。また、挟込紙や裏表紙記録と対照させると、記録を書き表す際に、幾つかの段階を経たことが窺えた。

今後、個々の帳面作成時期や後の書き込みの時期を精査しつつ、さらには、近世末期の新宗教や社寺資料との対照比較を通じて、金光大神直筆資料の特徴の究明を行う。

浅尾藩領大谷村の用水普請の諸相

— 「御用諸願書留帳」を手がかりに —

佐藤 道文(所員)

現在、本所に収集されている「小野家文書」の中に、寛政四(一七九二)年以降の河川改修や溜池の建設等、用水普請に関する資料がある。これら資料からは、夏季の降水量が少ないいわゆる瀬戸内海式気候に加えて、河川(里見川)による田地への充分な引水が不可能な地形にある大谷村において、溜池による(水)の確保・利用は、村の成り立ちに関わる課題であったことをうか

ができる。

そこで本研究では、赤沢文治(金光大神)が生きた「大谷村」の生活・秩序実態の立体的把握に向けた取り組みの一環として、溜池の事例に注目して、用水普請をめぐる村内外の関係の様相の究明を試みた。

第一章では、文化一三(一八一六)年の「大谷村明細帳」をもとに、村内の溜池の位置と規模、および利用状況を把握した。このことを通じて、村内の田地約五八%が溜池の水を利用していったことを示した。

第二章では、浅尾藩へ願い出た諸普請の村控である「御用諸願書留帳」から、文政元(一八一八)年～安政四(一八五七)年の三九年間分の溜池、河川に関わる用水普請(五一件)の場所、内容(新設、修繕等)を抽出した。そして、天保二三(一八四二)年～同一五(一八四三)年のものについて、村費の決算書である「小割帳」との対照によって、村役人が藩へ申請した普請の費用(見積り額)と、藩から支払われた費用との間に差額(不足)が生じていたことが浮かび上がった。

第三章では、竈人池(大谷村夕崎)に関する天保一三(一八四二)年～安政四(一八五七)年の資料の解説作業を行った。この作業を通じて、同池の築立に関する「骨折料」の支払いをめぐって、夕崎の住人・弥十郎(甚之丞内別)と本谷の住人・川手秀太郎とが、一〇年余に亘って争っていたことがうかがえた。さらに、安政元年の済口証文から、両者の争論が、判頭を巻き込んだ、いわ

ゆる「五人組」相互の争論であったことが分かった。そして、こうした組と組の争論とその和解の仕組みの究明が、大谷村の生活・秩序実態を捉える手がかりになるのではないかと指摘した。

慶応四年七月二十七日の

お知らせに関する一考察

— 白らの「姿」への注目とその意味 —

白石 淳平(所員)

「覚帳」慶応四年七月二十七日の条には、「一つ、辰年より丑年まで、十か年先、わが身の姿を見よ。末のため」(二二—13)とのお知らせがある。慶応三年以降の起筆と目される「覚帳」において、「先」「末」という未来を志向する当該記述は、金光大神の身の回りに起きていく事態に、「わが身の姿」を介して視界が形成されていく問題を浮かばせていよう。そうした未来志向の一方で、その後明治七年には、出生に遡っての「覚書」執筆が促されている。ここからは、常に過去との関係で現在を問題化するようにして「わが身の姿」が注目されていた可能性が示唆される。そこで本稿では、その問題化の具体相に関わって、金光大神における二度の隠居に着目した。

金光大神は、浅吉へ世帯を移譲する安政六年、そして浅吉が世帯から除帳され世帯主に戻った後、再び萩雄へ移譲する明治十二年の二度、隠居を経験している。そのうち前者についてのお知らせ

せが「覚帳」「覚書」両書に記されているのに対し、後者は「覚帳」明治九年の記述（二〇—30）のみとなっている。さらに前者は、簡略な記述の「覚帳」（三一—）に比して、「覚書」では庄屋とのやりとり等その詳細が記されている（七一—）。こうした様相は、明治期にあつて、過去との関係で現在が問題にされるようにして、安政六年の隠居が捉え返されていた可能性を浮かばせていよう。

このことに関わつて、「覚帳」では明治一〇年の記述（二一—14）で初出する「天照皇大神」が、「覚書」では、安政五年における「金神」への「一乃弟子もらいうけ」（六一—）において登場している点が興味深い。何故なら、「天照皇大神」崇敬に関わる浅吉への役割移譲が、隠居の事実に関わる問題として捉え返されているからである。そして、「敬神教育願」提出や宮建築等、萩雄らによる布教合法化の動きが「天照皇大神」崇敬の問題と共に本格化していく時代情況が、その前景として浮かぶのである。このように、「十か年先」へ向けた視界形成の内実に関わつて、金光大神における二度の隠居を具体的に検討する必要がある。

第二部

病を抱えつつ生きていくことへの意味

—小幡彦助の事蹟に着目して—

藤 本 拓 也（所員）

金光大神の実弟彦助は玉島久々井の小幡家に婿養子として入つたが、文久二年に三四才で自死した。神はそれについて、義母が神の恩を知らず彦助も出世することがないため早くくつろがせたと金光大神に知らせている。ここには義母の無礼と共に彦助の死に対する神の関わりなど多様な関係性が暗示されることから、本報告ではこの出来事に関わる意味づけの問題を考察した。

文久二年正月に彦助が「かん立ち」（神経が荒立つ状態）となつた際、久々井の者らが金光大神の広前を訪ね「上原祈禱」（神がかりを伴う治病行為）で治すと告げた。それに対して神と金光大神は、彦助を「此方」で治すと返答している。この応答から神と金光大神における彦助の固有性や、上原祈禱という対象に照らされて神・金光大神が「此方」として現出する様相、久々井の者らとの関わり合いの経験を論じた。

次に先行研究を整理しつつ、彦助の死の意味づけに関する問題を考察した。「母親が神の恩知らず」「見限られた女」等の神や金光大神の言は、義母を「悪」とする解釈傾向を生んだ。しかし「悪」の具体相は明確でなく、全責任を義母に課して出来事を解消する

ことはできない。そこで先のお知らせが「覚書」に書かれたという事自体に着目すると、金光大神にとって意味の掴み難い死に、神から意味が与えられた事実が窺われる。また神においては彦助をくつろがせた悲痛さと共に、それが神の極限的な条理だったと金光大神に伝える配慮や優しさが表出していると指摘した。

最後に、金光大神の五男宅吉の「理解」が孕む寓意に着目し、出来事の固有性を広く共感可能にするありかたを考察した。彦助の死去時と同年齢（三四才）の「末村の氏子」に関する「理解」では、本人の「狂い」の治癒可能性が、親の「めぐり」や信心との関係で説かれている。この「末村の氏子」に彦助が仮託されているか否かは不明だが、金光大神の死後も彦助の固有性を越え、「めぐり」を前にした人々を信心へ誘う営為が確認された。

以上のように、死を含み込んだ生のあらゆる局面に神から意味が与えられていることは、人が新たな生を歩む下支えとなる。

第三部

「現代社会に布教する教会委員会」の

実施過程における〈地方教務〉の経験

—中国教区の「教区分割」問題に注目して—

児山真生（所員）

「現代社会に布教する教会委員会」（以下、「教会委員会」）は、

昭和四四年、「全教参加態勢」の実現に向けて、「教会の体質改善」を図る施策として設けられた。この具体的な進め方として、中央教会委員会と教区教会委員会の連携が計画された。連携の内容として、教区教会委員会において「教会に密着した具体的な問題」を協議し、その内容は教務所を通じて教会へ「還元」するとともに、全教的視野を必要とするものについては中央教会委員会へ付託するという、問題収集—整理（検討）—還元という循環作用の仕組みが考えられていた。この仕組みは、従来の当局の指導性を中心とした、いわば上意下達の一方的なあり方に代わる双方向的な教務態勢の構想であった。

「教会委員会」は、実施当初から教会への「還元」のし難さや、教区から中央への問題提起の無さ等の問題がたびたび指摘され、実施から八年後の昭和五二年度をもって解散となった。

本稿では、これまで充分な把握が行われていない教区教会委員会の取り組みについて、中国教区を事例にその実態の様相の究明を試みた。中国教区に注目したのは、「教会に密着した具体的な問題」を取り扱う教区教会委員会が、なぜ教会数、区域の適正化という「教区分割」問題を取り上げたのかという疑問からである。このことを通じて、「教務」認識に対する教団史研究の新たな視座を構想することに培おうとした。

第一章では、「教会委員会」の立案に関わる教団動向と教務的意図を考察した。ここでは、昭和四〇年八月の竹部内局発足以降、所長会議を中心に教会連合会—教区—教団というボトムアップ方

式での施策実施のあり方が構想され、「教会委員会」の基本的仕組みに反映されていたこと、他面、その実施において、誰がどのように主導するかという点において、当局者と所長の間や、所長同士の間でも、施策に対する認識の齟齬があったことを述べた。

第二章では、前章の内容を踏まえつつ、教会への「還元」をめぐる問題を、中国教区を事例にうかがった。同教区では、教会委員会の取り組みの内容を、年度ごとに「布教資料」にまとめて各教会へ配布するとともに、教会連合会毎に教会委員会に対する問題提起を要請した。教会連合会から寄せられた問題は、「教会の財の私有視の問題」「教会長・教師の姿勢（信念）の問題」「祈念力、教導力（布教力）の強化」等、「二課題」設定のもととなった。「一六〇項目」の段階に止まっていた。そして、こうした教会側と教区教会委員会の意識の乖離、さらには、教会側の教区教会委員会に対する関心の稀薄さが、やがて、教区の教務上の問題として浮上する過程を示した。

第三章では、中国教区の教会委員会が、「教区分割」問題という、教規に及ぶ問題を取り上げた要因を考察した。ここでは、教区教会委員会の取り組みが、教区内の教会との意識の乖離、さらには教会委員会に対する無関心という、「教区の一体化」や「全教参加態勢」の実現といった理想とする世界の外側を意識するものであったこと、そして、それが克服課題として捉えられたことが、「教区分割」という方向を目指させる要因としてあったことに言及した。

神道金光教会期における儀式生成過程の諸相

山 田 光 徳(助手)

本稿では、「儀式とは何か」という問題関心の下、研究課題の明確化に向けて、佐藤範雄が明治一三年陰暦五月二三日に執行した「祭典」を「おそらく本教祭式の始なり」（『信仰回顧 六十五年上巻』三五頁）と記していることを手がかりに、神道金光教会の組織化以前の状況を視野に収めつつ、本所資料から窺える本教における儀式の歴史過程とその実態の把握に取り組んだ。

一章で、神道金光教会組織化以前の時期を中心に、佐藤が執行した儀式を、近隣村民から依頼された「土用祈念」の名簿と佐藤作成の祝詞資料から概観した。このことを通じて、『信仰回顧 六十五年』等に記されていない佐藤が行った儀式の存在が明らかになったとともに、祝詞資料に窺える執行の日付から、陰暦二三日等に営まれる「月待講」との関連性が浮かび上がった。

第二章では、前章で見た佐藤の儀式執行の様相を踏まえつつ、佐藤を含め当時の布教者たちが儀式を執行し得た背景的要因を窺うべく、神徳書院と大阪分所の儀式に関するテキスト所有状況に注目した。このことを通じては、神道の祭祀形式を調べた人物とされる権田直助の著作や、既に組織化していた大社教のものなど、幾つかのテキストを収集・参照しつつ、それらを実際に執行可能なものへと編み直していた様相が窺われた。

三章では、山口県の通津村の講社事務所（現岩国市通津。「担任教師」米中千代榎）の「諸願届控」に注目した。この資料の中には、明治二〇年代から大正期にかけて、警察や村長宛に提出された儀式執行届が綴られている。それによって、講社事務所の遷霊式や霊祭の執行をはじめ、「諸病御祈祷」「五穀成就ノ御祈祷」「雨乞祈祷」などが執行されていたことが分かる。ことに、「諸病御祈祷」をはじめとする諸祈祷に注目することからは、それら儀式が流行病や旱魃といった地域の生活環境・実態と結び付いた願い出であった様相とともに、それら執行について、警察・村長からの了解を得ていたことが窺えた。

今後、人々の要請によって生まれてくる儀式執行実態との関わりにおいて、神道金光教会の「儀式」の内実を明らかにしていきたいと考えている。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成二五年一月二六日に、第四五回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第五三号に掲載された竹部弘「金光大神の晩年と天地の莊嚴」、大林浩治「神の現前性への問い―明治末大正期の「教え」と「おかげ」の諸相から―」、以上二編の論文と、佐藤道文「慶応二年二月の「添翰願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治」の研究ノートである。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐっての意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、永岡崇（南山宗教文化研究所）、岩崎道與（評議員・研究員・国際センター所長・静岡）、宮下寿美（研究員・平野）、中川智胤（新潟）、堀江芳則（学院講師・花之宮）の各氏、所内からは、竹部弘、大林浩治（以上、論文執筆者）、佐藤道文（研究ノート執筆者・司会）、兎山真生（研究ノート検討時司会）、高橋昌之、岩崎繁之であった。

〈竹部弘論文〉

○本論文は、金光大神が「覚帳」の最後に記した「身代わり」について、この「お知らせ」を金光大神がどのような基盤において受け止めたのかを論じている。このことを通じて、天地によって人の死が生き、人の死によって天地が生きる、すなわち、人の死と天地との相互の関係を成り立たせていく「大いなる成就」という、「身代わり」についての新たな解釈が導かれている。このことは、人間の意志（使命感）が焦点化されてきたこれまでの「身代わり」解釈（「神の身代わり」、「氏子の身代わり」）について、その前提からの問い直しを図ったものとして評価できる。

○また、本論文の中では、人間にとって避けがたく遭遇する不時の災難・病・死等の具体的事例が検討されつつ、課題の追究が図られている。このことは、震災を経験した後の人間状況に対する教学研究としての応答の試みと言えるものである。

○なお、この度の論文では、「身代わり」をめぐる人間側の意志が指摘されているが、このことから、改めて、「身代わり」に神がさする」という、神の意志というものへの関心が生じる。この点は、「神の差し向け」などとも関わって、本教信仰における神観や金光大神像のさらなる究明に向けた興味深い要点と思われる。今後の教義的究明に期待したい。

〈大林浩治論文〉

○本論文は、関東大震災の翌年（大正一三年）に刊行された『震災おかげ集』における「教え」と「おかげ」の掲載のあり方への注目を契機とし、「信じる」人びとの信仰意識を神の現前性への問いとして、その歴史過程をさぐるものである。それを通して、「信じる」ことの意味を再喚起させ、「教え」と「おかげ」という、とかく対比的に捉えられる両者の関係理解のあり方の見直しを図ったものとして評価できる。

○わけでも、本論で述べられている高橋正雄や片島幸吉らが、自らの抱えた苦悩や不安を「教え」の規範性によって意味づけられなかった経験から、そうした規範性自体を超克すべき対象として捉え直していく過程は、現代社会に生きる者にとっての「神の現れ」や「神との出合い」の持つ可能性が示唆されており、興味深いものであった。

○また、高橋や片島らの経験の様相には、「金光教」を所与とせず、問いに付しつつ捉え直す中で「金光教」の具体化を試みるという、時代的な問題意識との関わりがうかがわれる。このことから、改めて、彼らの信仰的実践のあり方が持っていた歴史的位置や意義、そしてその展開のあり方に対する関心を抱く。今後、同時代の教師層や信徒層、さらには他宗教（者）の動向などとの比較を通じた研究に期待したい。

〈佐藤道文研究ノート〉

○この研究は、赤沢文治（金光大神）の神主号の取得に関わる「添翰願」をめぐる、大谷村役人（庄屋・年寄役）が奥書・請判に応じたことに注目し、その要因を「大谷村」の歴史的背景との関わりで考察したものである。この「大谷村」という視座を用いた取り組みは、金光大神の広前の歴史実態の様相を究明していくことに向けた方法的試みとして了解できる。

○本論で、村役人が「添翰願」に応じた要因を、困窮する村内の生活状況等との関わりで論じることからは、今後さらに、例えば、明治一〇年の「氏子は大谷村の金神社と申し」という「お知らせ」など、村側の意図や要因を問わせた教祖事蹟の再解釈という研究的余地が浮かび上がって来る。

○もともと、この度の取り組みを通しては、方法論を意識する余りか、具体的論述において村役人と赤沢文治の関係が対抗的、対立的なものとして、単調になった嫌いがある。今後は、「大谷村」というものを構成し、成り立たせていた村民相互の重層的な関係の究明や、他村の事例との比較を通じた、課題意識や方法の錬磨が必要となってくるであろう。

（紀要全般、近年の研究動向について）

○東日本大震災以降、宗教社会学者を中心に、社会の側から宗教の役割をめぐる議論、とりわけ、信仰に基づいてどのような具体的社会貢献が可能かというソーシヤル・キャピタル論が活発化している。それと共に、社会が希求する「救済」の意味を信仰の立場で問い直し、明らかにしようとする教学研究の営みへの関心が高まってきている。その意味で、震災以降の信仰のあり方を視野に収めた二編の論文は、時宜に適った意欲的な取り組みと言えるだろう。

○今年、紀要『金光教学』は刊行開始から五五年にあたる。これまで数多くの研究成果が発表されてきている。研究成果のボリュームが増えたことで、抱いた疑問や関心を全ての成果にあたって調べるのが困難になりつつある。近年、新たな研究的交流促進への関心から、研究成果のインターネット上への公開のことが話題に上がっているが、例えば、キーワード検索の機能を持たせるなど、研究成果の幅広い利用・活用に向けた方法も講じてもらいたい。

彙報

—平成二五・四・一〜平成二六・三・三一—

平成二五年度の業務概要……………	110頁
研究題目の認定……………	111頁
研究講座……………	111頁
研究発表会……………	112頁
教典に関する基礎資料の編集……………	112頁
資料の収集・管理……………	112頁
教学研究会……………	113頁
教学に関する交流集会……………	115頁
教学講演会……………	115頁
教団付置研究所懇話会……………	116頁
研究交流・各種会合への出席……………	117頁
嘱託・研究員……………	117頁
評議員……………	117頁
研究生……………	118頁
通信の発行……………	119頁
ホームページの運営・管理……………	119頁
人事関係……………	119頁
学院・図書館との関係、その他……………	120頁

平成二五年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学講演会（二回）については、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催した。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の研究課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加した。

(3) 資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、公開基準に基づいた資料照会の態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

その他、従来通り所員・助手の個別的指導関係を基本にした研究発表や各ゼミを通じて研究者相互の意識向上に努めた。

研究題目の認定

四月二三日、七名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○「覚帳」に照らし出される貨幣経済―宮の問題をめぐって―

大林 浩治

○「覚書」へもたらされる視座の問題

―「覚帳」後筆・貼紙を手がかりに―

岩崎 繁之

○近世末期大谷村の「村普請」の諸相

―治水・灌漑に関する地方文書を手がかりに―

佐藤 道文

○「覚帳」明治元年九月二十四日のお知らせに関する一考察

―「わが身の姿を見よ」への注目から―

白石 淳平

〈第二部〉

○金光大神に見る死生への問い―七墓の事蹟に注目して―

高橋 昌之

○小幡彦助の事蹟に浮かぶ意味への探究

―神・金光大神・共同体との関わり合いに着目して―

藤本 拓也

〈第三部〉

○昭和四十年代の施策過程に見る地方教務の〈自主〉とその課題

―「現代社会に布教する教会委員会」の取り組みを中心に―

児山 真生

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ―大林、岩崎、佐藤、白石、藤本

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストにしたゼミを七回実施した。また、教祖時代の大谷村と現在との溜め池の位置や状況の変化についての理解を深めるべく、金光町内にて現地実習を一回行つた。

二、教義ゼミ―高橋、藤本

研究課題・方法に関するゼミを六回実施した。このうち一回は研究生講座（調査実習）にあわせて国立療養所邑久光明園の金光教求信会にて現地実習（25・8・30）を行つた。

三、教団史資料ゼミ―児山、佐藤、山田

教団史研究の方法論検討のために六回実施した。

四、文献・資料講読会―白石、藤本、山田

若手研究者相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を八回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○本教の「礼典」に関する一考察

―神道金光教会学問所のカリキュラム編成に注目して―

山田 光徳(25・6・17)

○神道金光教会における儀式形成過程の諸相

―政治・社会問題等に関する研究会の

「報告書」を手がかりにして―

山田 光徳(25・11・7)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料との照合および、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を六回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

- (1) 戦後教団史に関する聴取調査(25・5・21) 出張者二名／総社 教会長森定齋氏より(於総社教会)
- (2) 物品資料三点の收受(25・6・9)／六甲教会会長沢田重信氏より
- (3) 金光大神に関する資料一点の收受(25・7・3)／品川教会長川上功績氏より

川上功績氏より

- (4) 布教史資料二三点の收受(25・7・11)／相賀正実氏より
- (5) 総務部長提供資料五六点の收受(25・7・17)／総務部長より
- (6) DVD一点の收受(25・8・30)／榎本初子氏より
- (7) 教団史資料一点の借用(25・9・9)／第二部長高橋昌之より
- (8) 倉敷市歴史資料整備室所蔵資料の調査収集及び墓地調査(25・11・1) 出張者六名／於倉敷市真備町及び玉島
- (9) 信心生活に関する聴取調査(25・12・4) 出張者三名 資料二点の借用／熊毛教会徳永光彦氏より聴取(於熊毛教会)
- (10) 神道金光教会講社関係資料の調査収集(25・12・4～5) 出張者三名／田尻教会(資料三七点借用)、灘教会(資料一箱分借用)、岩国市徴古館
- (11) 戦後教団史に関する聴取調査(25・12・12) 出張者二名／総社 教会長森定齋氏より(於総社教会)

二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

教団史資料追加分目録(三三七四点)、新規登録資料目録(二一点)、新収図書(三六五点)、教団書庫目録紀要(九六点)、同学

会誌（一〇六点）をコンピュータへ登録した。

(2)資料の複写

(イ)総務部長提供資料

一四七六二枚 四九点

(ロ)布教史資料

二〇四二枚 三六点

(ハ)教団史資料（追加分）

二七四枚 一点

(ニ)教義資料

一七六枚 一点

(ホ)金光大神関係資料

六一枚 四点

(ヘ)信心生活記録資料

三〇枚 一点

(ト)教団史資料戦前期

二九枚 一点

(チ)紀要『金光教学』（スキャナーによるPDFデータ化）

九六四三頁 五三点

(3)資料の整理

(イ)教団史資料

○祭場保管資料の目録を作成した。

○教務センター資料の整理を行った。

○新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ロ)布教史資料

○新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ハ)金光大神関係資料

○新規収集資料を整理し、目録を作成した。

(ニ)総務部長提供資料

○提供資料を整理し、目録を作成した。

(ホ)視聴覚資料

○収受したCD・DVDの登録作業を行った。

○カセットテープの音声データ化作業を行った。

(ハ)その他

○調査写真の写真資料データ一覧を作成した。

○紀要『金光教学』のPDFデータ化作業を行った。

(4)図書の整理・保管

新収図書三六五点の受入、寄贈図書六八〇点の受入目録作成、破損図書の補修、所在不明図書の確認、補充及び整理を行っ

た。

(5)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成二五年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

「資料にみる神道金光教会講社結取」を業務報告として提出した。

教 学 研 究 会

第五二回教学研究会（25・7・13～14）

一、テーマ「教祖性の歴史／教祖の歴史性」

二、会場 金光北ウイング やつなみホール

三、日程

第一日

【個別発表】

〔A会場〕

①小幡彦助の事蹟に浮かぶ意味への探究

藤本 拓也

②金光大神に見る死生への問い

高橋 昌之

―七墓の事蹟に注目して―

高橋 昌之

③教学事始（@教会御用）

高阪 有人

④「教え」と「おかげ」―神の現前への問い―

大林 浩治

⑤金神からの天地金乃神への転態について

姫野 教善

〔B会場〕

①明治二〇年代の「礼典」に関する一考察

山田 光徳

―『祭祝類典』編纂開始への道程に注目して―

山田 光徳

②「こじらせ世代」の神信心

西村 明正

③慶応二年二月の「添翰願」に見る大谷村と赤沢文治

佐藤 道文

―「永代御用記」を中心に―

佐藤 道文

④資料に見る明治期山口県下の信仰展開の諸相

三好 光一

⑤昭和四〇年代の地方教務における（布教）とその課題

三好 光一

【プレシンポジウム】

『語られた教祖』での取り組みから

○話題提供・対談

宮本要太郎

竹部 弘

司会 大林 浩治

第二日

【全体会シンポジウム】

①発題

①「教祖の経験と教祖伝の経験

―その条件・差異をめぐって―

白石 淳平

②「教祖を語ることの可能性

―「覚帳」「覚書」への眼差しと現代―

岩崎 繁之

(2)コメント

竹部 弘

(3)全体討議

四、出席者

司会 大林 浩治

井上宗一（湖北・東近畿教務センター）、荻野理喜之助（馬込・

東京センター）、楠木信浩（王寺・国際センター）、桑山浩明（六

甲）、斎藤文彦（烏丸・龍谷大学）、鈴木義雄（熱田）、高橋浩

一郎（岡山・東中国教務センター）、富増彰生（水田）、西村明

正（西宮）、橋本美智雄（伏見）、服部貴子（牧野）、古瀬真一（阪

急塚口）、古瀬徳雄（阪急塚口・関西福祉大学）、河崎信示（総

務部）、山崎勢次（布教二部）、金光清治（広前部）、坂口光正、

佐藤光貴（以上、学院）、滝口祥雄、堀井雄輔（以上、金光図

書館）

姫野教善、前田祝一、早川公明、河井信吉、宮本要太郎、渡辺

順一、土居浩（以上、囑託）

岩崎道典、佐藤武志、松岡光一、宮下寿美、高阪有人、八坂恒

徳（以上、研究員）

本所職員、研究生、教務実習生

教学に関する交流集会

第六回教学に関する交流集会（25・12・2）

本所では、地方在住信奉者との交流、対話を通じて、教内において教学研究の意義、役割が理解されていくことに努めると共に、教学研究に対する要望を徴すべく、教学に関する交流集会を開催している。今年度は、東京センターの協力を得て、次の通り開催した。

一、テーマ 「今、「家族」をめぐるって」

二、会場 東京センター（東京都文京区）

三、日程

発題

①白石淳平（本所所員）

「「家族」って何だろう

——「家族の問題」から、問題としての「家族」へ——

②和泉晃三（関東教区青年教師会委員長）

「教会での御用を通して感じること」

③田林早弥香（金光教いずみ会代表）

「難儀な氏子、本当の父母に出会う

——機能不全家族に生まれて——

グループ懇談

全体懇談

四、参加者

五、出張者

関東教区の教師、信徒を中心に三三名
竹部弘（所長）、高橋昌之、白石淳平、藤本拓也（以上、所員）、山田光徳（助手）

教学講演会

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、左記の通り二回実施した。

○第一三回教学講演会（25・6・9）

一、会場 境内休憩所二階

二、日程

講演1

「神の呼びかけに生きる」

藤本 拓也

講演2

「今、原典まよに見えること——「覚帳」公開30年を迎えて——

岩崎 繁之

○第一四回教学講演会（25・12・8）

一、会場 本部広前会堂西二階

二、日程

講演1

「大谷村役人と赤沢文治

—慶応二年二月の「添翰願」に注目して— 佐藤 道文

講演2

「教え」と「おかげ」

大林 浩治

講演3

「金光大神の晩年と天地の莊嚴」

竹部 弘

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第一二回教団付置研究所懇話会・年次大会が開催された。

第一二回教団付置研究所懇話会・年次大会(25・10・3)

今回は、二三研究機関・団体から九六名が参加した。同大会では、真如苑教務長補佐西川勢二氏の歓迎挨拶の後、「ケアとしての宗教」をテーマに三つの研究機関の代表者による研究発表が行われた。その後、総会で、第一三回の大会は真宗大谷派教学研究所にて開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、宗教情報センター、智山伝法院、日蓮宗現代宗教研究所、

西地区が、NCC宗教研究所、真宗大谷派教学研究研究所、中山身語正宗教学研究所に決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

一、会場 真如苑現院
二、日程

研究発表

①真名子晃征(浄土真宗本願寺派総合研究所)

「教誨師と更正活動」

②秀島くみこ(中央学術研究所)

「立正佼成会・一食を捧げる運動について」

〔宗教団体ならではの国際協力活動を目指して〕

③鈴木隆(オリエンス宗教研究所)

「カトリックの葬儀と日本文化」

三、参加研究所・団体

NCC宗教研究所、オリエンス宗教研究所、大本教学研究鑽所、国際仏教交流センター、金光教学研究研究所、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、真宗大谷派教学研究研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、玉光神社、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、中山身語正宗教学研究研究所、日蓮宗現代宗教研究所(以上、会員)、天理大学おやさと研究所、新日本宗教団体連合会、辨天宗教理研究室、陽光文明研究所、臨済宗妙心寺派教化センター(以上、オブザーバー)。

なお、本所からは竹部弘（所長）が参加した。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

- 宗教社会学の会（25・4・20）一名
 - 岡山民俗学会（25・4・28）三名
 - 歴史学研究会（25・5・25）26）二名
 - 「宗教と社会」学会（25・6・15）16）二名
 - 日本宗教学会（25・9・6）8）二名
 - 宗教倫理学会（25・10・12）二名
 - 唯物論研究協会（25・10・19）20）一名
 - 人文地理学会（25・11・9）10）一名
 - 歴史科学協議会（25・11・16）17）一名
 - 日本近世文学会（25・11・16）17）一名
 - 日本生命倫理学会（25・11・30）12・1）三名
 - 日本臨床死生学会（25・12・7）8）一名
- 二、教内会合
- 布教史研究連絡協議会準備会（25・7・17）一名
 - 金光教広島平和集会（25・7・27）一名
 - 平成25年度「教祖セミナー」（25・8・19、主催・西中国教務センター）二名
 - ・高橋昌之（所員）が「天地書附について」、白石淳平（同）

が「教祖様の祈り」の祈りの世界。に呼ばれて」と題して講義を行った。

- 平成25年度「教団の布教」に関する研修会」（25・8・29、主催・大阪センター）、「本部教庁職員研修会」（25・11・7、主催・本部教庁）

・児山真生（所員）が、両日ともに「戦後教政史に学ぶ―敗戦から昭和と二九年教規まで―」と題して講義を行った。

- 「教祖百三十年研修」（25・9・8、主催・静岡県東部教会連合会）
- ・竹部弘（所長）が「神人の祈り」と題して講義を行った。

- 「教祖生誕二百年記念講座」（第一回26・2・24）25、東京特別講座26・3・8、第二回26・3・10、主催・本部教庁）

・竹部弘（所長）が「信心の胎動」（第一回）、「遙かな呼び声―身代わりをめぐる―」（東京特別講座）、「神と人との間」（第二回）と題して講義を行った。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五二回教学研究会、第四五回紀要掲載論文検討会への参加、また、教学論特別講座（各論五）への出講を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第九六回（25・9・5）

平成二六年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は安武道義、松沢光明、松岡道雄、岩崎道與の各評議員と所長以下六名の職員であった。

○第九七回（26・3・4～5）

平成二五年度研究報告並びに業務報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は安武道義、森田光照、松沢光明、松岡道雄、岩崎道與の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研究生

本年度は、左記の二名に、五月一日から五か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

松本周（浦和教会）、角真紀子（瀬高教会）

実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1) 紀要論文解題

選定した紀要論文の解題を通して、問題関心を引き出すべく、レポートを提出した。

(2) 文献・資料解題

右記のレポート作成から浮上した問題関心を基に、選定した文献または資料の解題を通して、問題関心の明確化を図るべくレポートを提出した。

(3) 実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

○松本周

明治期の教内紙誌の記事分析から、信心の言葉が生み出されていく様相把握を試みた。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、次の各講座を受講した。

(1) 教学論総論―担当者、所長

教学研究の意義・分野・課題等、総括的理解を深めるための講義を実施した。

(2) 教学論各論―5―担当者、部長・幹事・嘱託・元所員

教学研究の基礎理念・歴史、教祖研究・教義研究・教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施し

三、研究事務―担当、資料室・主査

- た。また、土居浩（囑託）により、教学研究の意義や役割、今日的課題についての講義（25・8・29）を、水野照雄（元所員）により、本教の現状とそれを取り巻く今日的な問題についての講義（25・9・3）を実施した。
- (3) 紀要論文講読―担当者、所員
 教学論文の講読、討議を通じて、論文を構成する視点、方法、そして資料との関係等、具体的な研究作法を学ぶべく六回実施した。
- (4) 文献・資料講読―担当者、所長・所員
 基本的な資料に触れ、問題関心を掘り起こすとともに、学術論文の講読を通じて見識を深め、問題を捉える視野を広げるべく八回実施した。
- (5) 資料解読―担当、資料室
 くずし字解読法や文書類特有の用語法等を学ぶべく二回実施した。
- (6) 調査実習―担当者、資料室・主査
 調査の立案、実施に向けた準備、収集資料の整理等、研究調査の基本的作法を学ぶべく教義ゼミにあわせて一回実施した。
- (7) 事務室・資料室の御用について―担当者、事務長
 研究が為されていくうえで不可欠である事務室・資料室の業務内容と研究との関わりについて学ぶべく一回実施した。

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料整理、図書整理を行なった。

四、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第三五号を以下の通り発行した。

一、期日 平成二五年六月九日

二、内容 巻頭言、年度計画、投稿、研究報告座談会、他

三、部数 三四〇部（A4判、一二頁）

ホームページの運営・管理

ホームページを適宜更新した（<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>）。

人事関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

○所長竹部弘、六月三〇日で任期満了、翌日付で再任。○教師毛利義幸、九月一日付で書記に任命、同日付で資料室員に

指名。○所員藤本拓也、三月一日付で国際センターへ異動。

○所員佐藤道文、三月二五日付で辞任。

(2) 研究生

○教徒松本周、同角真紀子、五月一日付で研究生を委嘱。松本周は九月三〇日で委嘱期間満了、角真紀子は九月一〇日付で解嘱。

(3) 研究員

○研究員佐藤武志、一月三〇日で任期満了、翌日付で再度委嘱。

二、本所職員並びに本所関係者数(26・3・31現在)

職員一二名(所長1部長3幹事1所員1助手1事務長1主事3書記1)、嘱託八名、研究員六名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

(1) 学院前期基礎過程の講義に、以下の職員が出講した。

① 教祖特別講義(所員大林浩治、同岩崎繁之、同佐藤道文、

同白石淳平)(25・11・14)

② 教義特別講義(所員高橋昌之)(25・11・20)

③ 教団史特別講義(所員兎山真生、助手山田光徳)(25・11・21)

(2) 学院後期研修・実習過程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義(所長竹部弘)(26・2・8)

(3) 学院と研究所との懇談を実施した。(26・3・26)

二、図書館

(1) 図書館展示についての懇談を実施した。(所員岩崎繁之、同佐藤道文、同白石淳平)(25・11・13)

(2) 図書館と研究所との懇談を実施した。(26・3・12)

三、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。(敬称略)

○水内勇太(同志社大学大学院博士課程)(25・4・25)

○坂東照啓(大阪大学准教授)(25・5・2)

○藤井麻央(國學院大學大学院博士課程)(25・6・21、26・3・

13、14)

103	119		101	100	97	90	38	33	頁	紀要『金光教学』第五三号正誤表
	△1	下段△9	下段△4	△5	5	△4	下段11	下段△10	上段△1	
慶応二年二月一〇日		五流尊龍院			庄屋（小野四右衛門）	抱かれたと	金光宅吉	祭り前	誤	
慶應三年二月一〇日		五流尊瀧院			庄屋（小野慎一郎）	抱かれたと	金光攝胤	祭前	正	

「△」は後ろからの印

金光教学第 54 号

平成26年9月20日印刷
平成26年9月25日発行

編 集・金光教教学研究
印 刷・昭和印刷株式会社
発 行・金光教教学研究

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごぎきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまわって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごぎきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学的研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時やその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失へるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるとどまり、その信仰生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教学研究所長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2014
No.54

CONTENTS

TAKAHASHI, MASAYUKI

"Seven Graves" of Founder's family and Inquiry for Life and Death..... 1

MIYOSHI, KOICHI

Aspects of early substances of Shinto Konko Kyokai analyzed
by Kancho-ke Materials 46

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2013 100

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 107

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2013 110